矯正図書館

刑政

第四十四巻　四月號　第四號

卷頭言	正木亮	2
刑事政策上より見たる懲罰の將來（下）	正木亮	4
アメリカに於ける死刑制度	尾後貫莊太郎	13
フロイデンタールの日記より		22
行刑作業と災害問題について（續）	前田靜雄	36
不良兒惡囚の調査（九）	吉益脩夫	44
オスボーンの建設したプリズン・コムミユニテイー	フランク・タンネンバウム	54
英國議會に於ける死刑の試驗的廢止案		68
全國刑務所の沿革（二）		71
品評會概評（下）	Y生	75
海外異聞錄——家庭の頁——練習所見學の記——讀者の頁——刑政俳壇——敍任辭令——行刑統計——雜報其他		

財團法人　刑務協會發行

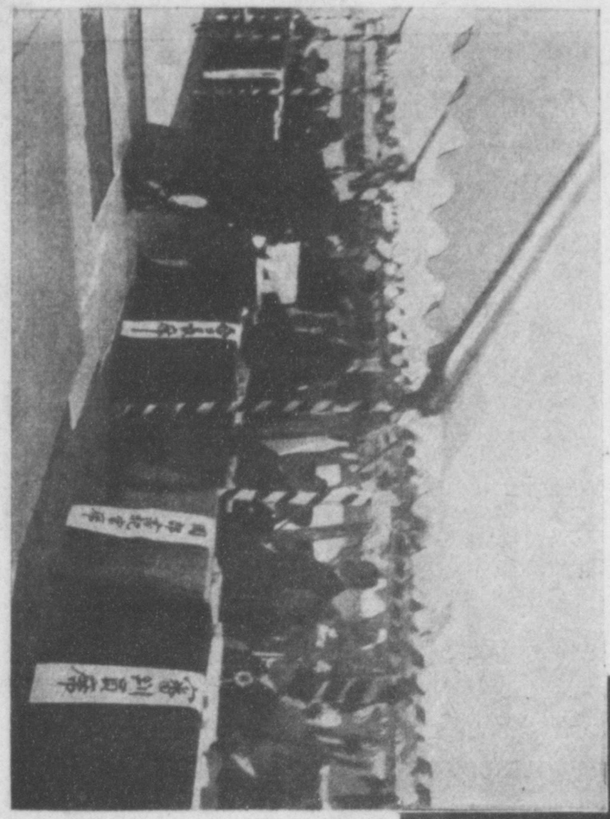

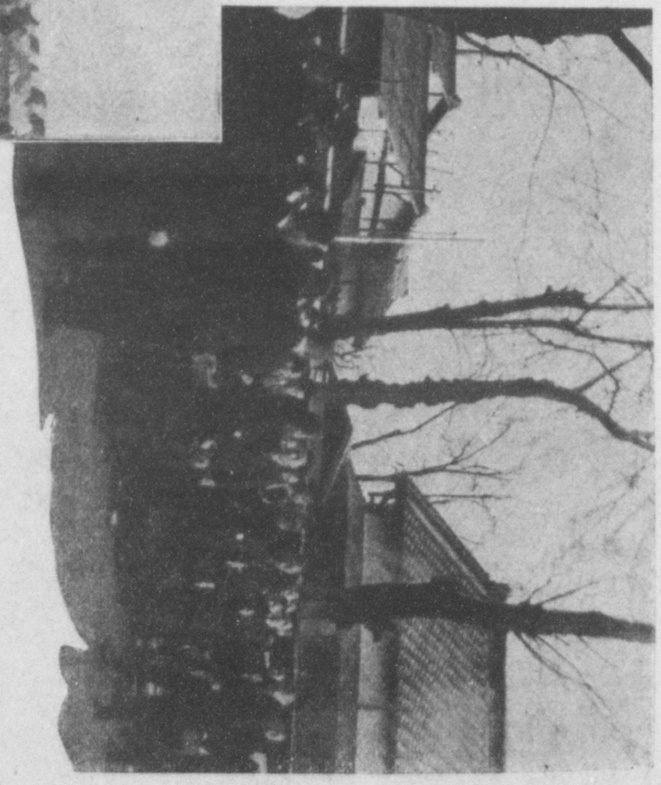

式彰表るけ於に所務刑橋前

上國は分終會

司法省行刑局長　松井和義
東京帝大教授
法學博士　牧野英一　編纂

行刑論集

◎序文　清浦伯爵　花井博士　牧野博士
◎菊判　美本七百七十二頁
◎定價　上製四圓　並製三圓五拾錢

←「刑政」第五百號記念大論文集→

行刑界の最高權威書出現!!!

轉近刑事學の重點が、行刑に遷ることになつたことに付ては、最早疑はない。實證を離れて行刑の存在はない。特別豫防を省みない刑事政策は累犯防止に對しては殆んど意義がない。そこに歐米各國が行刑制度の研究、その設備の完成に精進しつつある所以があるのである。我國に於ても行刑に關する問題が、朝野識者の耳目を聳動する事になつたがそれは結局社會の要求に外ならないのである。

茲に於て、斯界の唯一の指導、研究機關として、明治廿一年より四十餘星霜の間、刑事思潮を醸成してゐた我が「刑政」は第五百號發刊を記念して、斯界に劃期的貢獻を爲す可くここに「行刑論集」を刊行することにした。

執筆者は孰れも斯界の權威者、その內容は行刑の各方面の問題を網羅し之を一卷に納め盡して居る。

われ〳〵は茲にわが國に於ける唯一の實證的な參考書の編纂されたことを自詡したい。

殘本僅少

↓內容↑

牧野英一……近代的自由型の誕生　瀧川幸辰
豐島直通……未決勾留に就て　小野清一郎
正木亮……教育に於ける作業の地位　吉田熊次
森山武市郎……行刑衞生に就て　芥川信
河邊湛然……累進制に關する或考察　椎名通藏
住江敬義……不定期刑　泉二新熊
古畑種基……精神病學と刑務所　三宅鑛一
勝水淳行……釋放者保護事業概觀　太原昇
小山松吉……監獄の沿革　岡部常
木村龜二……監獄の沿革　松井和義

發行所　刑務協會　電話銀座二三四四番
賣捌所　有斐閣　振替東京二五〇五九番　電話九段三二三番　振替東京三七〇番

刑政第44巻第4号

矯正図書館

刑政

第四十四巻
第四號

前橋刑務所に於ける表彰式

矯正図書館

刑務官の自由裁量と刑罰の權衡性

わたくしは最近行刑局に於て調査された假出獄の成績を見て驚くべき結果を發見した。從來、わたくしは刑務所長はいかにすれば速に受刑者を釋放することが出來るかといふことに基礎觀念を置いて居るものだと考へて居た。又假釋放の多きを以つて誇るべき成績だと自稱されるものだと信じて居た。刑務官の自由裁量といふものはかやうな根本觀念に基いて行はれそれによつて刑罰の權衡性は僅に保たれつつあるものだと信じて居たのである。

しかるに、當局の調査によれば玆三年の間に僅に一件の假出獄をも許さない刑務所が三、四ケ所もあつたのを見てわたくしは驚いた。假に、それが常習犯人を拘禁する刑務所であるならば未だ怨すべし、しかもそれが初犯者をも拘禁するところに於て數年間に一人をも假出獄を爲し得ざるとすればその刑務所長は既に教育家としての技能を欠如するものではあるまいか。

刑務所長の技能はとにかくとしてさやうな刑務所長の所在する地の受刑者はその人の所在によつて刑の加重を受けつゝあるものだといつて過言はない。

わたくしは特にかやうな基礎思想を持つ人々に對し特に深き考慮を拂つて頂き度い。例へば自分の子供が學校を卒業する場合を考へて貰ひ度い。完全な點數に達しては居なくても速く卒業させ度いのが親心ではないか。また、かくして卒業させることが反つて彼を自立せしむる所以であることはただに親心のみではないのだ。

假出獄を忘れた行刑は廿世紀の行刑ではない。その廿世紀の行刑に假出獄を遺忘する刑務所のあることをわたくしは嘲りたい。

此の度、鹽野行刑局長はその就任第一の事業として假釋放審査標準規程の草案を各所に配付してその意見を求められた。新局長の方針は行刑の最後の效果は速に釋放し、早く社會に伍せしめようとされるのである。その方針を形式的な而も獨裁的な刑務所長の自由裁量より科學的審査に移さうとされるのである。社會の感情、被害者の反感の融和する限り本人の危險性を標準として假釋放を許さうとされるのである。

よし、それが慣習犯人であるにせよ、思想的犯罪人であるにせよ、社會的危險性がなくなれば速に假釋放せしめようとされるのが右草案の刑事政策上に投じた一大波紋なのである。

同時にその草案の實現によつて自由刑に於ける衡平性を日本の律々浦々にまで及ばしめようとされるのである。

わたくしは思ふ。受刑者の改善はラジオや蓄音器や乃至はこざかしき指先の變化で完成するものではない。お團子で腹がふくれないやうにお說敎丈けでも心の腹はふくれないのだ。

要は自由への要望だ。その要望をうまく許し得ることが近代行刑の最善なるものなのである。鹽野局長の今回の諸問はその意味に於て行刑界近時の出來事であると思ふ。

わたくしは刑務官諸君が此の際假釋放審査標準規程を機緣として特に之に對する刑事政策的價値を冷靜に批評せられむことを望む。

正木亮

昭和六年三月廿三日

刑政第44巻第4号
矯正図書館

刑事政策より見たる懲罰の將來

正木亮

目次

一 はしがき
二 懲罰の目的
三 罪刑法定主義と懲罰(以上前號)
四 懲罰の裁判主義
五 懲罰の裁判手續
六 けつろん

四

懲罰が監獄生活者に對する一つの刑罰であるといふことになれば監獄生活者はその刑罰を不當に受けてはたまらない。また、それを濫用され得る狀態に置かれては彼等の生活は決して安定ではない。

われわれ社會人が裁判の對審判決を原則として公開されて居る(憲法第五十九條)ことによつてわれわれが無辜の罪を受くることを逃がれ得るやうに此の小社會の人人も亦日常生活のかやうな保障を必要とすることは當然のことである。否々、わたくしはそれが非合法的な生活を營んだ人人の集りである丈けに普通社會生活に於けるよりもより以上にその必要を感ずるのである。何となれば、彼等の間には根も葉もない中傷が起り、罵詈が行はれ誣言が放たれるからである。

彼等は普通人と違つた第六感を所有して居る。一を知つて十に妄想し得る天才の集りであるがその才能は時として他人を無辜に陷れるのである。彼等に接渉する擔當看守が若し無能のでくの坊で彼の天才的第六感に左右され之を所長に報告しその報告に基いて言渡される懲罰は果して妥當なりや否や。

またわたくしはかういふ實例を聞いて居る。或受刑者が犯則をやつたとして所長から減食罰七日に處すと言渡された。それに對して被罰者は異議をとなへた。その異議に對して所長は即時、その抗辯に對し更に重屏禁七日に處すとやつた。被罰者はかんかんに怒つて所長を罵詈した。所長はその罵詈に對して更に作業賞與金削減百圓に處すと宣告していくらでも宣告の連發をやつたものである。

この事案に對して第一に着眼すべきことは懲罰手續に對し被懲罰者が何等防禦權を認められて居ないことである。刑事被告人に陳述の義務のないことや、その他の特點が與へられて居るに拘はらず、此處小社會の刑事被告人には何故にさやうな特點が與へられてはならぬのであ

らうか。

裁判長すら公判開廷中の秩序維持權として僅かに閉廷時までの勾留又は五圓以下の罰金若は五日以内の拘留に處することを得るに過ぎない(裁判所構成法第一〇八、一〇九條)のに拘はらず此處小社會の刑事手續に於ては本犯に科する主刑に加ふるに防衛權行使の方法たる被罰者の行爲に對し、その主刑よりも更らに重き主刑が科せられつつあるのである。

この狀態を見て法治國民としてのわれわれは何を感じてよいか。わたくしは思ふ。普通の裁判に於ては日本國民は自己を防衛し得るあらゆる權利を保留せられ而して一度下獄するや玆に典獄の權限の前には正當なる自己の防衛すらもゆるされなくなるのである。ここに裁判前の刑と下獄後の刑との間に本質を分たねばならぬ不可思議な狀態が生れるのである。

しかし、刑はしかく頭が人間で尻尾が蛇であるべきではない。頭も尻尾も整然たる一匹でなければならぬのである。この整然たる一匹である爲めには刑事訴訟法に於ける大原則は判決確定後の犯人の受刑生活にも援用されねばならぬのである。

先づ小社會の裁判にも被告人の防衛權を與へよ。さうして、その裁判は之を公開せよ。不告不理の原則も一事不再理の觀念も亦懲罰の基本觀念でなくてはならぬのである。しかく保障することによつて囚人生活も亦不安が一掃されることは想像にかたくない。

典獄が上述のやうに懲罰權を濫用することは刑事訴訟法の鐵則に依據せねばならぬ監獄法の精神を知らぬ封建時代の甲冑典獄の遺物である。かやうなことが今でも時に行はるればこ

そ刑務所は法の伏魔殿だといはれるのだ。

行刑は囚人をして合法的生活に導くにありと。しかし、法律の精神に背反する處遇をやる奴にどうして合法的生活に導き得られよう。そこで、わたくしは懲罰の合法性を發揮せしむるが爲めにここに懲罰を典獄の權限からうばつて裁判主義に變更することを提唱したいのである。

懲罰の裁判は誰れが之を爲すべきか。憲法の精神によればそれが裁判官によつて行はるべきことは玆に之を詳論するまでもない。しかし、今日囚人に對する懲罰はよしそれが刑法各本條に該當する行爲であつても、刑の執行中に行はれる以上先づそれは監獄の紀律を紊すものとして行政的懲罰に委ねられて居るのである。

實務家は往々にして懲戒及び紀律 Zucht oder Ordnung は行刑の總ての試みの基調だといつてそれを刑務官に屬せしめようとして居る。さうして、刑務官が紀律といふ抽象語にかくれて專斷的な自由裁量をやるその行動に對する不滿は彼等に敎化不能の種を蒔いて了ふことになるのである。

かやうな意味から懲罰の裁判に付き二つの主義が考慮されねばならぬのである。その一は囚人達をして裁判所を構成せしむること Gefangenengericht であつて、その二は懲役禁錮等の爲めに各別に裁判所を設けようとする主義である。その他に裁判ではないが典獄の專斷をさけるが爲めの刑務委員會制度もある。

以上三つの主義を折衷してわたくしは懲罰の妥當なる運用は輕微なる犯則に付ては刑務委

員會をして之に當らしめその重き犯則に付ては之を第二に揭げた裁判所をして審理せしめ而して受刑者の自治心向上の一方法として第一に揭げた囚人裁判所を活用せしめ度い。具體的にいへば監獄法第六十條に揭ぐるものの中叱責、賞遇の三月以內の停止、賞遇の廢止、文書圖書閱讀の三月以內の禁止、請願作業十日以內の停止、自辨に係る衣類臥具著用の十五日以內の停止は之を刑務委員會にさうして糧食自辨の十五日以內の停止、運動の五日以內の停止、作業賞與金計算高の一部又は全部減削、七日以內の減食、二月以內の輕屛禁及七日以內の重屛禁は之を裁判所の管轄に屬せしめたいのである。何となれば前者は囚人の處遇の一端であり後者はそれが或は體罰であり或は財產刑であり乃至は自由剝奪であり法律によつて處遇を定め裁判官をして審理を爲さしむる事案であるからである。

かくすることに於て懲罰の刑事政策的意義は始めて期待し得らるることになるのであるし、わたくしは刑罰の實質が今日より以上に法律的に社會に考へられることになると懲罰の裁判主義が擡頭するであらうことを毫も疑はないのである。

五

懲罰に對し委員會が如何に關與すべきかに付てはわたくしの屢々のべたところだからここには再び繰返すまい。

問題になるのは禁錮又は懲役の爲めに各裁判所を組織し、いかにして懲罰權の具體的行使を定めるかの點である。此の裁判所の組織に關する最近の立法例としてわたくしはここに一九二五年のチエコスロヴアキヤの刑法草案第九十六條を擧げて見よう。

同條によれば此の裁判所は裁判長及び二名の陪席より成立つ。裁判長は司法省より此の職務を委ねられたる判事之に當り、陪席は司法省の監督官の意見を聽き三年間之を任命する。陪席は陪審員たるの權限を持つものでなければならぬ。

囚人裁判所は之に與へられたる事件を非公開の中に決定するのだがその以前に刑務委員又はその代表者に答辯の機會を與へその他の手續に付ては區裁判所の手續に關する規定を適用する。さうして、その原告官たるの職務は刑務委員の中より定められたる人が之に當る。事件に關係ある受刑者が辯護人を願出でたる場合は成るべく監督官廳の選任したる辯護人を付け又は少くとも本人に辯解の可能を許さねばならない。特に疑ひを挾むべき重大なる理由がなければ囚人の自選したる選護人を許さねばならぬ。

囚人裁判所が懲罰の上級(輕い級)に進むことに關し、假釋放その他の恩典に關して囚人の情願を排斥するときは再びその情願をくり返さざる樣に期間を定めることが出來る。

チエコスロヴアキヤの囚人裁判所制は刑事政策上極めて意義が深い。しかし、折角の囚人裁判所が懲罰の爲めに用ゐられるのは僅かに次の二點に過ぎなかつた(第百五條)。

1囚人の矯正の爲、若は懲戒を確保する爲に峻嚴なる處罰を必要なりと認めたるとき。

2囚人が一年の重懲役又は輕懲役以上の重刑に處せられざる犯行をなしたるとき。

さうして所謂懲罰は暗室屏禁に至るまで原則として典獄に委ねたが、わたくしはその點は未だチエコスロヴアキヤが刑罰の法律的本質に關し關心するところが薄かつた結果ではあるまいかと思ふ。

とにかく、わたくしは苟も懲戒罰を超へてそれが一種の刑法罰に値する以上最早行政官の手に委ねて犯罪の證明、刑の適用を爲さしむべからざることは憲法第二十三條の趣旨から見て當然のことだと考へるし、その意味に於て囚人裁判所の形式をチエコスロヴアキヤ刑法草案を參考にする必要が起つて來るであらうことを疑はないのである。

更に囚人處遇の一端として考へられる所謂囚人裁判所は一八九五年のニューヨーク・フリーヴイールのジョーヂ・ユニオール・レパブリツクに行はれた裁判制度である。ユニオール・レパブリツクでは囚人自治制が行はれた。その當然の歸結として玆に裁判權は少年等の手に委ねられたのである。その裁判所の判事、檢事は少年の中から選出されたが、しかしその指導者はやはり成年專門家であつた。只彼等の行ふ裁判は毎週一回公開して行はれ刑罰として許されたものは罰金と數ケ月までの自由刑であつたのである。この方法はブレストン・スクールにも用ゐられて居たし苟くも自治制の認められるところ豫期せらるることは當然であらう。さうして囚人どもがそれを行ふことにより彼等はおのづからに自治心自制心が養はれるであらうと考

へられたのである。

わたくしは今日のわが行刑に直ちに此の式を採り入れようとするのではない。又わたくしはしかく囚人をして裁判手續を習得せしむる必要も認めては居らない。だが、自治制の中にとりいれられた囚人裁判がもたらす一つの效果をも見落すことが出來ないのである。それは彼等が同囚の爲めに裁判を爲すが故に犯則の被疑者にはおのづから防衞權が與へられ、合法的な訴訟手續が期待し得らるることである。合法的な訴訟手續が行はるるとき無辜に泣く囚人の減少することはいふまでもない。わたくしは只その精神をとつてチエコスロヴアキヤの囚人裁判所と結び合せばいいと思ふのである。

六

要するに、刑事政策より見たるわたくしの懲罰觀は懲罰も亦一の敎化手段であるが故にその敎化價値を發揮せしむる爲めに玆に重要なる懲罰の爲に一の囚人裁判所を設置し囚人をして不當なる官憲の壓迫から免れしめよといふのである。その爲めに、囚人裁判所にも亦彈劾主義と便宜主義と實體的眞實主義と直接辯論主義と公開主義とを適用して懲罰の公正を囚人達に知らしめよといふのである。

惟ふに、行刑官吏が絕大なる權限を振ひ、囚人といふ一個の動物を對象として事を處理する間はそこに敎化も敎導も改善も期待出來るものではない。

囚人も處罰されて居る以外の點に於てはやはり日本の國民である。日本の國民である以上一個の犯罪事實に付て二個の主刑を受けることはあり得ない。刑罰の上に更に刑罰の屋根を葺くことは今日の法律ではゆるされぬことである。況んやそれを裁判官の手を經ずして科することがあれば法治國としての日本は既に滅亡の秋である。

今の懲罰制度にはその恨みはないか。

今日の懲罰は刑務官吏の權力を守る武器として使用されて居るではないか。それを武器として使用される間は囚人はいつまでたつても阿諛、便佞、屈辱、僞瞞、僞善をとり去ることは善良なる市民をつくる第一歩である。刑の教育的價値はそこから始めて光を發するのである。わたくしは刑のさやうな價値を發揮せしむる爲めにここに囚人裁判所を提唱するのである。それが刑事政策より見たる新しい懲罰への要求であることをさて誰か異議をとなへるであらうか。

——わたくしは本號に此の問題をもつと細かに討究して見たかつた。しかし、不幸にしてわたくしは中旬から流感に倒れて討究どころか竟に本誌の發行をも遲らさねばならぬことになつた。床の中で今日が二十日だ、二十一日だと考へると熱は少しも下つて呉れない。斷然わたくしは床の中でなぐり書きを始めた。チエコの草案や自治制の文獻が眼の中で廻つて居る。本當のなぐり書きだ。だがこれも編輯上の責任の一端だ。讀者諸君にやられるのは覺悟の前だ。かやうなわけなので特に讀者の御判讀と御諒承を願ひ度い

——昭和六・三・二六日夜——

アメリカに於ける死刑制度

尾後貫莊太郎

一

晩近の世界に於ける趨勢は、死刑を行ふことが漸次に減少して行く傾向にあることを否むことは出來ない。それは近代に於ける科學思想の影響であると共に、その科學思想に胚胎する刑罰法規中のかずかずの變革の然らしむる所であるのである。臨時法制審議會の決議したる刑法改正の綱領第二十七號によれば、わが國の新しき刑法に於ても、死刑の數を減少せしむることになつて居る。死刑存すべきか。之を廢すべきか。死刑は犯罪防止の目的に適合するや。社會的責任の原則を採るわれわれは、之を事細かに論議する必要はないであらう。私は、われわれの行刑思想に常に新しい刺戟と智識とを與へつつあるアメリカが、「死刑」を如何に取扱つて來たか、又取扱ひつつあるか、を瞥見し、さうして「死刑」の行方に對する幾分かの示唆を得たいと思ふのである。

二

アメリカに於ける刑罰法規の中のかずかずの重要なる變革の一つは、死刑を以て刑罰とする犯罪の數が次第に減少したことである。初期のアメリカ諸州に於ては、その數が十二若しくはそれ以上にも上り、ペンシルヴェニア州の如

きは十七にも達して居つた程であつたのである。一八九二年に於てさへ、聯邦法の規定する所によれば、死刑に該る罪は陸軍刑法に於て二十五、海軍刑法に於て二十二、さうして普通刑法に於て十七を數へたのであつた。又、同年に於て、或る州（ジョージア）に於ては十、他の三州に於て（アラバマ、ルイジアナ、マリーランド）は七、更に他の十州（アーカンサス、デラウエア、インデイアナ、ミゾウリ、モンタナ、ニュー・ジヤーシー、ノース・カロライナ サウス・カロライナ、テキサス、ヴアジニア）に於ては十一を數へたのであつた(*)。しかしながら、既に、此の年以前に死刑に對する反感が擡頭したのであつた。オハイオ州の如きは夙に一七八八年に死刑を殺人罪のみに限り、ペンシルヴエニア州も亦一七九四年に同樣の處置を採つたのであつた。さうして、他の州も段々とその轍を踏むに至り、遂に今日に於ては何れの州に於ても殺人罪以外の犯人に對して死刑を行ふことは稀有な事實となつてゐるのである。

(*) R. T. Bye, Capital Punishment in the United States, 1919., p. 3.

アメリカに於ては、死刑を執行するに當つて、之を公衆の面前に於て行つた歷史を見出すことが出來るのであるが死刑に對する緩和的處置の現はれは、之を又、その公開執行の廢止と云ふ點に求めることが出來るのである。同じやうな歷史を有する他の諸國の場合に於けるが如く、群集の面前に於て死刑を執行することは、一般社會に對するよきみせしめとして、再び同樣の犯罪を行ふことなからしめんとする目的から出たことであつた。しかしながら、その餘りに殘酷なる光景は近代人のデリケートな感情と調和すべくもない。玆に於てか、今や、アメリカに於ても死刑の執行は僅に數人の立會人のみを以て秘密に爲さるるのが通常となつてゐるのである。ニュー・ヨーク州は一八三五年に此の公開執行を廢止し、其後他の州も次第に之に倣ふに至つたのである。さうして、アメリカに於ては現在凡ての州

を通じて殆んど全く公開執行を棄ててしまつたのである。

アメリカに於ける刑法上の人道主義的思想の現はれは、又もう一つの點に之を求めることが出來る。それは舊時に於て普通に採られて居た死刑執行の慘酷なる方法の驅逐と云ふことである。アメリカに於ては、犯人を生き乍らに燒殺、煮殺又は焚殺するが如きことはなかつたやうではあるが、聯邦憲法はかかる殘忍異常なる刑罰を禁止してゐるのである。アメリカに於て從來普通に行はれてゐる執行方法は絞首であるが、しかし、現在は、之れとても、より穩和なるものと認められる方法に道を讓りつつあるのである。ニュー・ヨーク州は最初に電氣殺（electrocution）を採用し其後間もなくマサチユセツツ、オハイオ及びニュー・ジヤーシーの諸州が之に倣ふたのであつた。さうして、今日此の方法を採用する州は十九の多きに達してゐるのである。即ち、アーカンサス、カリフオーニア、フロリダ、ジヨージア、インデイアナ、ケンタツキー、マサチユセツツ、ネブラスカ、ニュー・ジヤーシー、ニュー・ヨーク、ノース・カロライナ、オハイオ、オクラハマ、ペンシルヴアニア、サウス・カロライナ、テネツシー、テキサス、ヴアモント及びヴアジニアの諸州である。ネヴアダ州は更により苦痛少き方法を求めつつあつたが、終に、有毒瓦斯による窒息死と云ふ方法を試みるに至つたのであつた。その法律の立案者の意圖は、受刑者自身の知らざる樣に、その眠りつつある間に監房內に瓦斯を流入させようと云ふのであつた。しかし、それは到底實行不可能であつた。そこで、犯人を絞首臺や電氣椅子につれて行くが如く、或る一定の時に之を導き入れるための特別なる密閉室を刑務所の構內に作らざるを得なかつたのであつた。瓦斯殺を採用した所以は、苦痛少き瞬間死を實現せしめんがためであつたやうである。其他の州に於ては犯人の選ぶ所に從つて、絞殺或は銃殺の何れかによることになつてゐるのである。或る論者は、電氣殺を以て事實上絞殺よりも殘忍ならずとしてゐるのであるが、ネ

ヴアダ州の瓦斯殺に就ては、多くの批評家はあまりに野蠻的なりとの意見を述べてゐるやうである。しかしながら、それはともかく、電氣殺も將又瓦斯殺も、執行をして瞬間的たらしめ、絞首臺に上せて絞殺に付するよりも人の眼に觸るること少く且つ殘忍さの程度も少いと云ふ考から發明せられた方法であつたのである。

三

アメリカの諸州が、死刑の實行を制限せんがために、別に、裁判手續の上に一つの試みを行ふに至つたことは、又特筆に値する事實であらう。その試みとは、有罪宣告を受けたる被告人に對し死刑を執行すべきや否やの決定權を陪審に與へたことである。その方法として最初に考へられたことは、殺人罪（murder）を二つ或はそれ以上の等級に分類し、さうしてその一つのみに死刑を科することを得るやうにしたのである。この分類は現在に於てはアメリカの殆んど凡ての州に行はれてゐる所である。さうしてかかる場合に罪の等級を決定する權限を通常は陪審に與へてゐるのである。近代に於ける一般人は人を死刑に處すると云ふことに對しては自然の情として嫌忌の念を懷くものであるから、かくすることによつて、第一級（the first degree）殺人罪としての宣告をせず、より輕い刑罰を伴ふ所の第二級殺人罪若しくは過失殺人罪（manslaughter）としての宣告をする場合が遙に多いのである。しかし、多くの州（それは三十二州に及んでゐる）は、更により進んだ方法を採つてゐるのである。即ち、死刑を科すべき犯罪によつて有罪宣告を受けたる者に對し、之に代へて無期懲役（life imprisonment）場合によつては更にそれよりも短い期間の懲役刑を科することを得る權限を裁判所若しくは陪審に與へてゐるのである。さうして、そのやうな手續を採る州に於ては、通常は、陪審をしてその評決中に刑罰をも併せて定めしめ、裁判所はその評決に從はなければならないことにしてゐるのである。しかしながら、被告人が陪審裁判を拋棄するか若しくは有罪答辯をする（to plead guilty）場合に於ては、裁判所が科すべき刑を定めるのである。かくの如き制度の下に於ては、死刑を科することが從前よりも遙に少くなつてゐるのである。從つて、事實に於て死刑を科せらるるやうな場合は、犯罪が極惡非道のものであるか、犯人が不德極まる者又は自暴自棄なる者であるか、或は社會的憎惡の勃發した場合などに限られてゐるのである。

しかしながら、更に百歩を進めて、死刑を全く廢止した州もあるのである。その先鞭をつけたものはミシガン州であつた。ミシガン州は一八四七年に叛逆罪（treason）の外死刑を廢止したのであつた。同州に於ては叛逆罪は現在尙死刑に處すべきことを規定してゐるのではあるが、嘗てそれが實行せられたことはないのである。故に、死刑を廢止したる州の一つとして數へることが出來るであらう。ロード・アイランド州は一八五二年に同じく死刑を廢止した。ウイスコンシン州も亦その翌年その例に倣ふたのであつた。一八八二年にロード・アイランド州はその法律を改正して、殺人罪により無期懲役を科せられたる者其後再び殺人罪により有罪宣告を言渡さるべき場合には、之に對して死刑を科すべしとしたのであるが、この法律は死法に終つたと云はれてゐるのである。一八七二年ケンタッキー州は、死刑の言渡を受けたる者は一年を經過し、且つ、知事の命令ありたる時に限り、その執行を受くることとする法律を制定したのであつたが、何れの知事も未だ嘗てかかる命令を發したものはなく、從つて同州に於てはその年以來事實上死刑は廢止せられてゐるのである。其後、一九〇七年に至り、カンサス州は斷然死刑を廢止するに至つた。アイオワ州は一八七二年之を廢止したのであつたが、六年後刑法を改正するに當つて、復之を復活したのであつた。メーン州は一八七六年之を廢止したが、復一八八二年之を復活し、次いで一八八七年終に永久に之を廢止するに至つた。コ

ロラド州は、アイオワ州と同じく、一時之を廢止して居つたが、又再び之を復活してゐるのである。さうしてその廢止期間は一八九七年から一九〇一年までであつた。その復活の原因は、重大犯人に對する寛大なる刑罰に對して社會に不滿あり、一九〇〇年に私刑（lynching）が流行したがためであると云はれてゐるのである。

かくの如く、二十世紀の初頭に於ては、アメリカに於ける八州に於て死刑は棄てられ、後に至つてその中の二州が之を再び拾ひ取つたのであつた。さうして、十年間はそのままの狀態をつづけて居たのであつたが、死刑廢止の立法は徐々に進み、遂に、七つの州が又之を行ふに至つたのであつた。即ち、一九一一年にミネソタ州、一九一三年にウオシントン州、一九一四年にオレゴン州、一九一五年にノース・ダコタ及びサウス・ダコタの兩州、一九一六年にアリゾナ州（但し叛逆罪を除く）一九一七年にミゾウリ州である。テネシー州は一九一五年に殺人罪に付ては之を廢止したのであるが、强姦罪（rape）に付いては尙之を存置したのであつた。

四

しかしながら、アメリカに於ける死刑廢止の機運は、世界大戰の勃發によつて一頓挫を來たしたのであつた。その頓挫を來たした原因については、學者によつて色々に論ぜられてはゐるが、要するに、大戰の影響によつてアメリカ人の社會生活並に經濟生活に大きな變化をもたらし、因つて以て生じたる犯罪の增加に對するアメリカ人の恐怖心が人道主義的な思潮を克服したものに相違ないやうに思はれる。さうして、かかる雰圍氣は、却つて死刑の增加を招來する結果を生ぜしめたのであつた。即ち、一と度び死刑を廢止した州に於て、復再び之を採用するに至つたものが二三を以て數ふるに止まらなかつたのである。一九一七年テネシー州は殺人罪に付いて之を再び採用したのであつた。

しかし二年後に於て之を廢止した。アリゾナ、ミゾウリ、ウオシントンの諸州は、一九一九年何れも之を復活し、オレゴン州亦一九二〇年に同一轍に出でたのであつた。かくの如くにして、死刑を行はざる州の數は二年の間に十二から八に減じたのであつた。さうして、其他にも、死刑廢止の法案が敗北の運命に遭遇した州が二、三あるのであつた。

しかしながら、一九二〇年以後に於ては、死刑廢止の州が再び死刑復活の州となつたものなく、又、死刑に該る罪の數の增加を行つた州もないやうである。のみならず、死刑執行方法寬和の企てさへ着々と散見せらるるやうになつたのであつた。一九一八年に裁判所若しくは陪審をして死刑に代へて懲役刑を採るの權限を認めたる州が僅に二十五にすぎなかつたのであるが、今やそれは三十三州に及んでゐるのである。又一九二〇年以來、絞首刑を捨てて電氣刑或はその他の人情的方法を採用する州も續出するに至つたのである。一九二一年、カリフオーニア州は、十八歲以下の少年に對して死刑を執行することを禁止する法律を制定し、一九二六年には死刑廢止の運動がニュー・ヨーク、ノース・カロライナ、カリフオーニアの諸州に翕然と起つたのであつた。さうして、ニュー・ヨーク州には「死刑廢止同盟」（The League for the Abolition of Capital Punishment）なる國家的團體生れ、その目的として今尙死刑を存置する各州の完全なる死刑廢止に向つて徹底的な運動を行ひつつあるのである。かかる運動が近き將來に於てその成功を見るや否やは別問題として、アメリカに於て、かの戰時中の死刑廢止機運に對する一頓挫ありたるにも拘らず尙死刑廢止に對する要望の死滅せざりし事實は之を明かに觀取し得るのみならず、又大戰によつて釀されたる多くの問題が徐々に消滅すると共に、死刑廢止の聲が益々高まり行くであらうことは、蓋し、われわれの想像に難くないことである。

五

現在のアメリカに於ける死刑制度の狀況如何。私は今この點に就ての觀察を試みなければならない。現在アメリカに於て敢然と死刑を廢止した州は五つある。又叛逆罪其他稀有な犯罪のみについて之を存置する州は三つあるのである。しかし、此の三つの州と雖も之を廢止州の中に數へて差支へないやうに思はれる。そこで、此れら廢止州の名を擧ぐればカンサス、メーン、ミシガン、ミネソタ、ノース・ダコタ、ロード・アイランド、サウス・ダコタ、ウイスコンシンである。從つて其他の四十州は今尙死刑を存置してゐるのである。

死刑を存置する四十州について之を觀るに、裁判所が殺人罪若しくは其他の特定の犯罪によつて有罪と認定したならば、該被告人に對して必ず死刑を言渡すべきものとする州は七つのみである。聯邦法律並に其他の三十三州に於ては、死刑を言渡すと將又懲役刑を言渡すとの裁量權を裁判所又は陪審に與へてゐるのである。

次に、死刑を存置する四十州の中、死刑に該る罪として僅に一つ（第一級殺人罪）のみを規定する州は九、二つを規定する州は八、三つ以上を規定する州は二十四（但し聯邦法を含む）。さうして、各州の法律を通觀してみるに、死刑を相當とする程極惡なる犯罪と見做さるるものに三つの種類が發見せらるる。その一は、豫め謀つて人の生命を侵害する罪、その二は貞操に對する罪、及びその三は叛逆の罪である。それ故に、謀殺罪（通常は第一級殺人罪として規定せられてゐる）を死刑とし、又、住宅放火罪（arson of an inhabited dwelling）持兇器强盜罪（robbery with use of a deadly weapon）列車破壞罪（wrecking of a passenger train）の如き犯罪は同樣に死刑に該る罪とせられてゐるのである。十八州及び聯邦法律は强姦罪をも死刑とし、又その中には其他の性的犯罪をも死刑としてゐるものがあるのである。叛逆罪を死刑とする州は二十七にも及ぶのであるが、此の規定は事實上は全く活用せられ

て居ないやうである。それは叛逆罪と云ふ犯罪が滅多に起らないからである。之を歷史に徵してみてもアメリカに於て之れが科刑を見たことは極めて稀有に屬するやうである。

六

以上によつて私はアメリカに於ける死刑制度の概觀を與へることが出來たことと考へる。さうして、それによつてアメリカは一步一步と犯罪人を死に致すことが、或は變更を加へられ或は制限を受けつつあることを知つたのであつた。即ち死刑に該る罪の數が漸次に減少すると共に、又死刑を實際に執行する方法が次第に殘酷さを失つたのであつた。將來の犯罪人に對する恐るべきみせしめとして群集の面前に於て公然と採り行はれたその執行は、今や、靜肅に秘密に行はれてゐるのである。裁判所若しくは陪審が死刑に代へて、それよりも輕き刑罰を言渡すことを得る權限を有つ州さへ多々あるのである。しかも、八つの州は既に之を廢止したと見ても差支へなく、さうしてそれに對しては何等の不便をも感じないやうである。

より人情的なる無期懲役を科してゐるのである。此れらの事實から見れば、年々、法律的正義の名によつてその生命を犧牲に供せらるる者が、漸次その數を減少してゆくことであらう。逸早く人道主義的刑法を有ち、改善主義感化主義に帆をあげて邁進しつつあるアメリカが、この進化を更に益々押し擴めて行くであらうことは、蓋し、疑ふべくもないことと考へる。かの世界大戰の際に遭遇したやうな挫折は、尙今後とも遭遇しないとは限らないであらうが、刑事學者の思潮は社會一般の人道主義的思想に順應してゆくことであらうし、やがては、その力によつて凡ての反對を克服する日が到來することであらうと考へる。私は、わが國に於ても、その事情を異にするものではないと惟ふてゐるものである。—(完)—

フロイデンタールの「日記」より

第三部

紐育、一九二七年十月九日

七日に私は――今度は獨りで――ウイルミングトン（デラヴーレ州）に在るニュー・カッスル郡勞役所を訪れた、典獄エルマー・ジエ・リーチ氏の下には一人の職員も居らず、職員は寧、囚人達の自治制によつて代用されてゐる。

これはデルヴーレ州が刑務敷設として持つてゐる唯一のもの、即ち州監獄――乃至呼びたければ――既決監獄である。

七年以前に（一九二〇年）一典獄エム・エス・ブランマー氏が彼の名に因んだブランマー紀念制度を開設したのであつた。現在の典獄はそれが代表者であり、これを今尚繼續してゐる。私は別段彼を偉い人間とは思はなかつたが、然かし彼は敷設内では親切で、信頼するに足り理性的であるとして通つて居る。囚人も亦吾々と同様に人間なのだ。彼が社會へ出た時に責任を持ち得る事になる以上、彼は監獄内でも責任を持たさるべきが當然だ。斯る理由からして囚人自身が看守の代りを努めてゐるのだ。

此の制度は新しい敷設にも亦特別設備の良い敷設にも實施されてはゐない。それは等級制度を有してはゐない。だが素行の良い者は特別の處遇より善い勞働手當、諸々の特權等を受けるのだ。

手當は日々作業後十五仙から一弗（月に見積れば卅弗だ）迄の額で支拂はれる。それによつて彼等は應接室内に設けられてゐる官許店舗で彼等が欲する處のものを購入し得るのだ。

會話の自由は與へられてゐる。

極めて清潔に保たれてゐる圖書室は使用自由で、一人の黒人がこれを管理してゐる。

一九二〇年前迄は、人々が出來るだけ惨めな感じを持つ様に仕向けられた方法許りが存在してゐた。が現在では、人々が脱獄の動機を苟も持たない程に氣持ち良く自ら感ずべきだとされてゐる。囚人達の上衣は監獄的な性質を示してはゐない。獨房には、一種の獨居（プリバシイ）を可能ならしむるためにカーテンがかけられて居る。

現在の獨房舍は二階建だ。此處では獨房に格子がはめ

られて居るのみならず、一つの格子は獨房前の廊下と訪問者の通る廊下とを仕切りして居る。獨房内には多くラヂオがある。周屏上の樓上には以前は看守が居たが、今は居ない。

二人の囚人――一人は刑期二十年、一人は十年の――がチェッカー（恐らく五目並べに類する）をやつてゐた。

作業場には二百人の者がゐる。一人の囚人が鍵を預つてゐる。作業室には職員は居らず。唯、請負師たる作業監督人が居るのみだ。作業は「陽氣な會話」の下に勤勉に行はれてゐる。此作業監督人の言ふ所に依れば彼は嘗て一度場内で「挌闘」が行はれたのを體驗した相だが、その際にも彼は一撃以上を決して目撃しなかつた、何故なら他の連中が間もなく仲へ跳び込んで來たからだ相だ。作業中何か欲しいと思ふ者は手を叩く、すると「走り使ひ（ランナア）」がやつて來て、彼の必要とする物を持つて來るのだ。

非常に溫順な顔付きをした十八歳の少年で無期の判決を受けた男が居るが、彼は齒て十五年後には條件つきで釋放せられるだらう。といふのは彼が彼の居る廣間（ホール）の鍵を持つてゐたからだ。全ての者は定期である。

學校は一週間中二晩だけある。若し囚人が、去年の様に、それ以上を希望する場合には、三晩だけ都合を付けられる。六人の囚人が教授してゐた。牧師はデラヴーレ大學の教授である。

五百エーカー以上に亙る農園の中に完全に守衛なく格子なき家屋が一つあつたが、此の中には無期が居るのだ。十八人の者が絶へず農園で働いて居る。

善き榮養は彼等が全く或は殆ど脱走しないと云ふ事の理由である。だが監獄の敷地の狹い事、人々の性質が余り獰猛ならざる事もその一半の理由だ。

何か事が起る場合には、證人、其の他のものを具備した無監視囚人裁判所（オーナアコート）がこれに就いて判決を下す。その刑罰は十日間の特權喪失とか三十日間の獨房入りとかである。

デラヴーレには、裁判官によつて下される懲罰的苦刑がある。それは五回乃至四十回の打擲であつて典獄自身により打擲用の棗を以て執行される。掠奪に對しては、打擲四十回と四年の入獄である。

判決を受けたる者は隧道（トンネル）を通つて苦刑所が藏されてゐる家庭に連れ込まれる。兩腕に二つの環が嵌められる。次第に下の方へうつむいて來る頭（かつぺ）を、刑罰が終る迄、締め上げて置く器具は最早使用されてはゐない。

獵犬はゐない。囚人自身が素行をよくする事は彼等に

取つて善い事だといふ事を彼等が自身で見拔かなくてはいけない——これが理想である。私の案内者である書記長は、彼が朝飯の時に私に話した如く、嘗て彼自身横領罪で八ケ年間此處に居た者であるが、彼は四年後宣誓の上で書記長となつたのである。

彼は又次の様に話した。アメリカ刑務協會の連中は此制度、即ち囚人達を最眞しようとする典獄の權限が非常に制限されてゐる此の制度に就いて余り多くを識りたがつては居ない。斯る制度は此處以外の何處にも存在しないのだ。而かもそれは一人の優れた職員の下で敎化的にも財政的にも効果を擧げてゐる。典獄は親切で若い人々の信賴を克ち得てゐる、と。ジョンストン氏も言つた、唯小さな敷設のみが斯る制度を實施し得るのだ、全ての典獄がこれを施行し得る譯ではないと。

それは凡ゆる犯件に對し素晴しき効果を擧げてゐる。凡ゆる年齡、凡ゆる犯罪、犯行、短期、長期に對してである。而かも舊來の場所に於てなんだ！　滿足した顏！而かも七年この方である！　脫走者は稀有だ。扶養と適宜な處遇と囚人數の少い事とがこの事を說明して吳れる。

一九二七年十月八日に私は再び單獨でダーリングトン（ペンシルヴニア所在）にあるスレイトン女子農園を訪れた、ダーリングトンでは此の敷設の長がフイラデルフイヤから停車場迄私を迎へに來て吳れたのであつた。此の敷設はグレン少年製粉所と同一の局監督下にあるものだが、一般の見解に從へば、それは後者より遙かに善いとの事である。

これは十歲から十八歲までの少女、犯罪者及びその矯正を人々が刑務局から期待する如き人々のためのものだ。何人も等閑に附せらるゝ事なく、兩親から委托された者は一人も居ない、裁判官から委托される者許りだ。その平均年齡は十四歲だ。

學校は特別の建物の內に設けられてゐる。白人のための、又黑人のための新入生收容所のみは夫々の所內學校を持つてゐる。

十人の敎師が此の敷設で働いてゐる。

學校の建物の壁にはラフエエルの畫ける聖母像の複寫マツターホルンの寫眞が懸つてゐる。

自然科學研究室はエム・ダブリユ・ダーレイ孃によつて指導されてゐる、此の婦人學長は、「獨乙の小說を稽古する事を私はお約束しますよ」と言つた。

凡ゆる仕方で名譽體面といふ事が敎へ込まれる。例へ

ば余り屢々良くない素行のあるものは壁に懸けられた板額（タブロー）の中にその名前を書き込まれ、又一方春、最初の小鳥を見付けた者も同樣に記入せられるのだ。

各級は十人乃至十三人の子供を持つてゐる。

自治制はある。併それは全ての少女に適當なるものではない。一部の者はそれを立派に實施してゐるが。

私は衣裝室を視察したが、正に千紫萬紅だ、全然ひとりぐ〳〵なのだ。定規、制服、强制などは跡方も見えない！

一部の者は大雜居房で、一部の者は個人室で寢る——各寢臺には一人宛で。

全然の低能兒は學校へは行かないで、稍々離在せる一家屋の農園に行く、而して其處で彼等は非常に幸福に暮してゐる。

若干の少女達は一年中戶外のヴエランダで寢そべつてゐる。

實に美しい光景だ。

地下室には冬季に於ける遊戲等々のための大きな室がある。

陶冶は何等か特殊の職業を目指さずして、性格全體を均等に敎化しつゝ家政を指導する事を目指してゐる。

全ての少女達は、釋放後は適當の家庭へ女中として派出される。五人乃至六人の宣誓少女監視掛り——婦人だが——が是等の勤め口に就て心配するのだ。

大きな會社は斯る敷設出の少女達を使用する事を憚つてゐる。

最初に全ての少女達は約三ケ月間新入生（レセプション）の家庭（ホーム）に入る。彼等の素行が良くなつた時に甫めて、無監視收容所（オーナアコツテージ）に入る。彼女達は平均三ケ月間は同一の仕事に携はる。それから取代へられる。約三週間後に各少女は心理學上の考査を受ける。精神病學的記錄を全ての者に就いて採る事はない。

此の敷設で働いて居る婦人達、例へば非常に魅惑的に談話する魅惑的な婦人典獄、モリソン孃や、私をファーム・コツテーヂに案內してくれた婦人典獄代理等々の水準は驚く程高い——彼女等の卓子の上には諸々の書籍、雜誌（獨乙語の）があつた。

此の婦人典獄は若い少女達に自尊心と自信とを持たせる事を以て主たる目標と考へてゐる。

新入生收容所（レセプションコツテージ）の三ケ月後に、婦人典獄、婦人典獄代理、心理學者、精神病醫、學校長等々の會議が開かれる。宣誓部（パロールデパートメント）々長は最初から全ての少女達の面倒を見て居る。此の婦人部長は毎日曜日を監獄內で暮すのだ。

教化計畫は全く個人々々に就いて決議せられる。

此の牧容所（コッテーヂ）を出て來る處の若い少女達を典獄は一ケ年間學校のために利用する。

是等の婦人學校長其の他の人々は一ケ年宿料、食事無料で、千八百弗を支給されてゐる。決して高いとは言へない俸給だ。而かも彼女等は職員中の優秀なる幹部ではないか！

自治制は各コッテーヂの少女達が評議會の會長と四人の委員とを自選するといふ事の內に存在する。此評議會にはコッテーヂの保姆も附屬する。此の評議會の會議及びコッテーヂ內の全ての者が從屬してゐる處の農園委員會の會議が開かれる。

私は此の自治會に出席した。それは四人の少女と非常に如才のない保姆からなつてゐる。或はこれが懲戒委員だつたのだらうか？　是等の人々が協力する時には、規律違犯は上手に處理せられるから。一人の少女が被告を呼び入れる。他の者が告訴を陳述する。一人が議長となる。舍內に居る處の數名の者が證人の職務を遂行する。保姆がその代表となつて發言する。斯て此裁判所は被告を遠ざけて置いて協議する。會長がこれを公表する。玆で問題にせらるゝのは不柔順といふ事である。

全體は雜然として居るが、而かも眞摯である。確かに少女達に取つては善き教育だ。

婦人典獄等は此の敷設がアメリカに於ける青年や婦人達に取つて、男子の成人に取つてよりは、より善いものであると現在考へてゐる。最近廿年間に、斯くして陶冶されたる多くの婦人達は就職口を見出してゐるのである。

×

一九二七年十月九日

キルヒウエー博士が私のホテルの室へ訪ねて來て呉れた。彼は感化監獄の沈退、州監獄の現狀、サン・クワンテインに於ける舊式獨舍房の依然たる存在（彼はオスボーンを出てからサン・クワンテインに一ケ年間典獄をして居たのだ）を政治上の影響に歸せしめて居る。

政治的影響の及ばない處のものは、作られる事はないのだ。蓋し州長官は彼の影響が顯著なるやうに、即ち全然政治的に州の牧入を費消するからである。

ロビンソンは牧師ではない——これこそ最善の犯罪學である。

教育、その他の事柄よりも遙かに重大なるは監獄行政と囚人達との間に於ける人間的な關係といふ事であるだらう。

エルマイラは謂はば「一州の監獄」であるといふキルヒユウエイの判斷は同時にリーブマンのそれでもある。といふのは國事犯監獄（ステートプリズン）に於けると同樣の殘酷な處遇があるからだといふのであるが、私はこれは正しくないと思ふ。

少女や幼兒の處遇に對しては一切政治的影響はないのだ。夫だからこそ、それは男子の成人や兒童のための敷設よりはより善くあるのだ。

キルヒウエイに從へば、感化監獄は絕對に必要である。實際、唯若い人々の改造のみが努力せらるべきであつて監獄行政のために規律を容易ならしむる事が努力されてはならない。

余りに偉大な典獄達が感化監獄を最早支配しなくなるといふ事——これは本來政治的影響の如何に歸する事である。

上述せる所は新築の惡しき獨舍房、其他のものに就いても言ひ得る。それの勢力を州長官が必要とする如き請負師が構造（監獄の）を規定し、專門家がこれを規定しないといふ事——斯る事柄に對しては人々は容易に疑問を發し得るだらう！

×

ボストン、一九二七年十月二日

エス・ペーツ氏が私に話した如く、デラヴーレには一切執行猶豫はない。夫故又ウイルミングトン制度を可能ならしむる如き善き材料が囚人に就いて獲られるのだ。

自治制は、それによつて典獄の面倒が省かれる限り正當なるものである。

フラミングハムに居る少女達の八七%は二度と舞ひ戻つて來る事はない。

カソリック教會がその教會堂を建てる場合と同樣に、アメリカも亦その感化監獄を最も風景の美しい場所に持つてゐる。

×

一九二七年十月十二日

九時から三時迄、私は——獨りで——フラミングハムに居た。成年婦人のための此の感化監獄は十七歲以上の婦人を犯罪、犯行の故に收容して居り、從つて又殺人犯の如き「夢遊病患者」をも同樣に收容してゐる。而してその共同生活は非常に良く行はれてゐる。これは同一の人間でも環境如何によつては如何ともなり得るものであり、隔離は必ずしも必要ではないといふ事の證明である。

少女は全部で二四五人である。

典獄のホッダー夫人は十七年前に此の敷設に來たのであるが、當時は此の敷設は全く一箇の牢獄であつたのだ。彼女は以前婦人社會勞働者であつた。彼女はライプチヒに三年、その後ノイフェッテル及びチュリッヒに居たのだ。

此の敷設は全アメリカに於ける婦人のための最古のものである。從つて建築の點よりすればそれは決してモダーンではない。コッテーヂも絶無だ。

だがそれにしても、此の出來合ひの物が如何に驚く可く保存され又利用されてゐる事よ。ホッダー夫人は舊式の懲罰房を取除き體操場に代へて終つたのだ。

圖書室は公開の圖書室と同樣に設備されてゐる、其處には廣くした讀書室があり、その壁の中には立派な書籍が並べられてゐる。但、獨逸書はない。(といふのは此、敷設內には名義上一人も獨乙少女がゐないからだ) 是等の書籍は獨り囚人達の居室(ザオーンロイン)に於いて利用さるゝ許りではない。言ふ迄もなく獨房に於いても利用されてゐる。現在ある書籍は五千冊である。

凡ゆる警戒が用ひられてゐるけれども、全體が所謂牢獄的に作用する事はない。且つ感傷主義などはその痕迹だもない。婦人典獄は全部で六箇の鍵を持つて居り、これによつて彼女は私を監獄の全ての部分に案內して吳れた。

それから其處には非常に良く設備せられた病院がある。其のなかの二つの大きな室は赤ん坊のために捧げられてゐる。是等の赤ん坊、即ちその母親と一緒に牢獄に來てゐる彼等は夜間は母親の屋室にある小さな寢臺に入り、晝間は一つの共同の室に——但、より幼い者達は一つの室に、より成長せる者達は他の室に——居るのだ。

彼等は二歲になる迄此の敷設內に居留する。保姆達が囚人を母に有つ是等の憐れな兒童を愛護し世話してゐる光景は感動的なるものである。此の場合、母親達がその子供を自分の家に打遣り放題にしておくよりも、斯くする事が國家のためにより善くある事は勿論である。

全ての個人の家の主婦(ホッダー夫人は此處で獨乙語を使用した)がする樣に、仕事は朝の內に行はれる。即ち家屋、室內はキチンと片付けられる。私が九時頃出かけて行つた時には、全てが奇麗になつてゐた。居住區は澤山の畫を以て飾られる。以前畫をかけた釘跡は非常に澤山見受けられたが、其等は白色の塗料で奇麗に塗り潰されてゐた。

立派な、明るい親しみ深い室とするためには勞力が要る。だから旗が製作されてゐる。而かも賃銀はないのだ。乍併、最近マサチュウセッツ州婦人聯盟は勞働の報酬を保證するといふ提案を議決した。ホッダー夫人が心からの感謝を以て言ふ如く、それは彼女に取つては「一つの大きな收穫」である。

非常に勤勉に、且つ落着いて針仕事をする作業場には此の敷設の教育に關するプランが揭示されて居る。これによつて各少女は目的が何であるか、監獄は如何なる方法を取るかといふ事を知るのである。公明正大であり過ぎる事はあり得ないとホッダー夫人は言つてゐる。

同樣の計畫明細書(プラン)は此の敷設の他の各區にも揭示されてゐる。而して是等のものは各部の分業を規定してゐる。

作業中には彼等は相互に話す事を許されない。「彼女等は一生懸命に働くべきである」からだ。

敷設內に於ける教育のための原則は收容後直ちに命ぜられる。が聽て此原則は次第に峻嚴となり外界に對し拒絕的となる。次に「吾々は汝等に全て是等の原則を與へるが、汝等はその代りに吾々に協働と秩序とを與へるのだ」といふのがその關係である。就中協働が心懸けられる。これこそアメリカに於ける新しき敎化組織の核心である。

庭には桑の樹がある——喜ばしき風景だ。

監獄全體は、極めて嚴格なるにも拘らず、非常に悅ばしげである。獨り嚴格によつてのみ何ものかをなし遂げたる如き敷設を私は今迄アメリカに於いては見た事がなかつた。

勿論一切は此の婦人典獄の人格に歸する問題である。彼女は六十歲前後であり乍ら、非常に健康相であり、彼女が十七年間負つて來た巨大の重荷の割合には、殆ど消耗してはゐない處の澄んだ而して暖い兩眼と華奢な兩腕とを持つて居るのだ。

更に又此の婦人は最も高貴なスタイルを持つて居り、それは吾々に對してと同樣に少女達に對しても作用するのだ。斯て當然彼女のみが精神的に高等なる職員達——全ての婦人——の幹部を統合し得るのだ。

玆でも亦一、二の者が脫走するといふ事が起るが、さうした時には彼等は刑期の倍を入獄しなければならないのだ。昨年二人の脫走者が出たが、それは珍らしいことで今迄永い間一人も出なかつたのだ。

政策的な事柄は本敷設內には絕對にない。斯て婦人典獄は曾て斯うしたもので苦しんだ事はない。在來女子の

敷設に於いては斯るものは存在しないのであつて、夫故にこそ現在の如き水準に達したのである。

往々三、四ケ月經過すると、囚人の内のある者はやつて來て次の樣に言ふ相だ、「私は今迄相當の月日を行儀よく勤めて來た、所で、私は何か事務に就き度いと思ふ事務は私を責任的ならしめ且つ私を進歩せしめるから」と。

これこそ、ホツダー夫人が到達せんと望んでゐる處の協働である。

然かも此の事は一つの型を、一つの制度を、即ち一つの法則的規定を促すであらうか？　若し斯るものがあるとすれば、それこそ神によつて創られし眞教育家の最も高められたる善であらう。

此處には二種類の懲罰房がある。一は氣持ち良く明るい、だが單獨の房であり、一は薄暗い、だが懲罰の輕減を必要とする時にはパーティート隣房とベツドを一つにし得る房である。此の如き親切を物語るものは婦人典獄の親しげな微笑である。

新入生收容區は最初の三週間のために設けられしものだ、其處には

五つの教場と圖書室、合計六と

二人の囚人教師（インカートナイーチヤー）が居る。

他の者は雇ひの職員である。

研究のための非常に美しい區がある。其處には誤れる待遇を受けた婦人や犯罪的な家庭の寫眞がある。ホツダー夫人は彼女の所謂、この「サイエンテイフイツク・ハンカチーフ」を二枚、私に寄贈して呉れた。

社會部は單に研究するのみならず、又囚人達の子供、老ひたる兩親等々の面倒を見る。

最も愼重なる社會的斷定とは、先づ第一に囚人達自身の報告により、第二には囚人達が自ら興味を感ずる處の人々即ち友人、親戚、牧師等との個人的相談によりなさるゝものである。

宣誓局には唯三人の男が居るのみで、婦人は一人もゐない。

宣誓事務官は個々の囚人の處遇が決定せられる處の職員の會議に參加する。

これこそ重要な新特質である！

ホール博士（男子）が身體上の、精神病の精神病理學上の研究をする。

その後で、囚人を部類分けするために、此の研究結果の模寫（ウツル）を敷設の各區に分つのだ。

×

紐育、一九二七年十月十五日

十三日に私はベーツ氏と共にコンコード感化監獄に來た。

此處には七百乃至八百の人々が居る。

彼等は半日を商業學校で勞働し、半日を工業學校で勞働する。後者は監獄及び州に對し經濟的に稗益するものである。紡織業は工場のそれとそつくりそのまゝである。

研究の仕事は、第一には囚人自身の報告を取る事、筆記により再考査する事、然る後醫師によつて心理的に、精神病的に研究することである。而してそれから各部門で概括するのだ。即ちエルマイラと同樣である。

此處では宣誓局は一切を公開しない。誰が利益を持つてゐるかといふ事は感化監獄典獄には知る事を許されてゐるが、囚人の親戚には許されてはゐない。感化監獄と州立監獄とは混合されてはいけない。青年と老人とは當然分離さるべきであつたのだ。而かも斯してこそ、感化監獄に於ける改善の可能性はより大であるのだ。

釋放者の世話は監獄の取扱ふ事柄ではなくして、寧ろベーツ氏個人の事柄である。就職口がなければ宣誓は許されない。

文字による大學の教程が與へられる。

適當な學校教師を見出す事が困難だからだ。

囚人達は自治制に對し無能力である相だ。

ベーツ氏は、獨房の中には改善に反對する處の何ものかが存在すると言つた。で彼は居室（ザオーンロイノ）には贊成するが獨房には贊成してゐない。

コンコードは州立監獄よりは惡くはなく、寧ろいくらかましではあるが、眠り込んで終つてゐる樣な印象を與へた。其處には前へ進まふといふ氣魄が缺けてゐる。

私の丁度居る所で、ベーツ氏にボストンの少年裁判官が次の樣な事を知らして寄越した。即ちコンコードを釋放された非常に眞面目な一人の青年が此の少年裁判官の許に來てコンコードに於ける性的關係に就いて苦情を訴へて來たといふ事を。彼の言ふ所によれば單に夜間許りではなく、晝間にあつても作業場では常に性的暴行が行はれてゐたとの事だ。ベーツ氏は少年に話して見たいと云つた。

私はベーツ氏に、牢獄の問題は典獄の人格の問題ですよと云つた、對之、ベーツ氏は、そうだ、九十％までは、と答へた。

ベーツ氏は周屏と廣い遊戲場と二、三のコツテーヂと

閉め切りの居室（獨房ではない）とを持つた一つの新しい感化監獄を建てたがつてゐた。

ベーツ氏は言ふ、典獄達に單に諸々の改正を命令するだけではいけない。寧彼等に責任を持たせる様にしなければならないと。

全ての囚人は直接州長官にあて、事務官（ベーツ氏）にあて、起訴檢事にあて、手紙を書く事が出來る。監獄内の郵便ポストの鍵を有つてゐる者はベーツ氏だけであつて、監獄が有つてゐるのではない。

ベーツ氏は宣誓に就いては少年達と話しをしない、彼は少年達をこれがための權限ある地位、即ち典獄や局に指定する。さうしなければ、監獄内の敷設は容易に覆され得るかも知れないであらう。

十三日には私は更にベーツ氏と共に、シヤーテーイン少年感化學校に來た。

十五歳から十八歳迄。其處の平均刑期は十ヶ月だ。

一コツテーヂ内には卅人乃至卅五人の少年が居る。典獄はコツテーヂの價値を疑つては居るが集團的生活には贊成してゐる。

教場は四つ、悲慘なる見せびらかしの授業。

感化監獄典獄に三千弗を貰つて、家族及び全ての生計に宛ててゐる。

ホツダー夫人は三千三百弗を貰つて同樣にやつてゐる。

ベーツ氏は數年前から六千弗を貰つてゐる。

對之、ニュー・ジヤーシイのエリス氏は一萬二千弗だ。

シン・シンの長官は一萬弗だ。

新入生、即ち若く可愛らしい若者が、手錠をはめてゐる！　典獄は、最初には手錠を、次には利用するために親切をといふ對立を設けてゐる。

私はフランクフルター教授の家での午餐の際に彼とシエルドンヂエナツク博士に話した、全く新しい制度を作らなきやならないと。

コンコードで改善された者は三〇％もない。而かも人々は改善の確たる數字を示さうと何等努力してはゐない。

以上の人々は現在ボストンの犯罪を研究して居り、フランクフルター氏はその會長である。

×

一九二七年十月十四日、ヒーリイ博士宅にて。

私はヒーリイ博士宅で行はれた幹部會議に出席した。

博士の出席の外、ブロンナア博士夫人、二、三の婦人職員、一人の醫師、執行猶豫中監視官等が待ち設けられた。ヒーリイ氏は少年裁判所に來る處の少年達に就いて概括的な話をした。

ヒーリイ氏はある裁判官に就いて話をしたが、此裁判官は彼の裁判上の活動に就いて「私が月給を貰つてゐるのは最善の態度を取るためだ」と言つた相である。

ヒーリイ氏も亦全く新しい即ち未だ曾て設計され得ざりし如き制度が必要だと考へて居る。それには先づ第一に既存の刑務敷設、特に感化監獄に於ける事情の大規模にして根本的な審査が必要であらう。

×

紐育、一九二七年十月十五日

私はヘースチングス・エチ・ハート博士と午餐を共にした。

重罪犯は大戰後幾分增加したが、輕微な違犯は少くなくなつた。一つの犯罪の波が存在するといふ事は眞實ではない。

バウムの法律の下に於いては一切宣誓はない。唯州長官による特赦があるのみだ。

感化監獄に關してハート氏は言ふ「吾々はそれを改善すべきであつて除去すべきではない」と。

研究は未だ充分ではない。が、個々人の處遇は未だ何處に於いても在らざりし如きものを目的としなければならない。

ハート氏は政治的勢力を承認してゐる。又新藥家屋、舊獨舍房の閉塞等の出費によつて人は何等の政治的利益を持たざるが故に、政治的勢力が是等のものを妨害するものなる事をも承認してゐる。

優秀なる婦人の少年裁判官がロサンゼルス、シカゴ、ワシントン市、リツトルロツク（アルカンサス州）に居るとの事。

僅かに三〇％の改善囚のみで感化監獄は利益する所があらうかといふ私の質問に對してベーツ氏と裁判官は擧つて答へた、三〇％の改善と改善絶無と人はその何れを選ぶであらうか！と。

×

紐育、一九二七年十月十八日

十六日、日曜日に私はフランクモーア博士の感化監獄内に在る同氏の宅に來た。彼は停車場まで私を迎へに來て呉れたのだ。

彼の言ふ所に據れば、彼の敷設の囚人部分けは彼の

ものとは違つてゐる相だ。

現在、一人の心理學者と一人の精神病學者とが居る。全ての囚人は研究せられ、然る後、部分けに關して長官會議が開かれるのだ。

手傳から職工長に至る四等級別に從つて職業陶冶が行はれる。

宣誓のためには、學校及び職業に於ける成績以外に性格の改善が必要とせられる。

エルマイラとは反對に、公開の市場でも賣却せられる。それがため囚人達の作業に就いての利益は一層大となる。だが一囚人の作る椅子は副産物に過ぎないのであつて、主要産物は青年なのだ」。

勞働組合は決して、或は最早や囚人達を檢査する事はない。唯、組合は囚人の刑期を十二ケ月間の陶冶と考へて、斯て次の十二ケ月以内に彼を勞働組合に收容する樣にするのである。

典獄は此處へ來て現在十八年目である。彼は全ての先輩と同樣に、以前は敎育者であり、又牧師であつたのだ。彼は刑務敷設を敎化敷設たらしめんと努力したのだ。

敎化敷設だと思ひ込まされた囚人達には、周屛、格子、獨房等の光景はそれが僞りだといふ印象を起さすであらう。夫故、典獄は現在、舊敷設から四十哩程離れた五百エーカーの監獄付き農園に新しい敷設を建てつゝあるのだ。「此の農園は、貴方がた獨乙人を驚かすかも知れないが、大戰中に私が開設したものです」と彼は言つた。

新敷設のプランは次の如し——

敎場及び作業場を有する行政のための建築物一つ、寢臺を有する隔離舍十二、但し獨房ではなくて、各舍は四十人乃至六十人の少年を容れる。それから職業學校一つ。個々の囚人達の寢室及び居室は全て外側房であつて、舊敷設に於ける如き內側房ではない。

各コッテーヂ內には炊事場等々を持つた食堂を置く。

新敷設には周屛も窓の格子も絕無とする。

矯正村は、感化監獄典獄が考へるが如く、感化監獄ではない。

友の會、卽ち町の人々からなる集りは、少年十人宛と共に修養時間をまもるために、毎土曜日の晩、集る。

舊敷設は六九三人の少年を收容してゐたが、新敷設は唯五百人のみを收容する事になり、且つ最善の場合にはジエームスブルグの感化學校や州立監獄に居る最善なるもの、例へば正常なるものや初犯者のみを收容する事になるのであらう。

善良ならざる者は依然舊敷設內に止る。新敷設は唯感化可能の人物のみを收容する。

新敷設は目下建築中であり、三ケ年以內に竣成するであらう。既に執行猶豫中であつた處の者は舊敷設內に矢張り止る。

典獄は是等兩敷設を善き感化監獄副典獄と共に管理するであらう。局は兩者共通のものであるだらう。

典獄はエルマイラに就いて言つた「それは舊式のやり方に從つてゐる」と。

素晴しい圖書室がある。

學校はコッテーヂ出身の敎師八人によつて、國內最善のものの一となるであらう。

每週一時間宛、日々の出來事のために割宛てられる。

矯正村の根本思想とは、「人は正常な行爲をなす事によつてのみ、正常たらしめられ得る」と言ふ事だ。

ウイルソン氏がニュージャージー州々長官となつて以來感化監獄に關する限りに於いては、政治的勢力は最早や此處迄及ばなくなつた。

心神耗弱者は隔離せしめられる。彼等は農園の仕事及び掃除をなし、常に滿足してゐる。

作業の製產物によつて擧げられた利益は一般基金のなかへ算入され、是は全ての者に分配せられる。但原料費は天引される、が監獄費用は天引されない。斯て全ての囚人に支拂はれるものは、日當り五仙乃至十仙となる。

喫煙は各人の房で許されてゐる。

典獄は美しい碧眼の華奢なタイプで俳優のやうな男だ。

彼が宣誓局に推薦狀を送るのだ。(紐育州の全ての敷設に於いては、典獄は宣誓局の現職會員である)

行刑作業と災害問題に就て（續）

前田靜雄

（四）災害豫防心得（續）

（一）電燈及電力に關する心得

一、電燈及電力の取扱者は常に電氣工作物に注意し、平素より不慮の場合に採るべき措置に付考慮し置くこと。

二、高壓電線は之に觸れなくても單に接近することに因つて感電することがあるから注意すること。

三、電氣工作物は濕潤した身體で取扱はないこと。縱令手套を使用しても之が濕潤して居る時は危險であるから注意すること。

四、スヰツチの開閉は速に爲すこと。

五、安全器には過大なるフユーズ又は其他の金屬線を挿入しないこと。

六、電動機の取扱に付ては左記の事項に注意すること。

（一）電動機の運轉を開始するとき。

イ、破損の箇所の有無、

ロ、內部殊にローターと外部磁場との間に異物介在の有無、

ハ、塵埃を拂ひ注油すること、

ニ、オイルリングの作動するや否、

（二）負荷を除き電動機のみ回轉せしめ異狀なきを確めたる後漸次負荷すること。

其際電流計の指針に注意すること。

（三）スターデルタースヰツチを有する電動機の取扱方。

イ、スヰツチの把手をスターの位置に置くこと、

ロ、全速度に至ると同時にスヰツチの把手を急速にデルターの位置に移すこと、

ハ、徐々に負荷すること、

（四）コンペンセーターを有する電動機の取扱方。

イ、配電盤のスヰツチを閉づること、

ロ、コンペンセーターの把手を起動の位置に置くこと、

ハ、全速度に至ると同時に把手を廻轉の位置に移すこと、

ニ、徐々に負荷すること、

（五）起動抵抗器を有する電動機の取扱方。

イ、起動抵抗器の把手を起動の位置に置くこと、

ロ、スヰツチを閉づると同時に抵抗器の把手を徐々に廻轉の位置に移すこと、

ハ、全速度に至りたる後徐々に負荷すること、

ニ、起動抵抗器の把手は決して途中に止めてはならない、

（六）スリツプリングを有する電動機の取扱方。

イ、スリツプリングの把手を起動の位置に注意すること、

ロ、起動抵抗器の把手を起動の位置に置くこと、

ハ、スヰツチを閉づること、

ニ、抵抗器の把手を起動の位置より徐々に廻轉の位置に進むること、

ホ、全速度に至りたる後スリツプリングの把手を勳かし短絡操作を爲すこと、

（七）電動機の運轉を休止するとき。

イ、スヰツチを開くこと、

ロ、把手を停止の位置に置くこと、

ハ、スヰツチを開く以前に把手を取扱ふときはコンペンセーター又は起動抵抗器を燒く危險があるから注意を要す、

（八）高壓用電動機の取扱方。

（五〇馬力以上の電動機には主として高壓を使用して居る）

運轉開始の際には特に室內配線並に配電盤の附屬具に異狀の有無を確めたる後。

イ、引込口のスヰツチを閉づること、

ロ、オイルスヰツチ及スターターを取扱ふこと、

ハ、其他の取扱は低壓の場合と同樣、

運轉を休止するとき。

イ、オイルスヰツチを開くこと、

ロ、引込口のスヰツチを開くこと、

（九）左の場合には電動機の運轉を直に停止すること。

イ、異音を發したるとき、

ロ、火煙を噴出し若は異臭を發したるとき、

ハ、突然廻轉速度を減じたるとき、
ニ、電動機の溫度著しく上昇した場合、
ホ、メタルの磨滅に因つてローターが磁場に觸るゝとき、
ヘ、停電の場合はスヰツチを開き起動前の狀態に戻すこと、

七、電熱器の取扱に付ては左記事項に注意すること。
(一) 電熱器を設備した乾燥室には高溫計を備へ過熱を避くること。
可成自働調節裝置を附するがよい。
(二) 電熱器の附近に燃燒し易き物を放置しないこと。
(三) 電熱器を濕潤せしめてはならない。
(四) 往々作業場で見掛けることであるが、電氣アイロンを水中に浸してはならぬ。
(五) 電氣アイロン使用後には必ず中間スヰツチを開き置くこと。
若し通電放置するときはアイロンの壽命を縮め、又は其コイルを燒き切り使用に堪へないものとなる計りでなく、往々火災の危險を生じないとも限らぬ。
(六) 濡手にてコードを把持してはならぬ。
(七) 機械及動力傳導裝置に關する心得

一、原動機の運轉中其の廻轉部分に注油又は手入を爲すときは服裝に注意し危害を蒙らない樣警戒すること。
二、汽罐の取扱に付ては左記事項に注意すること。
(一) 汽罐取扱者は常に壓力計に注意し、常用汽壓以上に上昇せしめぬこと。
(二) 安全辨に過大の荷重を掛けないこと。
(三) 時々安全辨を檢査し所要汽壓にて完全に動作するや否を確め置くこと。
安全辨の錆付又は荷重の誤算等に因り、往々不慮の災害を惹起することがあるから特に注意すること。
(四) 時々水準器を檢査し異狀の有無を確め置くこと。
往々ゲージ閉塞の爲滅水して居るのを認め得ず、空焚をして汽罐を損壞した事例も尠くない。
(五) 使用水に注意し其の水質不適當と認めたものには、淨罐劑を使用するか又は他の適當の方法を講ずること。
(六) スケールの除去を怠らないこと。
(七) 使用中は不同の焚方を爲ないこと。
(八) ダンパーを調節し經濟と能率とに注意すること。
(九) 煉瓦積に龜裂を生じたるときは空氣を吸込み能率を低下する計りでなく、埋火後の取扱に於て往々

爆發の危險を生ずる虞があるから、點檢を嚴重にし速に之を補修すること。
(十) 使用後埋火を爲す場合はダンパーを完全に閉塞し、生石炭・濕灰(スレ)殼を以て爐床面を掩ひ、空氣の流通する戸口を全部遮斷すること。
(十一) 埋火をした氣罐を再び開始使用する場合に於ては往々烟道の爆發を惹起することがあるから注意すること。
其原因の主なるものは汽罐煉瓦積に龜裂を生じ之より空氣を吸入し、爆發性混合瓦斯を汽罐內に生ずるものであるから特に警戒を要す。
(十二) 汽罐上又は其直上の梁には可燃物を乾燥の目的で置かないこと。
往々着衣・布片等の乾燥をなすものがあるが危險である。
(十三) 石炭を汽罐の直側或は直前に置かないこと。
相當の距離を置き灰出し等に際し危險なき樣注意すること。

三、動力傳導裝置に付ては左記事項に注意すること。
(一) 動力傳導裝置に注油又は手入を爲すときは殊に着衣を卷き込まれない樣注意すること。
(二) カツプリングの押捻子を突出せしめないこと。
(三) キーヘツドを突出せしめぬこと。
(四) カラーは埋込捻子を使用すること。
(五) 頭上に在るベルトは切斷落下するの危險があるから注意すること。
(六) ベルトの接續方法。
イ、重ね方の向きに注意すること、
ロ、剩餘のベルト端を綴付け置くこと、
ハ、捻子又は綴皮の結目を突出せしめぬこと、
(七) ベルトを掛ける場合。
イ、プーリーの廻轉を停止し得る場所は之を停め、ベルトを紐にてプーリーに結び付け少し宛廻轉せしめ、ベルトが掛つたとき紐を解くこと、
ロ、調帶掛裝置(固定又は携行裝置)に依ること、
ハ、手を以て掛ける場合はベルトを半ば掛けてから榛・木管等で押すこと、
ニ、着衣を捲き込まれぬ樣注意すること、
(八) 停止中の機械を運轉せんとするときは豫め機械の檢査を爲すこと。
(九) 運轉を停止して他の目に觸れ難い位置に於て修理を爲す場合は、把手の附近に注意表示を爲し置く

こと。

(十) ベルトを攀登又は縋降しないこと。

四、工作機械の取扱に付ては左記の事項に注意すること。

(一) 印刷機・木工機械・鍛冶工機械・製材機械等の如き廻轉速度の大なる機械は危險を醸すことが多いから特に其の取扱には注意すること。

(二) ベルト、プーリー、ギーア等が作業側に露出して居るものには、着衣を捲き込まれぬ様注意すること。

可成カバーを取り付け危險を除去するがよい。

(三) 木工機械・鍛冶工機械・製材機械等の如き刃物自らが激しく運動又は廻轉を爲すものに付ては、刃物の脫離しない様其の取付に注意すること。

(四) 習慣性となつて居る危險なる動作、例は高所に於ける作業、運轉中に於けるベルトの掛替、主軸の點檢又は掃除、機械の手入、若は故障の修繕等に付ては、不覺の災害を蒙らない様注意すること。

(五) 機械的となつて居る動作、例はロール、プレス、截斷機等の取扱に付ては、不覺の災害を蒙らない様心を引き緊め油斷しないこと。

(三) 工具に關する心得

一、工具は常に周到なる注意の下に之を使用すること。

二、刃物に付ては使用後一定の場所に置き、決して床上に放置し又は轉下し易き場所に置かないこと。

三、ハンマーの如き柄を有するものは使用中柄より脫離しない様使用前に特に注意し置くこと。

四、スパナーを使用するときは、外れること又は折れることに因り危害を蒙ることがあるから注意すること。

五、手斧其の他の工具を使用して居る間は、自他共に危險のない様注意すること。

六、釘・鋲類は必ず一定の容器内に保管し濫に作業場に散乱せしめないこと。

(四) 火氣取締に關する心得

一、火氣を使用する作業に付ては罷業の際其の始末に注意すること。

二、引火し易き物質の取扱に付ては特に注意し、殊に揮發性物質、例は石油・揮發油・アルコール・エーテル・ベンゾール・テレヒン油等の容器の口を開いた儘に放置しないこと。

三、前項の物質は火氣に近づけないこと。

四、引火し易き物質を加熱する必要のあるときは、直火を用ゐないで必ず湯煎に依ること。

五、加熱乾燥裝置、又は焚火裝置に付ては特に火氣の取扱に注意すること。

六、生石灰を貯藏する場合は水分に接觸せしめぬ様に注意すること。

雨水の浸入、又は倉庫の雨漏り等の爲往々自然發火を起した例があるから注意を要す。

七、火災に際して左記事項に注意すること。

(一) 火災は急激なる化學的酸化作用であるから、消火に際しては左の各項に適應する手段を採らなければならぬ。

イ、空氣の流通を遮斷すること、

ロ、不燃性瓦斯又は蒸氣を發生せしむること、

ハ、溫度の降下を圖ること、

ニ、可燃物體を除去すること、

(二) 引火性、爆發性物質、例は石油・ガソリン・ベンヂン・アルコール・エーテル・生石灰、其他の藥品に因る失火を水に依つて消火せんとするときは、寧ろ燃燒部位を擴大する虞があるから砂又は其他の不燃性物質を用ゐて空氣を遮斷し消火に努むること。

工場には消火器と共に砂桶を用意して置くがよい。

(三) 火勢著しく激しいときは少許の水を以てしては寧ろ水の分解に因る水性瓦斯の爲、火勢を助くる危險があるから注意すること。

(四) 火勢が猛烈で到底注水に依り消火の効果が確實と認められないときは、風下の隣接建物を崩壞して遮斷防火の措置を採らなければならぬ。

(五) 失火に際しては附近に電線又は瓦斯管のあるときは、直に其の引込スキッチを開き又はメーンコックを閉塞すること。

(五) 高熱物體の取扱に關する心得

一、炊場・汽罐室等の如き蒸氣を取扱ふ場所、又は食堂・染色場・洗濯場・化學的處理を爲す工場等の如き高溫液體を運搬し又は取扱ふ場所に於ては、コック・バルブ・容器、手許及足許に付特に注意すること。

二、蒸氣管のバルブを開く時は往々凝縮水を先に、次て蒸氣を噴出することがあるから、注意を欠くときは之が爲火傷を負ふ危險がある。

三、染色場・洗濯場等の如き釜場に於て就業するものの內には往々釜緣に足を掛けて操業するものがあるが、斯くするときは過つて熱湯中に辷り込む危險があるから特に注意すること。

四、釜場に於ては辷り易き履物を用ゐないこと。

五、鍛冶工場に於ける火作り操作、又は鎔接作業、鑄物工場の流し込み操作等に就ては、眼・手・足等に付注意すること。

(六) 物品の運搬に關する心得

一、重き物體を運搬するときは足許に注意し、可成一人にて持たないこと。

二、物品を立て掛けるときは顚倒しない樣注意すること。

三、運搬車を使用するときは脫線・顚覆・衝突をさせない樣注意すること。

四、運搬車使用中はカーブ・分岐點・ターンテーブル等の場所には特に注意すること。

五、運搬中往々乘車して勾配を下り、又は惰勢を付けて飛び乘りを爲る等は危險を釀し易いから禁止すること。

六、協力動作に依つて重量物體を運搬するときは、指揮者の合圖を格守し各自不一致の行動を愼しむこと。

(七) 建築作業に關する心得

一、高所に於て作業する場合は其足許に注意すること。

二、足場は努めて堅牢に之を掛け、殊に踏板は反轉しない樣固定し置くこと。

三、重き物體を高所に運搬するときは、其足場の折損・摺動・滑潤等に付注意すること。

四、高所に於て作業するときは常に下方に注意し、物體を落下するときは必ず合圖を爲すべきこと。

五、建築場に於ては器物・釘・鋲硝子片・金屬片・木片等が散亂し勝ちであるから足許に注意し、踏抜・蹴き・辷り又は擊突等をしない樣注意すること。

六、頭上にて作業するものあるとき、又は高所に於ける作業中其の直下を通行するときは轉落物に注意すること。

七、挺其他の重量物體を取扱ふ器具に付ては、之を使用する際充分に點檢し且確實に之を使用すること。

八、手斧其他の工具の取扱に因つて負傷を蒙むることが極めて多いから取扱上充分の注意を拂ふべきこと。

九、梯子を使用するときは、はづれること、辷ること等に注意すること。

(五) 結

前項で刑務所作業に於ける場合を大體に亘つて盡した心算であるが、尙不充分を免れないから御氣付の點あらば、御利用の際附加して戴きたい。

要するに災害を豫め防止せんとするには、勿論豫防施設の完備も重要なることではあるが、各人の注意力の充實に俟たなければ、能く效果を擧げ得ることが出來ない。即ち物的施設と精神的緊張との兩者によつて安全を期し得ることと思惟するものである。

懸賞論文發表延期

四月廿九日の天長節に

曩に本會が募集した刑政改題十週年記念懸賞論文は、その應募數第一部五十余通第二部二百余通に及び、三月九日、本會々長室に於て左記の審査員諸氏會合、住江本會理事も同席し、審査方針に關し打合せを遂げ、目下夫々嚴重に審査中であるがその發表は、都合により四月三日の豫定を變更し、四月廿九日の天長節の佳辰に延期することとなつた。

審査員

委員長　司法省行刑局長　鹽野季彥
委員　東京地方裁判所檢事正　金山季逸
同　大審院檢事　宮城長五郎
同　松井和義
東京控訴院檢事　岩村通世
司法大臣官房保護課長　大原昇
豐多摩刑務所長　椎名通藏
小菅刑務所長　吉田律
司法省衞生官　芥川信
司法書記官　岡部常
同　森山武市郎
同　木正亮
刑務協會書記　松富哲

茲に安全週間が實施せられ、又近き將來に於て力行週間の行はれんとする今日、その目的に向つて、參考の一端となれば幸と思ふ次第である。（完）

不良兇惡囚の調査【九】

吉益脩夫

(41) K・M・

明治十九年五月一日生
生地　京都府の村
職業　定業なし
罪名　竊盜
刑期　八年
入所　七回

一、家系の狀態

父は本人の十歳のとき死亡、性質溫順毎日飲酒數合。母は健在して居るが性質尋常ならず、勝氣で毎晩一合內外の酒を飲む。既に十六歳のとき（結婚前）本人を產んだ。家系中他に異常者なし。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕

農村

〔家　庭〕

小さい店を開いて居たが、資產なく、家庭平和を缺いた。祖父の干渉激しく、母は三年間家出して居た。父の死後繼父が來たが本人との仲が惡かつた。

〔養　育〕

主として祖母に育てられた。嚴格に過ぎたと。

〔學校陶冶〕

父の死亡したため尋常小學三年を中途で退學した。成績は優等であつたと云ふが極めて疑はしい。

〔道德的狀態〕

少時より腕白で取り扱ひ難く、自家の金を盜んで買食ひしたり、虛言を弄する癖があつた。年少の子供、動物を苛めた。

〔思春期〕

最初の性交十五歳

〔身體的精神的疾患〕

七歳まで遺尿症狀あり、小兒期から頭痛の持病があつた。二十歳淋疾を患つた。

三、成年期

〔職　業〕

怠惰であつて、殆んど定業に就いたことがない。

〔兵　役〕

甲種合格となつたが、入營の直前犯罪を行つたために終にその儘となつた。

〔結　婚〕

二三ヶ月間女と同棲したことが二回あつたが、現在は獨身である。

〔性生活〕

明かでないが、本人は飮酒してぶら〳〵して居ることを好み、女は好まないと云ふ。

〔嗜　好〕

飮酒毎日三—四合。喫煙一日一包、賭博芝居を好む。

〔經　濟〕

貯金なく收入なし。

〔宗敎生活〕

今まで無頓着であつたが、本刑務所に於て說敎され自己の老先の短かいことを悟り、多少佛敎に對する信仰心が出來掛つたと。過去を追想してまづい生活をしたものだと思ふと云ふ。

〔社　交〕

交際好きであるが、親しい友達はない。

〔法律生活〕

初犯、竊盜　十五歳　動機　菓子を買つたり芝居に費ふため。
終犯の判決に對する態度　不服なし。
法律的洞察　充分存す。

〔自由刑の體驗〕

利益として感謝すること全然なしと云ふ。

初犯の刑期中は溫順に規則を守つたが、第二回の刑期に於ては仕事に關する不平（K刑務所に於て西陣織をさせられて居つたのに、N刑務所に移送されて後は、下駄表を作ることをさせられたので）働かなかつたので懲罰を受け、其他物品犯則が二三回あつた。本人の語るところによれば、刑を重ねるに從つて追々囚人根性を生じ、ひねくれて怒り易くなつたと。第六回目の入所時二回、今回はN刑務所に於て五回喧嘩した。（大抵瑣細なことに怒つて傷害）當刑務所に於ても工場に出れば喧嘩するので獨房に居るのであつて、獨房が好きなわけではないと云ふ。

四、現在狀況

〔身體構造〕

競技型

圍	徑	56.6
縱橫	徑	18.0
頭頭	徑	15.8
身體	長	166.4
肩	幅	50.6
胸	圍	33.1
腹	圍	84.5
腰	圍	73.0
膊	圍	82.7
前	圍	23.0
手	圍	20.0
腸	長	28.1
肢		91.3

〔外部的異常〕

開放咬齒

〔機能障害〕

一時心氣性念慮强くあらはれ、頭痛、胃痛などを切りに

訴へたことがあつたが、醫務主任の精神療法を受けて輕快した。

現在に於ても頭痛時々起る、其他前にも述べた如く、刑務所に於ては特に感情刺戟性となり不安定、瑣細なことに憤怒し易く、邪推深くなつて居る。睡眠の障害はないが不快夢が多い。膝蓋射反射亢進して居る。

〔智　能〕

下

【智能檢査】

Ⅰ 分析……	3	〔12.1〕
Ⅱ 批判……	13	〔11.7〕
Ⅲ 理解……	8	〔12.6〕
Ⅲ 綜合……	4	〔 8.6〕
Ⅴ 辨別……	9	〔10.4〕
總點……	37	〔55.3〕

（括孤内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕

衝動生活　餘り強くない（？）

氣質　感情刺戟性、推感性感受性强し。

性格　自我亢進、抑制力に乏しく、虚榮心强し。

診斷――異常反應

(42) K・Y・

明治十三年三月一日生

生地　長野縣の村

職業　無

罪名　竊盜、詐欺

刑期　七年

入所　九回

一、家系の狀態

父は健在、母は本人の六歳のとき死亡、同胞六人中長男に當る。弟の一人竊盜前科五犯ある。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕

農村

〔家　庭〕

資産家であつたが、父が蕩盡してしまつた。父は始終遊び廻つて居て、その働いて居る所を見たことがないと云つて居る。

〔養　育〕

六歳まで母に育てられ、母の死後は叔父の所に預けられた。養育は普通であつて不平なし。

〔學校陶冶〕

尋常小學卒業。成績中以上。

〔道德的狀態〕

本人は異常なかつたと云ふ。

〔思春期〕

最初の性交二十歳

〔身體的精神的疾患〕

二十歳横痃を患つた。

三、成年期

〔職　業〕

職に就いたことがない。

〔兵　役〕

甲種合格籤免れ。

〔結　婚〕

未婚、嘗て家庭を持たうとしたことなし。

〔性生活〕

著しくない。

〔嗜　好〕

飲酒に耽る。毎日平均五六合、機會的に三升に及ぶ。喫煙せず。

〔經　濟〕

貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕

宗教に對して無關心。

〔社　交〕

二十歳暫く五六人の惡友があつたが、其後數十年に亙つて友人がない。

〔法律生活〕

徵兵檢査後間もなく犯罪を始め、其後は三ケ月から一年の間隔を置いて犯を累ねたものである。

一、竊盜　三月　長野、二、竊盜　一年六月　前橋、三、竊盜　七月　東京、四、竊盜　六月　前橋、五、詐欺　三年　前橋、六、竊盜　一年六月　神戸、七、竊盜　十七年（減二回）　沼津、八、竊盜　五年　沼津

〔自由刑の體驗〕

利益を受けたと思ふ點なしと。

不平として本人の陳述する所を其儘記載すれば左の如くである。

「分房に居ても刑は勤まる。そんなにくよ〳〵する必要はない。上れば下る。逮捕當時の巡査が非常識な野郎で時々山〇どうだい、畜生！　と云つたり、部長が取調べに際して自分の横面を毆つたので、そんなことをする法はないと云ふと、今夜の規則は己の勝手だと云ふ。餘り國家の刑法も君主も無視した專制君主の樣なことを云ふ。又受持ちの巡査の野郎は代議士でも毆り合ふぢやないかと云ふので、自分は議員と云ふものは國家の代表者である議長にある程度まで一任してある。警察權の發動を見ないのは國家の代表として尊重して居るためであると云つてやると、此野郎議員法を知つて居やがると云ひ、それから何とも云はなくなつた。自分は昔新聞で巡査部長が竊盜を働いたり、犯人の留守宅へ行き妻を恐喝したり强姦したりしたと云ふ記事を思ひ出し、家族に手紙を出し、そのことを書いて親戚によく注意して呉れと云つてやつた。自分の考

へではそのためにN刑務所から當刑務所に移送されたものと思ふ。玆へ來てからは、一回も反抗したり呼び出されたことはない。他の刑務所よりは規則が多過ぎて困る。分房では一言でも云へば叱る。一寸出るにも笠をかぶせる。近頃は少しは話をしても構はないことになつたのに、さう云ふことは秘密にして教へない。實に立憲政治のやり方でない。分房に居るものは不良囚と認む。場所を不良囚と考へて居るのか人間を不良囚と考へて居るのか分らない。分房に居てもいゝ人間はある。正直に御話すれば、私はかう云ふ所では喜ばれない人間である。」

（話の内容の眞僞は必要なことでなく、只之によつて自我の亢進して、理窟ぽい本受刑者の性格をよく捕捉することが出來る）

〔生活史中の形成的體驗〕

徴兵檢査後惡友と酒を飲み女遊びを始めたこと。第三回目の刑期中に改心しようと思つたことがあるが、出所後不幸にして、惡周旋屋の手に掛り引き廻はされた擧句、持金を失ひ、再び犯罪に陷つた。今から考へると口惜しくて、周旋屋の不道德極る行爲が憤慨に堪へないと。

四、現在狀況

〔身體構造〕

虚弱肥滿混合型

〔外部的異常〕		
	圍	55.0
	徑	18.6
頭	徑	15.6
頭	長	163.1
身	重	54.5
體	幅	33.6
肩	圍	85.0
胸	圍	87.0
腹	圍	83.0
腰	圍	26.5
前	圍	18.0
手	圍	32.0
腓	長	89.9
下	肢	

耳朶の鋭角的癒著（意義なし）。

〔機能障害〕

四年前から鐵の棒が曲つて見える樣になつた。ランプの笠が二つにも三つにも見え、且つ、雲の如きものが眼前に浮動する。然し閉目すると忽ち消えてしまふ。突然心悸起ることがある、同時に前額部に頭痛を覺える。又脊筋から足にかけて時々痙縮を覺える。尙眼瞼に纖維性搐搦起る。以上の如き心氣性症狀の他に、一般に神經過敏となり外物に壓迫される樣な不安な氣持に襲はれると。（被害妄想ではない。）

一般に訴へ甚だ多く、睡眠は障害され毎夜盛んに夢を見て、而も不快夢が多い。

他覺的症狀としては、舌尖、眼瞼の震顫著明である。輕度のロンベルグ氏徴候あり、感覺障害なく、瞳孔等常である。膝蓋腱反射減弱して居る。

〔智　能〕

中

【智能檢査】

Ⅰ	分析	15 〔12.1〕
Ⅱ	批判	13 〔11.7〕
Ⅲ	理解	12 〔12.6〕
Ⅲ	綜合	10 〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	6 〔10.4〕
	總點	56 〔55.3〕

（示ヲ點準標ハ内孤括）

〔人格構造の分析〕

衝動生活　強し
氣　質　感受性强し
性　格　自我亢進、理窟家、多辯
診斷——異常反應

(43) K・O・

明治二十五年十二月十五日生
生地　栃木縣の村
職業　無
罪名　竊盜
刑期　七年
入所　四回

一、家系の狀態

父は幼少の頃鑛山に於て爆發のために死亡した。（鑛夫）父に關することは詳かでない。母は健在。同胞なし

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕

農村

〔家　庭〕

生計に困らず。

〔養　育〕

母に育てられ、寬大に過ぎた。

〔學校陶冶〕

夜學により尋常六年を卒業、成績普通。

〔道德的狀態〕

少時より親戚の金、品物を盜んだ。

〔思春期〕

最初の性交十九歳。

〔身體的精神的疾患〕

角膜斑點あり。少時より時々考へると眩暈を催した。衰惚けることが時々あり、十八九歳から眩暈發作が起つて意識を失ふことがある。

三、成年期

〔職　業〕

養蠶の手傳→農→役所の小使、寺傭人→勞働者

〔兵　役〕

關係なし。

〔結　婚〕

二十二歳内縁の妻と同棲したが、二年八ヶ月で刑務所へ入つてその後分れた。

〔性生活〕

女は、酒、賭博程には好まない。

〔嗜　好〕

飲酒毎日平均一升、時には一升五合位飲む。喫煙一日二包、賭博を非常に好む。其他浪花節が好きであると。

〔経　済〕

貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕

無信仰。

〔社　交〕

賑かな所が大好であつて、放浪中悪い友人が出來るが、直ぐ分れてしまふ。

〔法律生活〕

初犯、竊盜　二十歳、其後の犯行　總て竊盜。
終犯の判決に對する態度　不服、山が一つで七年とは隨分高過ぎる。

〔自由刑の體驗〕

初犯のときは喧嘩をしなかつたが、前刑、前々刑のときは盛に喧嘩をした（傷害をしたこともある）。今回は逃走の疑を受けて丙種、せられたと思ふ。玆では馬鹿らしいから濕しくして居るので懲罰を受けたことが一度もない。近頃は怒らなくなつた。取扱に對して不平を持つて居る。
利益と思ふことは籠屋と左官の職を覺えたことであると。

〔生活史中の形成的體驗〕

特になし。

四、現在狀況

〔身體構造〕

肥滿型（計測省略）

〔外部的異常〕

なし。

〔機能障害〕

起立時眩暈を催す。頭痛、頭重感あり。（昨年の春頃は考へると鼻血が出た。）睡眠障害、眼花閃發の症狀あり。斯う云ふ狀態で規定の仕事の出來ないことがある。膝蓋腱反射亢進し、舌尖、眼瞼に震顫を認める。

〔智　能〕

【智能檢査】

Ⅰ分析	12	〔12.1〕
Ⅱ批判	4	〔11.7〕
Ⅲ理解	10	〔12.6〕
Ⅲ綜合	6	〔 8.6〕
Ⅴ辨別	1	〔10.4〕
總點	33	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

〔人格構造の分析〕

衝動生活　强き方である。
氣質　樂天、興奮し易く、粗暴。
性格　自我感情强く、而も意志薄弱、外向性。
診斷——神經衰弱症（病的人格の基礎あり）。

(44)　K・K・

明治二十三年八月十六日生
生地　茨城縣の村
職業　無
罪名　傷害
刑期　十五年
入所　五回

一、家系の狀態

父は健在、飲酒せず正直、勤勉。母健在。母方祖父の妹精神病に罹つた。本人は長男で、弟二人あるが、直ぐ次の弟は冒險的なことを好み狡猾である。

二、小兒期と青年期

〔廣義の環境〕

農村

〔家　庭〕

資產は儘かしかないが、普通の狀態である。

〔養　育〕

兩親に育てられたが、甘やかされた。

〔學校陶冶〕

高等小學二年を卒業し、それから私塾へ四年通學。成績不良。

〔道德的狀態〕

小兒期から自家の金を盜んで物を買つた。自家が菓子屋だから許可を得ずに盜み食ひ、尙親を騙して金を捲き上げたこともある。

〔思春期〕

最初の性交十五歳。

〔身體的精神的疾患〕

十三歳のとき一年間時々頭が上せて鼻血が出た。夏の氣節になると頭痛が起る。尙其他に狂人の樣になつたことがあると云ふ。即ち夜中寢ずに大鼓をたゝいたり種々變つたことをしたと云ふことであるが、自己にも記憶なしと。

〔職　業〕　生れてから眞實に働いたことと云ふのは僅か三日しかない。

〔兵　役〕　關係なし。

〔結　婚〕　二十三歳のとき親戚の女と結婚したが、十ケ月後に刑務所に入り離緣した。その後三回實笑婦と同棲したが刑務所に入る度に分れた。

〔性生活〕　毎日飲食店で遊び暮して居たが、身體が弱いので性慾は弱く只ぶら〳〵して居ることが好きであると云ふ。

〔嗜　好〕　飲酒餘り好まないが、遊んで居た關係上毎日二合位飲んだ。喫煙せず。競馬に非常に趣味を持つて居たので、馬を妻よりも大切にして居たと云ふ。

〔經　濟〕　貯金なく、收入なし。

〔宗教生活〕　現在無信仰。大正三年頃二度目の假出獄中天台宗を信仰し、懺悔の生活に入つたが、十ケ月目に前の女に引き出されて以來信仰の生活を棄てた。

〔社　交〕　交際を好まず。

〔法律生活〕　初犯、放火　十八歳　其動機　憤怒、怨恨、復讐

其後の犯行　横領→竊盜→竊盜

終犯の判決に對する態度　不服（調書に誤謬があると云ふ）。

附記——犯罪事實　或日茶屋で遊んで居ると（飲酒）村の青年團が來た。自分が茶代を奮發したので酌婦が皆自分の方へ來てしまつた。それで青年達が怒り喧嘩になつた。そして彼等は自分が自轉車を盜んで來て居ると密告した。（實は知人のもので盜んだのではなかつた。）駐在所の巡査に引張られて行く途中青年が跡をつけて來たので喧嘩となり、巡査の手を離さうとしても離さないので巡査を二十數ケ所海軍ナイフで切つた。

〔自由刑の體驗〕

初犯刑期中沼津刑務所に於て約一年間は泣いたり騒いだり激したり、ベルの繩を竹で引いて役人を驚がせたりして發狂狀態にあつたと。（當時の記憶充分ならず。）（醫者の證明で懲罰は受けなかつた）。

前刑のときなどは全然犯則なく、從順に刑を受けた。

今回は最初一年は無事であつたが、その後敎誨師、上官に反抗して椅子を投げたり罵倒したりして盛に興奮した。當刑務所へ來てからも役人に對して傲慢なる言を發することがあつたと云ふ。

〔生活史中の形成的體驗〕

なし。

四、現在狀況

〔身體構造〕　競技型

體	重	55.3
縱	徑	19.3
橫	徑	14.7
身	長	157.9
體	重	40.0
肩	幅	34.9
胸	圍	78.0
腹	圍	62.0
腰	圍	77.8
前	腸骨部圍	21.5
手	圍	20.5
腓	腸圍	27.5
下	肢長	82.4

〔外部的異常〕　なし。

〔機能障害〕

睡眠障害があるが夢を見ること甚だ稀である。

時々耳鳴が起ることがあつて、意識が茫乎とすることがある。感情興奮し易く、興奮すると下痢が起る。グローブス、マクロプシー、ミクロプシーの症狀が時々起る。

視野狹窄し、感覺障害を認める。即ち、痛覺は左側半身强度に減弱し、右側にも所々に弱い所がある。其他異樣感覺の出現することがある。膝蓋腱反射亢進して居る。

〔智　能〕

【智能檢査】

Ⅰ	分　析	8 (12.1)
Ⅱ	批　判	7 (11.7)
Ⅲ	理　解	10 (12.6)
Ⅳ	綜　合	8 (8.6)
Ⅴ	辨　別	11 (10.4)
	總　點	44 (55.3)

（括孤内は標準點を示す）

〔人格構造の分析〕

衝動　著しく强くない。

氣質　興奮し易く、然も、氣分轉換し易し。復讐心强し。

性格　自己中心的、虚榮、虚勞家的、權利慾强し。

診斷——臟躁病（Hysterie）

The Community that Osborne built

Frank Tannenbaum

オスボーンの建設したプリズン・コムミュニティー（續）

（オーバンの巻）

フランク・タンネンバウム

（四）

しかし、プリズンの外では、オスボーンのこの冒險に對する反響は決して彼にとつて有利なものではなかつたのである。新聞紙は一齊に嘲笑を浴びせかけて、「フーリッシュ」（馬鹿々々しい）とか、「キソーテイック」（醉狂）だとか、「ノートライエテイ・シーキング」（徒らに名聞を求るもの）だとか罵つたのである。ただニューヨークの「トリビユウン」紙だけがオスボーンの取つたこの手段の意義を認めたやうであつた。しかし、此等の批難のあつたにも拘らず、彼のこの行爲は廣く國民の注意を喚起して、我がアメリカのピナル・システム（行刑制度）の改良問題を、曾つて今迄存在してゐなかつたもののように、初めてはつきりと社會の表面に浮き上らせたのである。それだけでも、一週間をプリズン・ウオールの中に過ごした甲斐はあつたのであるが、しかし、オスボーンにとつては、自分の目的に喫緊の必要を感じてゐる受刑者の信用をかち得たのである。

オスボーンのプリズンに在つた一週間の出來事は、受刑者をして何か來るとの期待の心持で緊張せしめたのである。プリズンの中は何となくざわついて、密かに手紙を交換するものがある。ひそ〳〵談をするものがある。所長に宛てて請願書が起草せられたほどであつた。受刑者の中にはオスボーンに忠實を誓つて、御役に立つならば何時でも身を投げ出して仕事に當らうと申出たものもあるのである。この誓約書にサインしたものは四人で、オーバーンばかりでなく後にシン・シン・プリズンに於ても、オスボーンの事業に重要な役割を演じてゐるのである。其中の一人は、釋放されてから、オスボーンが合衆國のポーツマウスの海軍刑務所（Portsmouth Naval Prison）の所長をやつてゐる時、その片腕となつて働いたのである。

オーバーンに新しい處遇方法のプログラムの採用せらるるに至つた發端といふのは、オースボーンの拘禁生活中、彼の傍のテーブルで作業に就いてゐた受刑者の一人が、受刑者の行狀を改善するための受刑者同志の善行組合（"Good Conduct League"）といふやうなものを組織したらどうかと言ひ出したのに初まるのである。彼等は、日曜日にセル（監房）を出ることを許されたら、どういふ問題が起るだらうかといふことについても話し合つてゐたのである。この場合のことをオスボーンは後で著書の中に述べてゐるが、其時の會話は下のようなものであつた。

「看守達の休暇日を棒にふらせるわけには行くまい。しかも、受刑者達は信用できるとは思はれないぢやないか。それともお前は信用できると思ふか」（トム・ブラウンはかういつたものだ）。

「大丈夫、彼等は信用できる。」とチェーは答へてさう考へるだけでも喜悅に堪へざるものの如く、「そして樂隊でもやつたら面白いだらう。一日監房に閉ぢ込められてゐるより、いくらましだかしれない。月曜日にはきつと喧嘩が少くならう。自分にはちやんとわかつてゐる。」

「しかし、規律はどうしたものだらう、受刑者を殘らずヤード（庭）へ出すつもりか。行狀を愼しむことを知らないものはどうする。彼の連中は喧嘩したり逃走を企てたりしはしないだらうか。」

「しかし、トム、リーグ（自治團）を結ぶ以上、彼の連中は一切をめちや〳〵にして、後に殘つた我々から我々の特權を失はしむることにならなければ、さういふ亂暴はできないのである。我々はさういふ奴等を巧く押へつけて行くことができる筈だ。心配する必要はないのである。」

といふようなわけで、オスボーンの考へは、恐らく未だしつかり固まつてもゐず、又明かに系統立てられてもゐなかつたが、受刑者には或る責任を有たせても可い

――或る種の特權は許可してやつても差支ないものである、而して恐らく亦懲罰權も之を執行する權限を或る程度まで彼等の手に委ねても差支ないものである、といふ考へを抱いて彼はプリズンを後にしたのである。彼は、受刑者自身進んで世紀のかびの生へたかんごくを改造し而して之をもつと善い目的のために役立たせようとする計畫を懷いてゐるのだ、といふことを感ずるに至つたのである。彼はプリズンに在る間、自分と所長と受刑者の二三のものとの中に議論を闘はした後、プリズン・リホームの第一歩は先づリーグのための規約制定會議（constitutional convention）を招集すべきであるといふことに衆議一決したのである。受刑者は已等の希望について未だ嘗つて一度も相談をかけられたことはなく、それ處か、わづかな規則違犯で體罰を加へられても、一言も發することはできず、沈默が一切を支配してゐたプリズンの中で、選擧が行はれるといふことは、實に不思議な冒險といつてよかつたのである。しかもかかるプリズンに於て、彼等は初めて受刑者に關する幾多のプログラム（問題）について討議するために委員を選出する權利を與へられたのである。各工場は其大さに相當しただけの委員數を割り宛てられたのである。ガード（看守）は工場から工場へと投票函を配り、各工場は投票のために半時間だけの休業が許されたのである。投票の計算は極めて嚴重なものであつた。投票されたものは百九十人で、其中四十九人が委員に選まれたのである。

二日の後、此等の四十九人――四十九人のクリミナル――はチヤペル（禮拜堂）に集まつたのである。ワーデン（所長）もガードも悉く退出した後、受刑者達はオスボーンを會議の議長に選んだのである。これだけの人數のブリゾナー（受刑者）が一人のガードもなしに一堂に集合することを許され、彼等の拘禁されてゐるインステイチユウシヨシ（施設）に關する問題を自由に討議することを促されたといふことは、オーバーン・プリズンの百有餘年の歷史に於て、これが初めてであつたのである。

玆處で、直ぐと喫緊の問題になつて來たことは、プリズンの中に組織せらるべきコムミユニテイ（社會）の一員となるべきものの資格即ちメンバーシツプに關するものである。始めには、行狀佳良なるもののみがこのメンバーとなることを許さるべきであると發議されたのである。これはプリズン・ウオールの中に一種の道德上のアリストクラシー（貴族社會）を形成するもので、そのメンバーとなる資格もプリズン・ガード（看守）によつて

決定せらるべきものとしたのである。よく事情の分明からないものには、これは理窟に合つたやうに見えるかもしれないが、受刑者からは一齊に反對を受けたのである。彼等は懲罰簿の表示されてゐる記錄を或る受刑者の性質の僞らさる證據として承認するに躊躇したのである。彼等は、何人がプリズン・デモクラシー（刑務所內の自治體）のメンバーたるに必要な資格を有つてゐるかゐないかを自分自身で決定したいといふ考へなのであつた。今迄は、プリズンに於ける行狀の良不良はプリズン・オフイシアル（刑務所の官吏）によつて定められてゐたのであるが、これからは組織を完了したプリズン・コムミユニテイ其自身で決定すべきであると滿場一致で決議したのである。

メンバーシツプの問題が決まつたので、次には、一箇の組織體となつた受刑者の活動すべき範圍の問題が議せられたのである。しかし、この問題は直ぐに決まつたのである。この問題は所長（ワーデン）によつて決せらるべきものであつて、受刑者の團體は唯だ所長の爲すことを許した所のもののみを行ふことができるものであつて、且つ受刑者が或る權力を委ねらるるには、委ねらるべき權利資格の有無をあらゆる方法で自ら之を證據立つべきで、しかも常に刑務所の管理當局者の承認を經なければならないものである、といふことに一致したのである。このコミユニテイーの組織が最初から成功したのは、實に受刑者の側にこの深い慮りがあつたがためで、かかる決議のあつたといふ事實は善くこれを說明してゐるのである。かくして、玆處にプリズン・デモクラシーは間違ひなく進水されたのである。

（五）

已にコンミユニテイーの組織の條件が定まれば、第二段として當然攻究せられなければならないのは、このプリズン・コムミユニテイの特殊の必要に應ずべきガヴアメント（統治）の機構を案出することであつた。この事に關する討議で、受刑者の一般社會と刑務職員とに對する態度が明々地に現はれて來たのである。若しこの一箇の組織體がその機能を發揮しようとするならば、是非とも或るオーソリテイ（權力）が必要で、且つこの權力を受刑者の或るものに委任しなければならないのであるがこの討議中、「リユウテナント」（上官代理）といふ語が發せられただけでも、會議が殆んど決裂しないばかりの

掲載が生じたほどに、受刑者達は「リユウテナント」なるものを忌み嫌つてゐたのである。受刑者の中には、特にエルマイラ・リホーメートリー（Elmira Reformatory——ニューヨーク州エルマイラ市に在る感化監）に在つたものは、半軍隊式に行使せらるる受刑者に委ねられた權力の如何なるものなるかを十分に經驗してゐるので、之を蛇蝎視してゐたのである。權威を振ふ受刑者が氣に喰はないばかりではないので、それは往々にして「スツール・ピヂオン」（官憲の犬）を勢力のある地位へ就かせることになるといふことを、彼等は經驗してよく知つてゐるのである。で、問題となるのは、どうしたら受刑者を工場に於けるガード（看守）の手先となさずして、受刑者に權力を委ね有たせることができるだらうかといふに在つたのである。受刑者達は特權を有つことは非常に欲する所であつたのであるが、自分で責任を背負つたり又は他の受刑者に責任を負はすことには二の足を踏んでゐたので、この第二段の問題に至つて議事は行き惱んでしまつたのである。しかし、面白いのは、この討議中オスボーンの意見は受刑者のそれよりも始終一歩先んじてゐたことである。彼は辯じてゐるのである。

「自分の心中に思ふ所は、これはだれも同じと思ふのであるが、パブリツク・オピニオン（輿論）の力といふことである。自分の放處へ來た理由の一つは、ブリズンの中にも輿論といふものがあるかどうかといふことを發見せんがためであつた。自分はそれを發見したのである。それは多分に歪んだものではあるが、たしかに放處にも立派にあるのである。お前達が一緒になつて戒護主任に反抗するといふ感情も一つのパブリツク・オピニオンである。何人も他を壓倒しようとしてはならないといふ感情はお前達の中に可成強いものであるが、此等の所謂パブリツク・オピニオンは、健全な吐け口がないので、今迄は往々にして不健全な方法で表白されてゐたのである。で、自分は今から輿論の健全な表現のチヤンスを有たせようと思ふのである。このチヤンスは今度組織されるリーグを通して得られることと思ふのである。」

ブリズンに面倒な問題を惹き起す受刑者の爲めといふよりも、むしろ其者に對抗して一般の受刑者の態度を定める目的でリーグを組織しようといふ考へは、前にも實際に發表されたのであるが、しかし、このリーグに受刑者を改善發達させるための組織の土臺としての地位を與へようとしたものはなかつたのである。此時、委員となつた受刑者の一人は起つて

「假りにチヤペルに入つて來た受刑者が喧嘩を初めたとする。其時、リーグに入つてゐる九百乃至千二百の我々は二人のものを共儘にして喧嘩をさせてをいて、我々に與へられるかもしれない特權を差し止めしめ、且つは將來特權を得る望みを破壞してしまつても差支ないものか、それとも、かかる騷擾を鎭めるために皆な力を合せるつもりであるか」

と滿場に問ふたのである。

實にこの點が問題の中心點なのであつたのである。若し一般受刑者の意見が騷擾を起したものに與みせずして彼に反對であつたならば、輿論はかかる騷擾を鎭壓するために選ばれた受刑者を支持し而して騷擾者を處罰するにちがひない。と、かういへば問題は至極簡單明瞭にかたづくやうであるが、それは亦他の難點があるのである。ブリズンの內外を問はず、クリミナルといふものは「スニツチ」（密告）を蛇蝎視するもので、或る一人を官憲に密告するものを、彼は「犬」だといつて最も下等な人間として取扱つてゐるのである。惡黨仲間（アングリーウオールド）に於けるお互のこの信義は、自分は決して如何なる場合にも密告はしないと云つた委員の一人によつて極めて切實に說かれたのである。この時、オスボーンは答へたのである。

「若しお前達が責任を自分で負ふ意志がなければ、今度の事は初めからだめになつてしまうのである。……お前達は勝手な專斷な權力で支配されるか、自分で自分を支配してそしてお前達の選んだものを扶けて行くか、いづれか一つを取らなければならないのである。言ひ換へれば、奴隸として拘禁されたいか、それとも人間として處遇されたいか、といふことなのである。お前達はぜひ共受刑者の責任を引受けなければならないのである。而して、此等の責任の一つはお前達が皆なしてお互に他のものが行狀を愼しむやうに監視するといふことである。」

（六）

これで此問題は決定したのであるが、同時に、他の委員は、密告を防ぐために、我々受刑者は自ら懲罰の方法を定むべし、との案を發議し、而して、若しリーグに加盟したものが各自行狀を愼しむべしの誓約にサイン（署名）すべきものとしたら、自ら非行を敢てした場合には自由意志で加盟したリーグの加へる懲罰を受けることは

當然初めから承諾してゐる筈である、と論じたのである。しかし、これだけでは問題は僅かに半ば解決されただけである。成程、かんごく規則の小さな違犯なら、其の處罰權をプリズン・コムミュニテイに與へても差支ないかもしれないが、重大な犯罪の行はれた場合には國家はきつと干渉して來て、裁判所の審理を要求することとならう。其場合にはどうするか。オスボーンは之に答へて、重大の犯罪の場合には、如何なる方法を以てしても國家は干渉すべきものだと斷定を下して、受刑者の手中に存するものは、リーグの享有し得る特權の剝奪によるかんごく規則の違犯に對する懲罰權のみであるといふことに決まつたのである。皆なから忌み嫌はれてゐる、受刑者に權力を委任するといふ問題も、委員の一人が、「我々は一人のサーヂヤント・アト・アームズ（sergeant-at-arms——警衛委員）を選むべきである。プリズン・ウオールの外の自由人の社會が自ら進んで警察官といふ之と同じ官吏の保護の下に立つてゐるのに、我々受刑者が之に對して別に反對を唱へる理由はないぢやないか」、と言つたので、とう〳〵妥協がついて、此問題は決定したのである。只、サーヂヤント・アト・アームズを選擧した受刑者達が彼の權力を濫用してゐることに氣のついた場合には、彼は解任せらるべきであるといふ必要な一箇條が添へられたのである。

この會議で定められたリーグの組織の形式は至極簡單で、四十九人の委員より成立つリーグの主腦部はこの集會の選まれたと同じ方法で各工場の一般投票によりて選擧せらるべく、任期は六ケ月で、四十九人の中の九人は執行委員（executive board）として委員中より互選せらるるのである。このボードには常任の委員長といふものは置かれないことにされたのである。他の四十人の委員は五箇の懲罰委員（grievance committee）に分たれ、問題の起つた場合に順番に仕事をすることにしたのである。此等の委員は懲罰委員となる上に更に警衛委員の補助をなすこととなつたのである。一般受刑者の平和と秩序とをコントロール（支配）するこの警衛委員を選ぶのは前きの執行委員であるが、委員は同時に危急の場合にはその補助をして警衛委員を代理せしむる權限をも有つてゐることとなつたのである。

（七）

一九一四年一月十一日に、凡ての受刑者は、受刑者のために受刑者によつて組織せらるべきプリズンに於ける自治制に關する報告を聽取するためにチヤペル（禮拜堂）に呼び集められたのである。彼等はまつ蒼ないかにも嚴肅な顏付きで手を組んだまま靜かに坐したのであるガード（看守）は周圍に立つてゐた。受刑者の一人の要求で、十分間の交談の特權が許されたのである。十分後には、新たな所內の規則が一齊に同意の發聲で採用されたのである。翌日にはリーグの會員名簿が配付されて、千三百五十人の受刑者は新しい團體に加入して、かくして最初のプリズン・デモクラシー（かんごく內の自治體）のシテイズン（公民）となつたのである。會員資格の定まつた後、三日後の選擧のため投票簿が作成せられた。選擧は非常に嚴重で、投票された百有餘人の中から四十九人の委員が選ばれたのである。

次の日曜のチヤペルの參集は尙ほ形式上はこのプリズンの常例通りで、何物も外面的には變化してはゐなかつたのである。ガードは尙ほ戒護の任に當り從來の沈默制は尙ほ撤廢はされなかつたが、チヤペルを包むでゐる雰圍氣は何となく變つて感じられたのである。受刑者が席に就いてから、各班から選ばれた委員が二列になつて入つて來た時には選擧者から一齊に喝采されたのである。

ワーデンが次の委員就任の宣誓文を讀み上げると、四十九人の委員は一齊に「イエース」と答へたのである。

「我等はあらゆる手段をつくしてオーバーン・プリズンに拘禁せらるる受刑者の福利を增進するに努め、適正に組織せられたる刑務所の統治機關の定めたる規則に喜んで服從し、且つ進んで、各受刑者の最短刑期に服したる後、彼等をして再び現實世界の活動中に投ずべく新たなる力と勇氣とを抱いてプリズンを出でしめるため、受刑者並に職員間の感情の融和を謀り、公平無私の關係を保持するに全力を致すべきことを、玆に嚴肅に宣誓するものである。」

かくして一箇のコムミュニテイーのメンバーとして組織された受刑者は、今や彼等の望める所のものに役立つべき一箇のガヴアーメント（統治機關）をプリズン・ウオールス（外壁）の中に樹立すべく努力する自由を得たのである。しかし、これはかなり危險なデリケートな段取りではあつたのであるが、九人の執行委員の選擧も終に事無く了したのであつた。

受刑者の自治組織が其能不能を實際のテストで試されたのは一九一四年の二月十二日であつた。この日は、彼等は再びチヤペルに行く日であつたが、此度こそはガ

ードに連られて來るのでなく、彼等の選んだオフイサー（職員）の監視の下にやつて來ることになつてゐたのである。此日、受刑者に對する責任を負つてゐた職員は從來のやうにプリンシパル・キーパー（principal keeper——戒護主任）ではなく、警衛委員であつて、この委員はニューヨーク市のブルックリン區のギャング・リーダー（無賴團の頭）で、リーグの懲罰委員として選ばれたものであつた。

受刑者はあらゆる會合に於ける普通の人間のように席に就いて、人間が集合した場合に誰れでもがするやうに笑ひながら談じ合つてゐたのである。彼等はこの日オスボーンの組み立てた音樂のプログラムに耳を傾けたのである。百有餘年の間、オーバーンに於ける日曜日は一週間中の最も陰鬱な日であつて、受刑者は悉く一日中自分のセル（居房）に閉ぢ込められてゐたのである。然るに今度この二月の日曜日には、彼等は自分達のこしらへた自治組織の下に在つて、自分達の好きな音樂を聽くために一緒に集まつて來たのである。何たる變化であらう。

この集會が終ると、受刑者達は來た時と同じように自分達の選んだ委員に導かれて自分達の居房に歸つて行つたのである——しかも、百有餘年の間墓場のやうな沈默の中に埋もれてゐた此のオーバーンの未だ曾つて見たこともない立派な規律と晴れやかな氣分で!! この夜偶然にも電燈が數秒間消えたのであつたが、居房に在る受刑者達の口から一と言のつぶやきも出なかつたのである。アメリカのプリズンの事情に通じてゐるものには、受刑者がかかる自制を示したといふことは殆んど信ずべからざることで、電燈の消えた場合にはいつでも叫びわめいて始末に終へないのである。然るに、少くもこの夜は、何の音も聞かれなかつたのである。

この日曜日の集合は爾後常例となつたのである。ワシントンの誕生日である二月二十二日には、黑人に扮して歌流しの會を催して刑務所の中を流して歩いたもので、更に一ケ月後にはブリズンのガードの家族朋友の爲めに同じ催しをやつたのである。

かくして、今や、オーバーンの受刑者達は、團體組織の權利、少くも一週一回自分達の選擧した幹部の支配の下にチヤペルに集まる權利並びにリーグの會員（メンバー）たる資格の停止及び剝奪とによつて特權を濫用したるものを懲罰するの權利とを獲得したのである。然しながら、刑務所の當局と受刑者との間には感情の融和はあつたのであるが

時々の衝突は絶えず起るのを免れることはできなかつたのである。

一方には自治組織はできたようなものの、刑務所の古い機構は昔ながらの常規の課程をくり返してゐたのである。で、受刑者は今はワーデン（所長）と自分達の懲罰委員との双方から處罰せられることになつて、受刑者達は漸く不平を鳴らし初め、終に事態は危機に面するに至つたのである。是に於て、所長はオスボーンと議を重ねた後、職員に對する暴行、他受刑者に加へたる危害、就業の拒絶、罷業（ストライキ）及び逃走の企圖の五つの重大なケース（場合）を除き、刑務所内の規律に關する監督權を所長よりリーグの手に投げ出しこの係爭問題を解決することに同意したのである。

かくして此等の除外例を設けただけで、其他一切の刑務所内の規律に關する支配權は受刑者の手に委ねられたのであるが、彼等には之を受諾するだけの準備ができてゐなかつたのである。責任は餘りに大きく、且つ二重の懲罰から生じた嫌惡疑惑は一層彼等をしてこの責任を受諾することを躊躇せしめたのである。其結果、受刑者一同の總會合が開かれたのである。千四百人の受刑者は、外部のものといつては只オスボーンと州の假釋放委員（Board of Parole）の一人とのみを交ふるだけで、自分達の選んだ役人の監督の下に一堂に會して午後の二時から六時まで、古い〳〵昔からブリズン・オフヒシアルス（刑務官吏）の手に握られてゐた懲罰といふ職務を團體としての受刑者が引繼ぐことの當否について討論したのである。この懲罰については、微小な規律違犯のあるものと宣告せられものの爲めに監置室を設け、懲罰委員は日に二回會合し、リーグの會員は團體としてのリーグの利益を傷つくるような行爲のあつたものを委員に報告することにしたらどうかといふのであつて、この會合でリーグのメンバーたる受刑者が規則違犯を取締り而して懲罰を科するの責任を負ふものであるか否かといふことを論じ合つたのである。かかる討論が可能であつたといふ事實が其自身已に驚くべきことであつたのであるが、別に何等の不都合も起らなかつたほどに團體精神（コムミューニテー・スピリット）は固まつてゐたのであつた。討論の結果、終にチヤペルに會合した受刑者の口から、所長の申告に對して之を受諾するイエースの聲が一齊に發せられたのであつた。

この難問題が漸く解決せられたので、リーグでは他の仕事にとりかかつてゐたのである。チャペルに於ける日曜日の午後の集りは受刑者達にとつて利益でもあり且つ非常に喜ばれてゐたものであつたが、獨立紀念日（七月四日）の近づくに從つて、今度は南北のウイング（翼棟）からの受刑者の間に競技の計畫が出來上つたのである。オーバーン・プリズンの歷史有つて以來、受刑者が一團體としてヤード（庭）に出されるといふことは未だ曾つてなかつたので、その場合に若し事が起るとすればかなり重大性を帶びてゐるのはきまり切つた事で、受刑者自身も凡ての受刑者が初めて其友——同時に敵でもある——と相會するため一緒に監房から出される場合に、どんな事が起らうかといふことは全く分明らなかつたので如何に大きな疑懼の念をお互に懷いてゐたかといふことは、此出來事のあつてから十年後に書かれた一受刑者からの次の手紙に明かに現はれてゐるのである。

「自分はオーバーンに於て初めて自由にヤードに出られる特權を與へられた其日を決して忘れないであらう其日當時オーバーンの古狸と呼ばれたH. Gは自分の傍に立つてゐたが「數年前にこんな事があらうとは誰れが信じたらう」、と云つたのはそれだけであつたが、それでこの場合十分の意味は通じてゐたのである。彼の云つたのは、これまではブリズンの內外を問はず、刑務所といふことについては不幸とか苦痛とかいふこと以外に何物をも考へられてはゐなかつた、といふことを意味してゐるのである。若し、敵同志のJかTを、BがBを見つけたが最後、次の時間には何もかもめちやくちやになつてしまうだらうと彼は思つてゐたのである。自分も固よりさう思つてゐたのである。自分だつて大きな目を開いて頑張つてゐたもので、もし喧嘩が初まつたら、二三人はたしかに頭をたたきつぶしてやつたらう。なぜつて、ボイラー室の前には鐵の棒のあつたのをちやんと知つてゐたからだ、處が、MとDの監督の下に、皆ながふん別を失はなかつたお蔭で、其日は平穩無事で、協同一致の氣分が漲つてゐたのである。自分のオーバーンにゐる間ずつとそれがつづいてゐたものだ。

其內には外の事も變つて行つたのである。受刑者と職員との間の緊張してゐた干係も自然に消え去つて、受刑者は自治に慣れて來て、更に大きな權限と職務とを自分のものにするようになつたのである。そして、オーバンには、終には殘忍や抑壓といふような、人間

を下等にする古い惡慣例にたよらない管理ができ上つたのである。抑壓だの橫暴などは何處へか行つてしまつたのである。しかも、規律は以前よりはずつと良くなつたのである。刑務所の中の空氣其者すら變化したように見えたのである。皆な機げんが好く、快濶で、活動の氣が滿ちてゐたのである。受刑者は自由に交談し、笑ふも唱ふも自由で、一團となつてヤードに集つて步き廻はることを許可されたのである。彼等はベースボールをやつたり、ホースシュウ（蹄鐵）を投げたりすることができるばかりでなく、廣くプリズンの中で普通の人間のやうに振り舞ふことができたのである自由と自制上の融合といふ稀有な待ち設けられなかつた事實が展開して行つたのである。」

（九）

古い制度に慣れ泥んでゐる人達はこの大改革に皮肉や嘲笑を浴びせかけたにも拘らず、オーバーンの受刑者は次から次へと惡習慣を征服して道德上の勝利を獲得して行つたのである。頑迷なガードすらが早くも新しい處遇方法に改宗されたのである。何とも云へない深い精神上の變化が古いブリズンの一つ一つの纖維にまで滲み込んでいつたやうに思はれたのである。かかる結果が長く外部の社會に知れずにゐるわけはないので、早くもオーバーンの改革の風聞は廣く世間に傳つて、深い興味を喚起したのである。

當時一人のオーバーンのガードは、「自分の十六年間の看守生活中、現在のような愉快な日を送つたことは未だ曾つてなかつたのである」、とさへ手紙の中に書いてゐるのである。次に揭げる一受刑者の手紙の抄錄は、オスボーンのブリズン・リホームの受刑者に及ぼした感銘を如實に物語つてゐるものである。手紙を書いたのはキヤナダ・ブラツキーといふもので、此男の悲劇的な經歷はオスボーンも彼の著書の中に書いてゐて、この手紙は彼が刑期五年中の二年を獨居で通した暗房から出された直後、ドナルド・ローリー（既出、『ブリズンに於ける我生活』の著者—— Donald Rowlie, My Life in Prison）に宛てて書かれたものである。此男は、暗房の中で只獨り何もする事がないので、自分の服からむしり取つたボタンを壁にたたきつけておいて、それから四ツ這ひになつて闇の中でそのボタンを探し廻つては、それを唯一の慰めにして狂んばかりの氣持を押へつけてゐたのであ

る。次に彼の手紙の一部を抄出する。

一九一四年六月三日

オーバーン・ブリズンにて

愛するドン君。

六月三日は自分の新しい誕生日だ。生きた屍となつて孤り過ごした五年の後、自分は再び甦つたのである。三日の夕方、オスボーンさんが自分の居房のドアの處へ來て、一緒に來たガードが錠を明けると、「着せたいものがあるから、コート（上衣）を着てキヤツプをかぶつて一緒に御いで」、と云つた。房を出て、隔離された建物のユリダー（廊下）を過ぎて、直ぐとヤード（庭）へ出られる二重に錠のかかつたドアの處へ來た。一歩外へ出て新鮮な空氣の中へ入つた時には、自分は空氣に噛みつきたい位に思つたが、初めて深くいきを吸ひ込んだ時には目が廻るやうに思つたのである。織物工場の角をまがるとブリズンの內外で自分の未だ嘗つて一度も看たこともなかつた不思議なしかも美しい光景が眼前に現はれたのである。といふのは、千四百人の受刑者が美しい庭園の中に放たれて嬉々として飛廻はつてゐる其光景であつた。今自分の眼前に學校のボーイスの如く美しい花床の間をあちこちと走り廻つてゐる此等の人達は、久しい年月の間、自分達の傍にゐるものに「お早う」とも「お休み」ともいふ特權すらなく、自分達の工場の機械につながれてゐた其同じ人達なのである。……

散歩道を歩いて行く途中、多くの受刑者（ボーイズ）達は親しい言葉をかけてくれるために走つて來て、堅くわたしの手を握つたのである。なんと、誕生日に似てゐるぢやないか、花床に沿ふて行く途すがらも、或るものはダンスをし、他のものは之に和して樂器を奏でてゐるのが見える。數百人のものはグラウンドでハンドボールを投げてゐるのだ。

我々はパーク（庭）の上手の端まで來て、其處の草原を彼方此方ぶら〳〵したが、此時自分の足の下に柔かい綠色の草を踏んだその氣持は實に何とも言へないもので、自分はいきなり其上へころげようかとさへ思つた位だ。……

自分は十二年以上も青いものには親しむだことはなかつたのだ。……

樂しい夕の時間の終つた後、集合喇叭が鳴つた。自分をさがしてゐたオスボーンさんが傍へ來て、「オイ、一緒に來いよ、監房へ歸つて行く皆達の立派な行進振りを見せてやる、」と云つた……パークの兩側に分かれて滑かなコンクリートの歩道の上に、受刑者は縱隊を作つた。かうすると、誰れにも齊しく美しい花床とボールの尖端になびいてゐるオールド・グローリー（米國旗の事）が眼に入つて來るのである。受刑者が悉く其地位に就くと、其時急にあたりは靜寂の中に包まれて、我々の立てる處からはずつと離れたパークの右の隅から「スター・スパングルド・バンナー（米國の國歌）の愉快な旋律が流れて來たのである。「グッド・ナイト・ボーイズ」（左樣ナラ）の信號が出て、國旗が靜かに下されると、受刑者も職員も一齊に帽を脫つて國旗に敬禮したのである。奏樂が終ると「オーライ・ヂエー」といふ靜かな聲が聞え、リーグの委員たる受刑者のヂエーは同じ靜かな聲で、「廻れ右」の號令をかけたのである。この號令で彼のカンパニー（組）は恰も一人のようにさつと方向を變へ、次いで、「前へオイ」の號令で彼等はすつかり軍隊式で監房へ歸つて行つたのである。後から〳〵とカンパニーの續いて行くのを看ながら、自分とオスボーン氏とはわたしの監房へ歸つて行つたが、丁度兩側の數百人の列の間を通ることになるので、其中途まで來ると、受刑者達は一齊に手をたたいたものである。

彼等にもオスボーン氏がわたしに盡してくれた深切がよく分明つたので、かうして自分達の感激を彼に示してゐたわけなのだ。わたしはわたしで、列のあちらからも此方からも浴びせかけられる「グッド・ナイト」（左樣なら）や「チーア・アップ」（しつかりしろ）の叫びで、何とも言はれない氣持になつたのである。自分の監房へ歸り着くと、オスボーン氏は手を差し伸べて「グッド・ナイト」（お休み）と云つた。かくして、わたしの新しい誕生日は終つたのである。

（オーバーンの卷終り）

Survey, October, 1930

海外時報

英國議會に於ける死刑の試驗的廢止案

最近の英國「マンチエスター・ガーデイアン」紙の週間によると、英國議會に於ける各黨派より選出せられた死刑に關する調査委員（Select Committee on Capital Punishment）はその報告を公にしたことが報導せられてゐる。

このレポート（報告書）によると、委員は平和時に於ける民事裁判所で審理されたケース（事件）については五年の試驗期間中死刑を廢止し、現在死刑の執行を中止せられたる殺人犯に適用せられてゐる刑罰を以て死刑に換ゆべし、との法案を今春の會期中議會で可決すべきであるといふことを建議してゐるのである。

更らに、委員は、死刑を廢止すべき法案の通過する以前に起つたケースに於ては、如何なる場合にも、死刑は酌量減刑せらるべしとの決議案は是非共下院（House of Commons）によつて可決せらるべきものであると建議してゐる。尙ほ、別に、議會で死刑の維持せらるべきことを可決したとしての場合に適用せらるべき二三の條件附の建議も列擧せられてゐるのである。

此等の件條附の案は現在の狀態を緩和しようとするもので、先づ、現在精神錯亂（insanity）と稱せられてゐるもの〻解釋を一層押し擴める規定を設けて、一般に醫學上の考慮酌量の範圍を更らに現在よりも擴めようとするのである。次に、委員の提案によると、現在死刑を科することのできないことになつてゐる犯人の年齢を二十一才にまで高めようとするのである。更らにまた、死刑に關しては女子をも男子と全く同じ條件の下に置かうとするのである。終りに、委員の提案には、國王の有つてゐる死刑減刑の特權を今までよりも更らに一層寬大に行使せらるべきであることを下院で決議して之を實行せしむべしとの一般的な案をも含んでゐるのである。しかし、終りに委員の報告書には、かゝる條件の提案の採用せられずして、議會（上下院）は直ちに五年の試驗的廢止を一致可決せられたいとの希望が添へられてゐるのである。

此の報告に關聯して、「ガーデイアン」紙は死刑について次のような意見を述べてゐるのである。

「一般の社會公衆の見地からすれば、根本の問題は、人間の性情と社會狀態とが現在の通りであるとしたならば、殺人犯者は死刑に處せない方が社會にとつて安全ではなからうかどうか、といふ點に存するのである。委員は此點に非常に力を入れてゐるので、委員は、「我々が長い間諸外國に於ける狀勢を檢討してみた處では、我が英國に於ても、死刑を廢止しても別に生命財産に危害の加はつて來る處はあるまいとの確信が益々深くなつたのである」と述べてゐる。恐らく、何人も單に死刑を死刑として存在せしめてをくことを好むものはあるまい。一人の人間が他の人間によつて死刑に處せられるのを觀てゐるといふことは、毫も人を德に導いて敎化の效を擧くることにはならないのである。

便宜だといふ理由を外にしては、死刑を辯護するものは、たんとはあるまいと思ふのである。控へ目に言つても、かゝる理由は甚だ怪しいものであるから、五年の廢止の試驗は社會一般の歡迎を受けること〻思ふのである。五年の後、我々は其時の狀勢を考慮して、一層寬大になつた法律は單に兇暴の行爲を助長せしむるに過ぎないものであつたかどうか、はた又た、屢々言はれたように、國家が人の生命を奪ふといふことは其事自身殺人といふ私の犯罪に助勢するものでないかどうか、從つて、死刑の廢止は犯罪を助長せしむる處ではなく、實際に之を減却せしむることを得るものではなからうか、といふ二つの點を明かにすることができると思ふのである。

文明國に於ける凡ての傾向は刑罰といふものを撤廢しようとしてゐるのである。久しい以前、ホツブス（Thomas Hobbes（1588—1679）——英國の哲學者）が道破したように、刑罰の恐怖を以て道義の念を促さんとするのは、善と惡との二途の中一を撰ばしめんとすることではなく、却て人を騙つて二つの惡の中其一を撰ばしめんとするものである。社會が眞に文明の域に入つたといふことは、その社會の道德の標準が、笞や絞首臺の助けを借らずに、道義の念を促すに足りるといふ處まで發達してゐることを曰ふのである、若し、吾人にして五年の後に死刑を廢止することを敢てすることができなかつたならば、我々英國人は和蘭やデンマークのような國々よりも文明の域に遠ざかつてゐるものであることを白狀しなければならなくなるであらう。

委員は、死刑に代るべきもの即ち終身刑で十分であるとは言つてはゐないのである。彼等は、プリズン・リホーム（かんごく改良）其物が彼等の主張する刑法改正と分

離すべからざる關係を有つてゐるものであることを著く知つてゐるのである。しかしながら、彼等は、我々のブリズン・システム（行刑制度）が死刑に代るに足るほど十分人情に近いものとなる日の到達するまで死刑の廢止を猶豫してゐようとするものではないのである。

實際、單に死刑を廢止すると唱へられたゞけでも、ブリズン・リホームを促す刺戟となるにちがひないのである。とにかく、生活といふことは、たとへそれが刑務所内の生活でも、何物にか慣してゐるのである。彼の有名なベンヤンの「ブリグリムス・プログレッス」といふ詩はブリズンの中で生れたのである。たとへ殺人犯者の生命でも、人の生命を奪ふことは、下劣な仕事である。とはいへ、固よりこれには例外の場合があるが、しかし一般の原則としては、國家も個人もその道德律の中から「目には目を報ひよ」（"eye for eye."）といふ分子を棄てゝ、之に代ふるに更らに一層廣い大きな人情に近い主義原則を以てする方が善い事だと言ひ得るのである。バットラー（Samuel Butler 1835—1902）——英國の作家）の小說「エアホン」といふユートピヤ（理想國）では、疾病は一箇の犯罪とせられてゐた。我々にとつては犯罪を一箇の疾病とすることはできなからうか。若しその治療方法にして十分同情のある賢明なものでありさへしたら犯罪を治癒し得可き一箇の精神上の疾病として看ることはできないであらうか。信用のある醫師は、悪い患者でも、決して其生命を絶つて手取り早く片付けようとはしない。社會も、殺人犯者に對して自己を防衛する權利は有つてゐるとしても、殺人犯者をキル（殺す）する權利はないのである。

拘禁といふことは恐ろしい事ではあるが、しかしどうにでも改良して行くことはできるものである。ブリズンに在る人間は決して靈的に死んでしまつた人ではない。しかし若し、彼を殺せば、萬事はおしまひである。彼が眞に有罪であらうと無實であらうと、救治すべきものであらうとなからうと、それで一切の終りである。曾つては、社會が犯罪の恐るべき結果を知らしめんが爲に、死刑の執行を公衆の面前でやつた時代があつたのである。

然し、現在では死刑の執行は出來るだけ靜かに人にわからないように行はれるのである。

陪審官は、よく其結果を知つてゐるので、できるだけ稀にしか犯人を殺人罪には落さないのである。その次ぎは、全く死刑執行を撤廢することである。」

American Review of Reviews ,Feburary, 1931

全國各刑務所の沿革（二）

◎千葉刑務所

千葉刑務所は、明治六年七月、印旛、木更津兩縣を廢し、千葉町に千葉縣廳を置くに方つて、千葉郡寒川村所在の舊佐倉藩米廩を應急修補してこれに充て、寒川未決監、既決監と稱し、明治十五年六月廿九日寒川監獄本署と改稱したことに始まるものである。

而して、同監獄署所在の地質竝に飲料水は不良にして衛生に適せず、收容者中惡疫に罹るもの年々その數を增すに至つたので、移轉改築の議が起りつひにその候補地を千葉縣都村貝塚大六天川崎谷邊田廣小路にえらび、監獄新築用として敷地を購入し、明治三十四年四月一日着工爾來多數の囚徒を使役して工事の竣工を急ぎ、同四十年四月十日落成するに至つたのである。

これより先、明治三十六年四月監獄官制改正により司法省に移管千葉監獄と稱し、大正十一年十月監獄の名稱を廢し千葉刑務所と改稱し以て今日に及ぶものである。

現在におけるこの刑務所の廳舍拘置場、懲役監、炊場及びその他各係に屬する倉庫等は、煉瓦建であるが、工場及び病舍は木造總坪數は四万〇三百三十一坪、總建坪數は五千〇四十九坪、周圍の外塀は鐵筋コンクリートを以てめぐらしてゐる。なほ、構内中央部には昭和三年御大典記念事業として鐵筋コンクリート製「タンク」を築造し、地上よりの高さ九間、貯水量約一千石、平素所内各所及び構内各官舍に給水する外、一朝火災ある場合は完全に消火し得べく、構内外に設けある十八ヶ所の消火栓に給水し得る設備を施してゐる。なほ初代所長としては齋藤猷盛

（現千葉刑務所）

氏であつた。

この刑務所は、從來建物中倉庫に不足を生じてゐたが、水槽臺を仕切り七階となし物置に使用し得べき設備となしたので、現在では何等不自由なきに至つた。又、石炭の交付についてはその貯炭量を一見して明確に知り得るだけの設備を施し、味噌醬油の釀造高の增加に對する遺憾なき設備を施してゐるなどは特徴とする點であらう。

◎八日市場刑務支所

千葉刑務所八日市場支所は、明治九年三月四日匝瑳郡八日市場村に八日市場未決監、既決監を設置したことに始まり同十一年二月六日八日市場支署と改稱、同十五年六月廿九日八日市場監獄と改稱さらに、同二十三年福岡支署と改稱、同三十六年四月一日八日市場分監と稱することゝなつたが、大正十一年十月十四日八日市場支所と改稱された。しかし、同十三年十二月廿日支所を廢して八日市場出張所となつたが、さらに昭和四年十二月二十七日官制改正によつて八日市場刑務支所となつて現在に及ぶのである。

この支所の現在の建物は、昭和二年五月の改築であつて、廳舍、監房竝に外圍塀等は何れも木造、總坪數七百一坪、總建坪數百九十六坪である。

◎京都刑務所

明治初年の頃、京都市下京區六角通神泉苑町西入因幡町に六角牢獄といふものがあつて舊幕時代から繼續して既決、未決の囚徒を拘禁されてゐたが、これすなはち京都刑務所の起源をなすものである。

明治二年三月、徒刑場を葛野郡西の京なる元小濱藩邸跡に新設し、爾來未決囚のみを留置することゝなつたが、同年の末、京都市上京區主稅町舊幕府所司代邸建物に修補改造を加へて徒刑場となしこゝに移したのである。しかしこれは舊

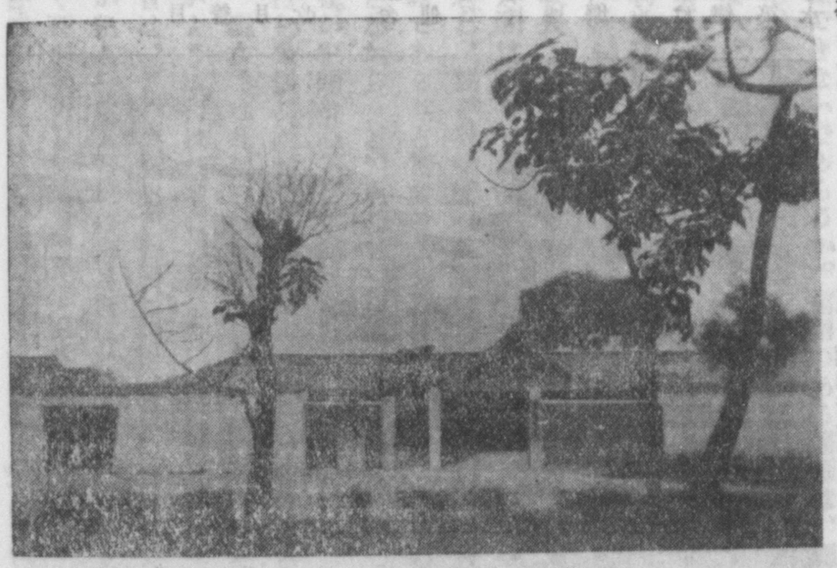

（舊京都監獄廳舍正門）

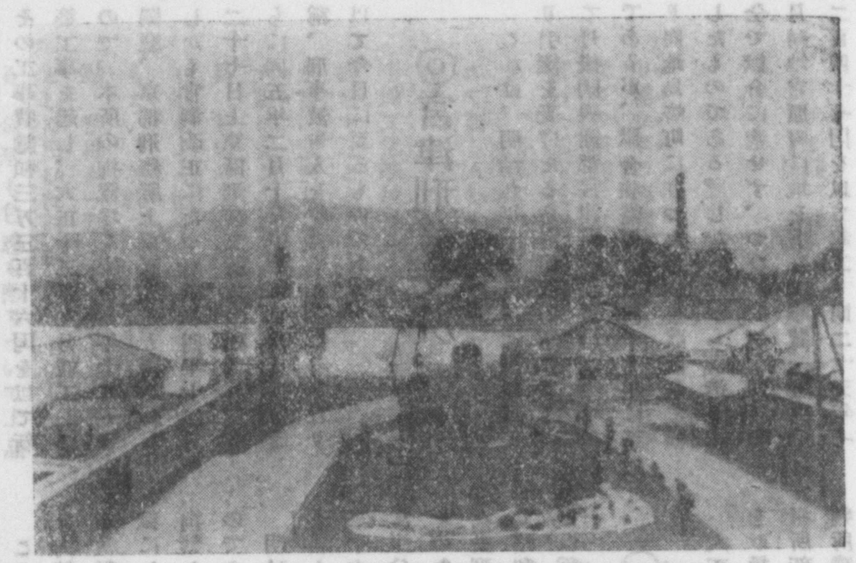

（舊京都監獄　正面浴場　左右監房）

所在地であつて上京區第十八組主稅町に屬する。

九年官制改正によつて監獄本署の名稱を廢し、京都府監獄署と稱し、六角支所を廢したが、明治三十三年十月監獄費の國庫支辨に移さるゝと共に司法省所管となり、さらに同三十六年四月司法省の直轄に移り京都監獄と改稱、拘禁者千五百名内外なるを常とした。

大正十一年十月官制改正の結果、京都刑務所と改稱、大正十二年七月舊敷地は二條離宮に近接し又附近が著しく繁榮して來たので、京都府宇治郡山科町字東野及椥辻にその坪數三万二千八十六坪の箇所をトし總工費八十三万六千円、七ヶ年繼續工事として起工、昭和二年一月假事務所の移築すでに成つて廳舍を移したが爾來工事進捗に努めてゐる。

その總坪數三万二千三百二十六坪、すでに竣工坪數千五百十三坪餘、房舍、炊場は鐵筋コンクリートにして戒護事務所は木造二階建、醫務所、工場その他は木造平家建である。

◎中京區刑務支所

大正十一年十一月より京都市上京區竹

屋町通柳馬場東入る桝屋町幸原町格町四丁目菊屋町合一番地に敷地千八十六坪、その工事費總額三万三百十六円を以て新築工事を起し、大正十三年九月竣工したので、本所の拘置場を廢し同年十月一日開廳、京都刑務所上京區支所と稱されたしかも官制改正にたつて昭和四年十二月二十七日上京區刑務支所と改稱され、さらに同五年二月十日中京區刑務支所と改稱、刑事被告人を收容するところとなり以て今日に至るものである。

◎宮津刑務支所

これは、明治九年十二月、元豐岡縣より引繼を受けたる舊宮津藩の牢獄であつて丹後國與謝郡宮津町字敎賀に在つたのであるが、獄舍狹隘のため同十七年に至り同地島崎町に在つた米庫を改修して移したものである。しかしながら構造不完全で獄舍に適せず、つひに同二十四年七月同地吉原町に地をトし工事費一万二千二百四十七円を以て起工、同二十五年七月竣工したが、その後なほ幾多の改修を加へて今日の基礎を爲すものである。

この支署には從來すべての未既決兩囚を拘禁して來たが、明治十七年四月、刑の執行處分手續を定め、輕罪舊懲役舊禁獄にして五年以下のもの及び違警罪囚を拘禁し、自餘はこれを本署に移送したものである。

明治十九年官制改正によつて宮津監獄と稱し、同三十三年司法省所管さらに同三十六年四月同省直轄となり、京都監獄宮津分監と改稱、大正十一年十月官制改正のため宮津支所と改稱、同十二年九月女受刑者を收容することゝなつた。かつて昭和四年十二月二十七日宮津刑務支所と改稱され、今日に至るものである。

◎舞鶴刑務支所

大正八年七月より舞鶴區裁判所に豫審を取扱ふべき支部が開設せられ、監獄出張所新設に關する敷地は舞鶴町より區裁判所隣接地千五百坪を提供し、建物は宮津分監女監々房を移築することに決し、同年七月二十三日起工同年十一月二十日竣工、即日開廳し京都監獄舞鶴出張所と稱した。拘禁者は主として刑事被告人であるが昭和四年十二月二十七日舞鶴刑務支所と改稱され、現在に及ぶ。

品評會概評

【下】

川越少年の飾棚も優越したものだ。意匠の新鮮さは勿論、細部にまで行届いた工作技法、少年にしてこの作あり、指導者の苦心の程もうかゞはれて覩る人毎の感嘆に値した。生徒敎養上の好資料ともなると云ふので函館工業學校長瀧澤氏に所望され同校參考品として買約されたと聞いたが實に愉快なことではないか。

大阪は安易な感じの折疊式應接間家具、肘掛の部分の形狀、木部仕上等も感じよく檜の塗色と布地との調色もよい。札幌からの大型の飾棚が二點、書棚が一點ある。欅の瘤を主調として用ひた飾棚が最も優れて居る。金形も色感も落ちついて上品だ。ただ市松の象嵌模樣は目立ちすぎていけなかつた。全体に仕事はよく出來て居る。素品代二十二円弱、人工十九人六分、賣價四十五円は穩當と思はれるが、「市中なら百円はらくに取れるな……」三人づれの男が感心したらしい口調で話し合つて居るのを聞いた。もう一ツの棒材マホガニー色仕上の方は意匠も陳腐だし仕事もおちる。これも棒材マホガニー色の書棚、白ダイヤ硝子、金メツキ金物落ちつきを欠き塗仕上きたなかつた。千葉の片袖卓子と片肘椅子。檜材を主体としてそれに欅、ラワン、桧、花梨等變つた材料を不規則に寄木し、又は彫刻模樣を施したもの。裝飾手段が繁雜にすぎた嫌がある。塗仕上の色と技巧の不洗練さが一層重苦しく感じさせる。椅子張の無地ビロードの色の選擇にも考慮の餘地がある。廣島からは應接用家具一揃が出されてある。木部は全部欅材、丸卓子、花臺等には良い杢板を使つてある。この素材に配するに碍九十錢代の模凝ビロードでは欅材が泣いてゐる樣だ。木部の仕上色をも少し落ちつかせたら良い纏まりを見られたかと思ふ。ありふれた形狀を何處か破つて欲しかつた。宮城の卓子、椅子、電氣スタンドが附いて居る。木部の仕事、椅子張仕上等良く出來居るが形狀、塗色等人を引付ける力に乏しい。卓上電燈具などは市中に思ひ切り超モダーンなものを多く見られる品種であつて、刑務所工場で作らせるとすれば余程新しい工夫を要する。豐多摩紫檀裝のラヂオ箱。全形簡素で新味もあり使用の目的にも適合して居る。ただ塗仕上に不充分な所があつたことは競技の場合には引けを取るように思はれた。神戸ラワン材マホガニー塗仕上

Y生

彫刻模様つきの兩袖卓子、書架、椅子の三點。デスクが最も無難だ。椅子になると、形狀がただ復雜さを感じさせるだけで、本革の上張は勿体ない。全体に塗膜も厚すぎ塗裝技術が物足りない。京都檜製の机と椅子。机の疊込み式の天板はもう少し幅を狹くしても使用には差支無く返つて安定さを增してよいと思はれる。椅子、大切な木造肘掛の仕上が粗末だつた。大阪のそれが良く出來て居るのと比較された。塗色の暗綠がかつた感じは少し陰鬱すぎた。殊に內部を白木のまゝにしてあるのが余りに對比が强すぎる。

函館書架、卓子、椅子等の數種あり。設計は兎も角木地の仕上、塗裝等の技術は良い。比較的小物が多く力を一種のものに集中した作がないのが見ごたえを少くして居る。

横濱鏡臺と云つても大仕掛なもので內部の上下には銅板製水槽を設け、陶器の洗面器を配してある。或は函館向きと云ふ處で余程調子を低めて考案されたものかも知れない。

山口夫婦卓子と云ふものが出て居る。檜製、卓子には左右に引き出しが物足りない。京都檜製の机と椅子。机の疊込み式の天板はもう少し幅を狹くしても使用には差支無く返つて安定さを增してよいと思はれる。椅子、大切な木造肘掛の仕上が粗末だつた。大阪のそれが良く出來て居るのと比較された。塗色の暗綠がかつた感じは少し陰鬱すぎた。殊に內部を白木のまゝにしてあるのが余りに對比が强すぎる。

函館書架、卓子、椅子等の數種あり。設計は兎も角木地の仕上、塗裝等の技術は良い。比較的小物が多く力を一種のものに集中した作がないのが見ごたえを少くして居る。

横濱鏡臺と云つても大仕掛なもので內部の上下には銅板製水槽を設け、

得る補助甲板があり、高さの異る二個の椅子が卓子の前後から嵌まり込むようになつて居る。塗仕上混濁して不快、白い象嵌裝飾もうつらない。椅子の上張布の地質色彩の撰定も更に工夫が欲しい、鹿兒島の喫茶卓子。紫檀（甲板樟樹）を用ひて作られて居るが形狀は極めて一般的のもので、これならば反つて樺か檜でも使つた方が適當だつたと思ふ。二十三円以上の材料費はただの三円ですみ、賣價の三十円を十円まで低下させ得て商品價値も增し得ただらう。よい工人は素材そのものゝ特性を百パーセントに活かすために骨折る。此の品が實れ殘つた原因は工作の不完全なため運送中に弛みが來て殆ど一人立ちの出來ない程グラついて居ることにもあつたと思ふ。

C 桶類——六ヶ所からの出品がある。岐阜大中小三個の桐柾材飯櫃に外箱も附屬して居る。仕事も綺麗で、タガ等も氣が利いてる。この他に半槽が出て居た。山口の飯櫃、變つたものではないが木の選定が當を得て居た。秋田の杉製盥、岡持等仕上が氣持よく出來てる。青森からはヒバ材の、北海少年からは椹材の飯櫃其他が出て居たが何れも普通品。

D 木彫品——長野（松本）の深山人形、白木一刀彫のもの、昨秋見た時にも同樣に感じたが、どうも全形や顏の表情等の拙いのが混入してゐる。この種のものは實用品ではないわけだから殊に粒を揃へるようにしたい。青森が登山人形と銘打つて長野のをモデルにしたようなのを出品せしてゐるが仕事がずつとおちる。スキー人形とでも云ふ獨特のものを

創められたら面白いかと思ふ。

松江の仙人と馬の彫刻、何れも稚拙なもの。

E 其他——前橋の舟、鳥、ライオン三種の玩具は前回よりも又進歩を見る。資料の便化も適當に色彩も明快で良い。青森のスキーは土地柄から云つても至極有望な仕事と思はれる。福島の柱掛、羽子板、余技製品と云つたようなもの。宮城の神巖、細部組物袴形等出鱈目で問題にならない。どうせ作るなら一間社流造の標準的のものでも參考にして作らせるとよかつた。

（皮製品）

A 靴——今回は全般に優良なものが少く感じた。三重の不出品も淋しい。豐多摩キツト先エナメルの輕快な短靴がよい。靜岡の五點の中ではキツト先エナメル編上の各部分の釣合のよい優美なものを取る。名古屋の四點のうちでは釦掛でない方のウイロー短靴が最もよいと思ふ。四點共夫れ夫れ工夫を凝らし變化を見せて居る。其他小菅、札幌、函館、千葉、神戸、福島、鹿兒島、北海少年と云ふ成績順序ではないだらうか。

B 鞄、トランク——高松からのトランクは高松のに次いで優良なもの。福島のトランク、北海少年の二點、外部仕上も良いが殊に內部の布地が清楚な色彩の選擇もよく仕事が極めて親切に出來て居る。姫路少年のトランク七點も堅實な出來である。小菅はトランクも惡くはないが一般には折鞄が非常に好評だつた。函館の鞄は感心出來ないのがあつたが、トランクなもの。沖繩からは特産の漆器十數點、何れも地方色豐かなものであるが、意匠に就ては少し新し味を加へられないものか。遠距離の關係もあると思ふが立派な廣蓋が拉ぎ壞されてゐるのは惜しかつた。宮城の堆漆重箱、五重臺付總体蒔繪な菊模樣。時代は此の種のものの要求が次第に減りつゝあるのではないのが作り得られる事に誇らしき喜を持つ。久留米少年の籃胎漆器茶櫃は小物一點だけではあるが、三池のものよりも仕上に於て遙かに優れて居る。三池からは第一回以來種々の籃胎漆器を出されてゐるが、今回のもこの前と全く同一品を陳べたかと感ずる程意匠等も固定して居るのを物足りなく思ふ。大阪から漆繪の盆が四枚。何れも形狀、模樣も色彩の布置も整つてゐる。この種のものが相當まとまつた生產を見られるならば面白い作業になる。青森の津輕塗膳、平凡なもの。沖繩からは特產の漆器十數點、何れも地方色豐かなものであるが、意匠に就ては少し新し味を加へられないものか。遠距離の關係もあると思ふが立派な廣蓋が拉ぎ壞されてゐるのは惜しかつた。宮城の堆漆重箱、五重臺付總体蒔繪な菊模樣。時代は此の種のものの要求が次第に減りつゝあるのではない

だらうか。たとへ賣價二十九円が穏當としても、人工四十一人（材料費約十三円五十銭）と云ふようなものでは釋放後のための職業訓練として考へぬまでも既に刑務所作業としての價値を疑はれる。奈良から二月堂型の食卓を四個出品されてゐる。土地柄として面白い作業と思ふ。面の朱塗等も少し手際よく行かないものだらうか。新潟の模凝推朱、推黒の盆、菓子器等、仕上も良くないが第一模様が陳腐だ。銀杏模様の黒い菓子器最も無難に近い。四種の膳の中では竹塗のものが良い。どうも全体に塗仕上が穢く感ずる。

（紙及び紙製品）

何れも前回より變つたものを見ない。静岡、宮城はよく品評會の性質を考慮して出品されてると見られたが、高知、甲府のはただ即賣會出品として送られたもののように思はれる。殊に甲府の高價でしかも薄暗い倉庫の隅から探し出して來たまゝと云ふ感じの塵紙の堆積には見る人を唖然たらしめた。秋田の紙撚細工の矢筒、ステッキ、巻莫入其他があ る。矢筒、ステッキ等は体裁も良く輕く丈夫であつて一應推奨すべきものようであるけれども、賣價九円のものの所要人工二十一人、賣價三円、一円三十錢のものの所要人工八人八分と云つた調子で素人四分、八人の少いことは結構かも知れないが品ことは一日僅か二十錢未滿の工賃では考へざるを得ない。豐多摩から便箋が二百冊これもどう見ても品評を受けに出されたものとは思はれない。

（金工品）

岐阜の庖丁、鋏類、私はこれまで氣付かなかつた物だ。素人目ではあるけれど精巧に出來て居る。青森から鐵の燭臺と五徳とが出て居る。無難なもの。函館のストーブは火力經濟を計つた實用新案物だがも少し外觀を工夫すると良い。巣鴨から鑄銅の三點、水盤は形も推古風の模様もよくない。馬は全形は整つてるが頭や脚等細部の寫實が不充分なので力を弱めて居る。達摩像ももうひと息行屆いて指導されたならば立派なものになつたと思ふ。横濱の銅の打出物三點中では寧ろ銅壺の無難さを取る。銀メツキの水差、花瓶何れも形狀拙。

（裁縫工品）

函館と神戸が背廣三揃其他を出して居る。前者の方が型、仕事共に優れて居る。その他静岡からワイシャツが出て居る。

（竹製品）

松山からの十一點の花籠は何れも形狀、編方等變化を見せて面白い。拔編目型花籠と云ふのが竹の飄逸と仕上の色も最もよいと思ふ。大分の飯籠は形もよく仕事が實に精緻だ、價格も安い。

（石製品）

岡崎少年石燈籠四基、昭和燈籠の新型もあるけれど雪見燈籠がよく見えた。松江の馬瑙石の風鎮は形狀簡素、絹ふさの色等もよく調和して居る。

（藁工品）

福島と山口との類似の飯櫃入が數點ある。後者が幾分優れて居た。土地柄時節柄と云ふのでまたたく間に賣切れなほ希望者が多くあつた。

（食料品）

小田原少年の數種では鰯の藁巻が好評。盛岡少年の新製飲料バーリンは現在のままでも安價な點に充分强味があるが、なほ品質体裁等工夫をこらされたならば市場に進出して有望と思はれる。

（雑類）

福島からヅック製の竹刀袋、防具入等。横濱の石鹸、秋田の莫大小、豐多摩の印刷インキ、巣鴨の自轉車等出品されてゐる。周知のもの多く特に言ふべき事無し。

以上出品物をひと渡り見通したことであるが、矢張りお斷りした通り實に無遠慮な妄評になつた。良い物だけでなく、極力すべてのものに就て愚見を申上げて見たいと企てたために冗漫に流れきつたことをお詫びしなければならない。全國刑務所製作品々評會開催地としては幾分偏して居る函館に於て、これだけの製品を網羅し豫想外の好果を收め得たことは刑務作業のために慶びに堪へない。さて次回に我々は更に何を期待し得るだらうか。

擱筆に當つて、函館刑務所職員の方々が落成式の繁忙さに加ふるに此の催しの中にも終始欣々として献身的努力を惜しまれなかつた事に對しては滿腔の敬意と感謝を持つ。

本所花町の木賃宿の一室で大森署の刑事に見舞はれた刹那、あゝ、吾が事終れりと瞑目せし瞬間、此世界が五つにも六つにも割れて、私の頭の周りをぐるぐると廻り出し、その合ひ目々々から、父の顔、母の顔、或は弟妹が、恨む、泣く、怒る、樣々の表情をして、罪の私を見おろしてるやうに想はれた。

○

こゝを出てうれしと思ふ心こそ
はや怠りのはじめなるらむ

收容者の手記より

（富井生）

雜報

第二回茶話會

―三月十四日―

第二回本會茶話會を三月十四日正午より開催、興味百パーセントの西洋物喜劇及び日活寫眞、天國其日歸りを映寫の後、午後二時十五分より階上大講堂に於て帝大助教授醫學博士石原房雄氏の「歐米各國に於ける刑務所所見」の題下に有益なる講演があつた。同氏は衞生學の新進の權威にして、第二回の留學を終へ、本年一月歸朝されたるの士、外國視察中の餘暇を利用して歐米各國に於ける刑務所を視察せられしところあるを以て、特に同氏にその視察談を願つたものである。此日の出席者は左の如くである。

（行刑局）津久井作司、武藤亘、山本銓吉、天津剛、久保田眞太郎、仁科正次、山本作藏、野崎陽之輔、中田主稅、金田榮三郎、古田圓正（小菅）富井隆信、關敬信、箕浦良緣、島田錄太郎、野崎重雄、三宅定男、荒卷正修、掛樋松次郎、鈴鹿由太郎、川名米藏、粕谷辰藏、植木研吾、廣瀨只助（豐多摩）井澤實猛、大草東三郎、神崎優、藤井義海、岩峰繁（巢鴨）土倉是空、園井義雄（市谷）嶋田幸治（横濱）三好高彥、吉川桂太郎、宇野海、青木宣吉、双木文四郎、一見貞祕、釘谷惣吉、高橋文治郎、河西一（宇都宮）田中繁太郎、枝野子之吉、長谷川清藏竹内悅郎、林甚次郎（長野）曾根原初太郎、宮坂三津男、藤原英藏（甲府）志村實五、久保川熊太郎、望月基（千葉）佐藤金司、安川昭齊（水戸）飯島藤作（靜岡）大谷靜夫、楠顯逸（小田原）酒井代三男、石澤信次（八王子）西山兼吉、水口正善、井上惣三郎（川越）長谷川鐘太郎、行定形治（輔成會）香川又二郎、近藤冤雅（其他）長谷川喜一、和田千松郎

前橋刑務所の功勞者表彰

―洞上氏外四名―

去る二月の十一日の紀元節の佳節に際し、行刑上に於ける醫道並に武道の隱れたる功勞者、前橋刑務所醫務囑託洞上仁濟、劍道囑託富田長太郎、同手島平次郎の三氏は鹽野刑務協會々長より、また柔道囑託關口孝五郎、同小島松壽の兩氏は谷內同前橋支部長より、いづれも表彰せられた。各表彰者の經歷は左の如くである。

醫道功勞者洞上仁濟氏は囑託として年久しく、然も終始一貫刑務官の爲めに無料診察に或は治療に盡されし上、時にはその家族までも引受けて懇切に治療せられるところあり、また進んで刑務所の衞生狀態にまで多大の注意を拂ひ、貢獻せらしところ尠からず、現に熊谷町會議員であるが、これとてもみづから運動せずして當選したのであつて、この一事にても如何に土地の信用厚く、其德望高きかを知ることが出來る。

劍道功勞者敎士富田長太郎氏は、群馬縣劍道の重鎭にして、御前試合にも數回出場したる士であるが、無給にて前橋刑務官の爲めに指導せらるゝこと實に十八年間の長きに及んでゐるのである。然もその熱心なる、每週數回出席して指導せられるのである。

同功勞者手島平次郎氏は、溫厚篤實然も接する者をして自ら襟を正さしむる古武士の威あり、富田氏と同じく十八年間無給にて熱心に指導あり、富田氏と相俟つて同所劍道の今日の隆盛をあらしめたる功勞者である。

尙、支部長より表彰せられし柔道功勞者關口孝五郎氏は、群馬縣下の柔道の開祖とも認められるゝ重鎭にして、同所刑務官のために十三年間無給にて熱心に指導せられたる士である。

同小島松壽氏も頗る熱心にて關口氏と相俟つて、同所柔道の隆盛をあらしめたるの恩人である。

右の諸氏に於かれては今回の此の豫期せざりし表彰を深く感謝さるゝと共に、斯道のため一層努力せんことを期して居られる次第である。

因に、右表彰を一層意義あらしむるため、三月十五日を以て前橋刑務所に於ては縣下各武道關係者並に隣縣刑務所武道家を招き、表彰記念武道大會を開催し、頗る盛會を極めた。

前橋支部の刑務官守護神建設

刑務協會前橋支部に於ては、今回刑務官守護神神明宮を建設したが、その趣旨は即ち左の如くである。

刑務官守護神神明宮
建設趣旨

生ヲ日ノ本ニ享ケ朝ニタニ安穩ナル生活ヲナシ得ルハ是レ崇キ神ノ守護アルカ爲ナリ

我　皇室ハ主幹祖先ハ枝葉我等ノ祖先ヲ尊崇スルハ皇室ヲ崇敬スルノ所以即チ忠孝一致此ノ謂ニシテ敬神崇祖世界ニ冠タル誇ルヘキ所トス

時ニ昭和三年十月一日聖恩四海ニ滿チ陪審法實施セラレ行刑官ノ組織スル刑務協會ニ於テモ之ヲ祝福シ公平思想普及セントノ目的ヲ以テ記念トシテ法神ヲ宣傳スル事トナル依テ當前橋支部ニ

於テモ時ノ刑務協會々長閣下ノ命ニヨリ獻身東京府外十七ケ縣下ニ亙リ恭シク數千體ヲ配布宣傳シ讃辭ヲ呈セラレ其ノ餘德トシテ同會ヨリ金一封贈呈セラレ不肖之ヲ奔走シタル多數ノ支部員ニ慰勞セント考ヘシモ夫ニテハ一時ノ娯樂ニ止マリ無益ト思料シ遂ニ熟慮ノ上基金トシテ刑務官守護神神明宮ヲ建設シ奇特ニ前橋八幡宮社司宮澤勘吉殿ヨリ御神體寄贈セラルヽ事トナリ尚法神一體ヲ納メ今日ノ良キ日淸キ地ニ神殿造營終了茲出度遷座式ヲ擧行スル事ヲ得タリ慶福之ニ過キス只泰平ノ御代ヲ感泣スルニ止マル人トシテハ身官ニアルト野ニアルトヲ問ハス常ニ神佛ヲ信仰シ道德ヲ守リ相互ノ幸福ヲ相圖ルヘキモノトス特ニ刑務官ハ日夜收容者ニ接シ身、自ラ品行ヲ愼ミ修養怠ラス師表ニ出ルノ心掛ナカルヘカラス仍テ永遠ニ此ノ世ニ於テ神明宮ヲ守護神トシテ祭リ一身一家ノ安康ヲ祈リ引テ國家ノ治安ヲ願ヒ以テ萬分ノ一タリトモ君恩ニ報ユルノ念ヲ養ハン事ヲ誓フモノナリ

當支部ニ於テ每年四月十月各十七日ヲ祭日トシテ式典ヲ擧ケ彌以テ右趣旨ニ出テン事ヲ切ニ希フモノナリ

聊カ蕪辭ヲ述ヘテ刑務官守護神建設ノ趣旨トス各位徵意ノアル所ヲ諒セラレヨ

昭和六年二月十日

刑務協會前橋支部 誌之

追テ各刑務官宅內祭檀ノ代リ並ニ每年群馬縣神職會ヨリ奉戴スル伊勢大宮大麻ヲ奉安スル爲御造營申上タルモノトス

收容者の妻より

ゆくりなくいひしいつはりわが子のうなづく見れば心すまずも

うそをいふものでない、うそを云つたりする人はえらくなれませんよと教へつゝ、私はこの二年間、どんなに心苦しい爲を太郎にいつてきましたらう。（註、夫の收容を秘するため、太郎は尋常二年生）太郎ばかりぢやなく、世間の人樣にも白々しい爲を平氣で……

收容者の妹より

——どうぞからだを大事に、そしてこれから歩むべき人の道をよく教へつて來て、私どもにも教へて下さい。さうしたところへ行かない者でも、決して本當の人道をあるいて居るとは明言できないでせう——。

收容者の父より

忍耐と勇氣は大切です。如何にしても親子力を合せて、お前の名譽を取りかへす決心です。また必ずできる事と信じます。

（富井生）

司法劍道柔道功勞者 表彰記念武道大會

於 前橋支部

曩に紀元節の佳辰を卜し、鹽野本會々長より表彰せられた前橋刑務所劍道囑託富田長太郎氏、同手島平次郎氏、及谷內所長より表彰せられた柔道囑託關口孝五郎氏、同小島松壽氏の四先生の爲めにその表彰を一層有意義ならしむる爲めに、谷內所長は、本會前橋支部主催の下に、三月十五日午前九時より、その表彰記念武道大會を開き、縣下の各武道關係者及近縣刑務所の武道家を招き、當日來賓として地方裁判所長同檢事正、縣內務部長、縣會議長、本會より岡部副會長能勢書記其の他縣下の有力者多數出席あり、近來稀に見る盛大な武道大會であつた。

式次

一、選士並に職員一同入場（午前九時）
一、來賓並に審判員入場
一、優勝旗入場
一、神前へ神酒を捧ぐ
一、會長訓示
一、行刑歌
一、武道試合開始
（晝食）
一、主催者挨拶
一、試合開始
一、表彰者感謝狀授與
一、表彰者總代謝辭
一、賞品授與
一、主催者閉會の辭
一、饗 膳

プログラムの進むに從つて、當支部が第貳區聯合刑務所武道大會に於て獲得した、劍道並に柔道の兩優勝旗が燦として輝きつゝ入場し一段の光彩を添へ、嚴肅なる神前へ神酒の式が行はれ、次いで、會長の懇篤な訓示が終つて、全職員整列の上行刑歌を合唱した、これは新しい試みとして非常に愉快に感ぜられたものであつた。

それより愈々武道試合開始となり各二組宛一時に行はれ先づ、職員の個人試合から定點試合に移つて晝食となり、食後他流試合となつた。各選士共に元氣一杯で戰ひ、相互に難兄難弟たらざるの秘術を盡して、戰ふこと五時間餘であつた。

この外番外として、少年劍道の型を十數名の少年が出場し、殺劇た

る元氣を以て演じたのは、何んとも言へぬ愛くるしさと末頼母しさを感ぜしめたことであつた。最後に東京より柔道五段神田久太郎氏が厚意的に出席になり、稽古をつけられたその鮮かさと且つ輕妙な秘術を演ぜられ選士並に來賓の目を引いたことであつた。

此大會を通じて我々の尤も深く感じた所のものは、本大會が頗る盛大を極めたことであつた。これを横から觀察すると谷内所長の御奬勵は勿論、最の四先生の十年一日不斷の献身的御奮闘に待つ所が多いのは、見逃せ無い事實である、又これを縦に見る時は當地が昔日より傳統的に、如何に武道が盛んであつたかゞ、髣髴として覗はれて有名なる劍客の續出したことの當然なるを思はしめた。

年々歳々花同じからざるに、四先生は十有數年間一日の如く、當支部武道奬勵の爲めに粉骨以て指導訓練せられ、この間物質的報酬の無かつたことは勿論甚だしきに至つては、或時は彼等は物好きにやつて來るの だと、半分揶揄的の言辭を弄して報ひられたことすらあつたとの噂であ る。かゝる狀態にありながら四先生は唯だ斯道奬勵の一大精神の下に馬耳東風汲々として勵まれつゝ、今日この盛大さを見るに至つた根本を築き上げられた努力の偉大さは、實に涙ぐましいものがあつたに違ひないと同時に、その反面これが如何に全職員に精神的好影響を與へたかを想像するに難くないのである。

世事往々にして如斯き隱れた偉業或は隱德は、埋木となつて世に現はれないのが通例である。たとへ表現されても、過去或は大過去に至つて古臭い記錄を通してである。然るに四先生は共に〳〵に現世に於て應報せられたことである。我々はこの一大快事を他人事として等閑に附することは許さぬ所である。斯界に携はる吾人は相共に喜ばねばならぬ！祝福せねばならぬ。今後も四先生には益々身体健固に御自重になり、一層當支部の爲めに御盡力下されて、斯道に御精進あらんことを希望してやまぬ次第である。

終末試驗前後の展望

西大門　鶴野棚陽

征戰五ケ月、戰の日は目前に迫つて來た。戰はんかなだ。

ストーブ會議の話題は、何時も各講師の出題傾向を中心とした議論に花が咲いた。時は筑波嵐の吹きまくる二月の半試驗故とは謂へ一同又多事なりと謂はねばならぬ。

雪はちらちら豫備校通ひ
受驗する身に春はない。

私は嘗て少年の日、N市に於て青雲の志に燃えつつ豫備校通をしたことがあつた。冷い冬の夜は更けて人通り少ない山手の道を夜おそくノートを脇にかい込んで下宿の二階に歸つたものであつた。寒月のさえ亙つた夜、あたりに響く下駄の音を聽き乍ら下宿に歸る私の心は健氣な功名心と一種のセンチメンタル的な氣分の相交錯したものであつた。爾來數年少年の日の志を達するに由なく未だに一介のサーベルマンに過ざない自分の身を顧みる時小さな悲哀を感ぜざるを得ない。「受驗する身に春はなし」と果して然るか？　冷いセンベイフトンにうづくまつて將來を夢みてほほへんだ日が懐しい。

幸福とは何ぞや。それはユートピアに生きることではないかと私は信ずる。邪心なく將來を夢みて努力するところにそこに何物かゞ到來するのではならうか。

私は今帝都の空に第二十二回刑務官練習生として全國七十五名の戰士と見ゆるの日、豫備校通の在りし日を顧みて一種の感慨なきを得ない。

筑波嵐の吹きまくる東都の二月は二冬ぜ朝鮮の地に鍛へた身にもたまらない寒さを感ずる。下宿籠城五ケ月、戰の日の直前まで華かな帝都の夜にあこがれて飛び廻つた私には腦中に存在する何物もない。腦中只空のみと謂ひたい程自信のないことおびたゞしい。でも戰は最後の五分間に在りとの諺を信じて試驗直前は相當緊張した氣分で五ケ月間書き溜めたノートに赤線を引いたり表を拵えたりして稍もすれば銀座のネオンサインに誘はれ勝にならんとする心に鞭打つて多忙の日が續いた。しかし草間先生のルンペンの話や情緒纏綿たる赤い灯や青い灯の話が時々頭に浮び出て堅苦るしい法律のノートにはさつぱり興味が持てない。下宿のラヂオで放送する浪花節や三味線の音がガヤガヤと交錯して勉强の邪魔になることおびたゞしい。試驗を目前に控えてのラヂオにはすつかり屁古たれて仕舞つた。にはか勉强にいらだつてゐる私は時々どなつてやり度い位の衝動にかられることが度々あつた。そんな日にはすつかり昂奮して仕舞つて衰ようとあせればあ

せる程疲つかれない。「居候三杯目にはそつと出し」との川柳があるが居候ならぬ間借生活者であつて見ても氣の小さい私は色々と氣兼ねや遠慮をして此の方ですつかり神經過敏になつて仕舞つた。間借生活者たる又辛いかなと謂いたい。

斯樣な譯で餘り自身のない頭を以て最後の決戰に見ゆることゝなつた。

苦しい時の神頼みではないが戰吾に利あれかしと念ぜずにはゐられない。左に試驗の大要を報じて大方の御一讀を乞ふことゝする。

二月十二日筆記試驗最初の日である。必勝の氣一同の眉宇にあふれ一同場に入る。

第一時間九時より十時迄筆記の最難關と目せらるる岡部先生の會計法である。

會計法（岡部書記官）

一、第一豫備金
二、豫算定額繰越の種類
三、歲入徵收官
四、支出機關と支拂機關との差異
五、立法科目
六、渡切經費と委任經理との差異
七、過年度支出は無制限に許し得るや

右の內より五問を擇び解答すべしとある。先づ一番より順次一覽するに餘り難解な問題ではない。先づ問題の選擇をするに看守はこれを失念し刑務所長に差出さずそのまゝ控訴期間經過したり。

三、判決確定後その確定者の妻病死し子女數人あり而してこれが扶養の任に當るべき親戚知人なし。

右各場合に於て（一）裁判所（二）被告人（三）檢事は如何なる處置を講じ得るや。

秋山先生の第一問には相當參つた人が多かつたらしい。拘束の二字が妙に響いて一寸面食はざるを得なかつた。第二問は平凡。

森山先生の出題は例年の通り一風變つたものであつた。第一問の被告人會議などは這問の共產黨公判等と關聯して面白い問題であつた。此の時間の問題は秋山先生の第一問に多少危惧の感をいだきつつ退席する。

刑事訴訟法（森山書記官）

一、被告人等公判廷に於て所謂被告人會議を開き相喧騷し裁判長の訊問に對して絕對に陳述せず。

二、被告人甲控訴申立書を看守に交付したるに看守はこれを失念し刑務所長に差出さずそのまゝ控訴期間經過したり。

三、判決確定後その確定者の妻病死し子女數人あり而してこれが扶養の任に當るべき親戚知人なし。

右各場合に於て（一）裁判所（二）被告人（三）檢事は如何なる處置を講じ得るや。

秋山先生の第一問には相當參つた人が多かつたらしい。拘束の二字が妙に響いて一寸面食はざるを得なかつた。第二問は平凡。

森山先生の出題は例年の通り一風變つたものであつた。第一問の被告人會議などは這問の共產黨公判等と關聯して面白い問題であつた。此の時間の問題は秋山先生の第一問に多少危惧の感をいだきつつ退席する。

最後の時間は刑法であつた。

刑　法（木村先生）

一、障碍未遂と中止未遂との區別
二、保安處分に就て

刑　法（松井檢事）

一、暴行傷害、傷害致死、殺人の意義を述べその異なる點を擧げよ。

二、作業事務を擔當する刑務所雇が作業主任の命を受け契約をなすに當り請負人の請を容れ保證金を免除したり。後に至りて請負人より謝禮を乘ね歲暮としてこれに對し金五十圓を送付し來れるを右雇は受け取りたり。雇の責任如何。

木村先生の第二問にはすつかり參らせられた。いさゝか不意打の形だ。前年の罪刑法定主義の問題等と考へ合せて先生の出題振りも一風變つてゐるなと感じながらどちらかと謂へば餘り刑法に關係のない行刑常識とでも謂つたところで片附ける。でも保安處分の性質上その兩者にまたがることは又已むを得まい。松井先生の第一問は書けば相當面白いものであつた。特に傷害罪の問題に於てその犯意が單に暴行の認識を有すれば足りるや否やの點などは相當議論を生じ得る問題であつた。

第二問は刑務所雇が公務員なりや否の點に於て多少躊躇したがさき頃土木出張所雇を公務員なりと認めた大審院の判例と照し合せて刑法第百九十七條第一項前段を以て處斷することゝして結論をつける。

その夜第一日分の成績を自己採點して見る。少し採點を辛くして悲觀して見たり少しあまく採點して樂觀したり要するに第一日は可もなく不可もなしと謂つたところで結論を付け翌日に備へるべく直に寢に著く。

第二日は芥川先生の衞生學正木先生の行刑法、岡部、森山先生の行刑學である。

第一時間目は正木先生の行刑法であつた。

行刑法（正木書記官）

一、行刑に於ける犯人分類主義を述べよ。

二、ハンガーストライキに對抗する强制營養を施し得るや若し得るとすればその根據如何。

三、左の事項を說明せよ。

（イ）個別處遇　（ロ）モットオスボーン
（ハ）糧食自辨　（ニ）手當金　（ホ）減食

主力を第一問に傾注する。

第二問は時代が生んだハンガーストライキの對策だ。面白い問題であつた。

モットオスボーンには一寸迷わされた形で直ぐに頭に浮んで來ないので最後に廻し熟考をする。行刑法は正木先生のお說に從つて先生の監獄法概論を五六回も棒讀みして置いたので有つたが効驗あらたかなりで時間間際になつて「一九一四年アメリカオーバン刑務所に於て云々」の文句が浮び出て來たので囚人自治制度に付き一遽千里に片つけて仕舞つた。

第二時間目は芥川先生の衞生學であつた。

行刑衞生（芥川衞生官）

一、監房及工場に於ける衞生設備を說明せよ。

二、慢性傳染病の種類を擧げこれが刑務所に發生したるときの豫防方法を述べよ。

刑政第44巻第4号
矯正図書館

第一問は行刑常識で片づけ第二問は慢性傳染病の場合も監獄法第十三條の法定十種傳染病に準ずる精神を以て諸般の取扱をなすべきことを力説して置いた。

第三時間目は岡部先生と森山先生の行刑學である。

行刑學（岡部書記官）

一、德川時代に於ける人足寄場の制度を略述し現代の行刑思潮と比較論評せよ。

岡部先生のは例により大きな問題であつた。

行刑學（森山書記官）

一、刑務作業時間と民間勞働時間と一致せしむる必要ありや。

二、作業賞與金の敎化的價値を發揮せしむる爲には如何なる方途を講ずべきや。

右二問の內より一問選擇である。第一問の作業時間の問題を摑んで書く。作業時間の決定に就ては森山先生と正木先生との間に相當相違した點がある樣見受けられたがそこは試驗官心理を捉えて適當に書きこなす。但し此の問題に付ては相當議論の餘地があるであらうと信ずる。

斯くして第二日も終つた。本日の戰績は或る程度までの自信がある樣な氣がした。

征戰五ヶ月筆記試驗を終つてほつとした氣持になる。晩は夕方から降り出した雪を冒して日活の映畫を見に行く。佐久間妙子のユーモアに富んだ「花嫁百萬兩」を見てゐると久し振りにのんびりした氣持になつて五ヶ月間の苦勞が洗い流された樣なゆつくりした氣持になつて歸る。

十四日は練習生一同新宿御苑を拜觀す。口述試驗は抽籤の結果最後の十八日の午前中の組に割當てられた爲にその間四日落ち付いた樣な日を送る。六法全書を開いて見てもさつぱり乘り氣にならずさりとて思ひ切つて遊んで廻る程の元氣も出ず永い樣な短い樣な四日間を送る。

愈々口述試驗！　十八日午前中の組の最後の番、正午十二時を過ぎた頃給仕君の聲に案內せられて口述試驗場に入る、松井先生の遺棄罪の引例にはすつかり參らせられて仕舞ひ傷害致死と遺棄致死との競合なりと答へる等心細いことおびたゞしい。

森山先生の刑訴は大體無難であつた。しかし正當防衞には如何なる裁判を言渡すやの質問に早合點して無罪の判決なりと答へたなどのへまをやる。

岡部先生の會計法は相當憲法に關聯するものであり正木先生の監獄法は主として刑法に關聯する質問の樣であつた。兩先生の分は大體無難で一時頃終り折り柄降り出した雪を冒して下宿に歸る。

かくして玆に五ヶ月間の精算を終り例令その戰績の如何に係らず始めて落ち付いた氣持になる。

發表は十九日の午後三時ごろに總ては終つた。今五ヶ月間の征戰を終り七十五名の同期生諸君とともに正木先生の所謂刑務界のインテリーとして此の光榮ある業を終へなつかしき帝都に名殘りを惜みつゝ二十日午後八時二十五分發の汽車にて歸鮮の途に著く。

終りにのぞみ刑務協會の發展と同期生諸君の健康とを祈りつゝ此の稿を擱く。

海外異聞錄

▼絕對安全な銀行の泥棒除け

惡漢團の銀行襲撃はアメリカの名物であるが、米國アイオア州ではこの種の大事件が昨年中に二十四回も起つてゐる。これに恐れをなしたウオーターールーのコムマーシヤル・ナショナル銀行では、銀行の重要な事務室には絕對安全といふ防禦裝置を設け、行員はこの中に立て籠つて事務を執ることになつた。この裝置といふのは彈丸除けの硝子張りで、その中には機關銃やライフル銃やガス彈が備へつけてあり、警察に直接に通ずる警報器もあるといふ。

▼四十年目に靑天白日

拷問されて無實の罪に一生涯を棒に振る人は氣の毒なものだ、この救濟法として文明國では刑事補償法なるものを制定はしてゐるが、その人の名譽や精神的苦痛は到底物質で補ひ得るものではない。ところで、これはドイツで起つたことであるが、開闢以來未曾有の事件であるだけに、目下全世界の法曹界の話題となつてゐる、今から四十年前ヨセフ・テールマンといふ人は自分の被相續人である一婦人を殺害したといふ情況證據により、終身懲役の宣告を受けて服役したのであつた。然るに、最近のこと老いぼれの或る一老人がその臨終の床の上で、あの殺人事件の下手人は實のところは自分であると告白したので、ドイツ司法當局が狼狽したのも無理のない事である。テールマン君は自分の無罪を主張しつゝ入獄以來四十年、こゝに始めて靑天白日の身となつて、以前住みなれた故鄕プロサスに歸つた。變り果てた世相を觀ながら餘生を送るとのことである。

▼喫煙の男女同權要求

米國オーバーン監獄の女囚は男囚と差別待遇されるのは怪しからぬといきり立ち、看守長に猛烈な抗議書をつきつけ、遂に男女同權を獲得した、と云ふと大袈裟だが其の結果、改正された監獄の規則と云ふのが女囚も男囚同樣に監房で煙草をふかしても宜しい——といふことになつた。

▼惡漢を大學講師に任命の珍案

世界の罪惡市として金箔づきのシカゴでは近頃惡漢どもが警察の無能をよいことにして益々橫行濶步し、百鬼夜行ならまだしも晝行の有樣で、良民の惱まさるゝことひと通りでない。何しろ市政紊亂加ふるに財政困難で警備の改良も思ふに任せず、警察司法當局が徒らに自國駄踏んで口惜しがつてゐるが追ッ付かず、この際何とか局面打開の道を講ぜねばなるまいとあつて一策を案出したのが、前科者をシカゴ大學の講師に任命するといふ珍案、こは一見甚だ危險なことだから前科者でも改悛の見込み十分の者に限られてゐる。そして講師と云つたところで地理や歷史を講義するのでなしに、實際的經驗を基礎にして警官を敎育するの

である。主任教授はカリフオルニア州ベークレイの警察部長でオーカスト・ヴオルマー氏、講習生はいづれも警官連で金庫破り、强盗、脅喝、スリ、掻拂ひに至るまで、凡そ惡漢のやりさうなことは細大洩らさず、實地經驗の上からその手口を敎授し、惡漢逮捕の妙諦を授けるのである。さてその講師連であるが、いづれも曾てシカゴの惡漢仲間での指折り猛者で、多年牢獄の飯を食つたものばかり、從つてその方の實際智識は學問上の博士達に優るとも劣つてゐないのだから、今後これらの大先生から授けられる犯罪學の知識を基礎として、シカゴ市淨化の理想を實現しようといふ、世界に類例のない思ひつきである。

▼巡査を罵倒した理由

何處も同じ不景氣の産物、メスフイスのベーテ・レドンといふルンペン、食ふに物なく宿るに家なし、窮すれば通ずで思いついたのが新戰術、巡回中の巡査に言ひたいだけの惡口の揚句留置場入りとなつた、そして目的通り監獄の中に食物と宿舍とを發見した。

▼アメリカの親の仇討談

親の仇討は日本の封建時代に於ける專賣特許かと思つたら、これはまたアメリカで亂暴極まる兄弟四人連れが親の仇討をやらうとて失敗した話。それは最近の事件で、プリース・スパーロック及びジヨン・スパーロックと呼ぶ二人の兄弟が、不圖した遺恨からバットン・ギブソンなる老人を殺害して逮捕され入獄したのであるが、それと知つてギブソンの倅四人は親の仇敵を監獄に入れた位では腹の虫が承知せず、インデアナ州サレムの監獄所へ押かけて行つて典獄ヂユース・トリンクル氏に面會し、不俱戴天の父の仇スパーロック兄弟の引渡しを要求したものである。典獄はこの要求を刎ねつけたこと勿論で、同時に青年達の方も飽迄引渡しを强要してやまなかつた。遂に業を煮やした典獄はピストルを差突けて彼等を追拂はうとした。するとその中での長兄オチス・ギブソンも小銃を發射して典獄を倒した。典獄が倒れたのを見て側に駈け寄つた夫人も負傷し且つ現場に飛出した役人が二人とも輕傷を負うた。結局オチスはその場で逮捕されその他のダン・ウイリアム・アロンゾの三名は抵抗しながらどうやら無事に遁れ去つた。捕つたオチスは皮肉にも仇と狙ふスパーロック兄弟の居る監房の隣室に押込められ地團駄踏んで口惜しがりながら、仇討の機會を窺つてゐるとのことだ。

▼國葬の勅定を請求された未亡人

政府が國葬の費用を遺族に請求して見事突ッぱねられたといふ、あまりにもセチ辛い珍聞。處はルーマニアだが、過般物故した自由黨首領にして前首相たりしヴインチラ・ブラチアヌ氏の過去の功績を重んじ、政府はその際盛大な國葬を營んだのである。それまではいゝが、玆に驚くべし最近未亡人リヴイア・ブラチアヌ夫人の許に大藏省から二萬四千圓程の勅定書が届いた。夫人は馬鹿々々しいにも程があるとカン〳〵に怒り、その支拂ひを見事に拒絶したのである。政府の方もそのままには引込めずカロル陛下が調停に乘り出されるの外はあるまいとの噂だ。原因は財政難からだと云ふ。

中毒の原因二つ

食物そのものと食器

一口に中毒といつても、その原因はいろ〳〵あるのであつて、食物そのものによつて中毒する場合と、食物そのものには中毒原因はないが、調理上の不潔のために中毒するもの及び食器の不良の原因に起因する中毒、この二つの場合があります。

食物そのものによる中毒

第一の場合は食物そのものに有毒素をもつてゐるものと食物そのものには有毒性はないが、腐敗等によつて有毒性を發生し、そのために中毒を起すものとがあります。食物そのものに有毒素をもつものとしては、フグや毒茸は誰でもご存じのことですが、貝類のうちにも夏期には毒素をもつものがあります。しかし、世間に多いのは食物の腐敗による中毒で、この第二次的中毒を起しやすい食物は一般に植物性のものより動物性の食物に多く、植物性食物は腐敗してもそれ程有毒素はできませんが、動物性のものはプトマインといふ猛毒が發生しておそろしい中毒の原因となることが多いのです。たとへば獸肉・魚肉・卵類・牛乳等は、腐敗からしば〳〵中毒を起します。よく運動會や何かで大勢の人が辨當で中毒騒ぎを演ずることがありますが、これは動物性の副食物が濕かいご飯といつしよに入れてあつて、しかも折と折とがつみ重ねられてゐる間に、ご飯の溫氣と濕氣とのため、急激に變化してプトマインを發生するためです。

調理上の不注意と不良食器

食器には木製・ガラス製・金屬製・陶磁器製等種々ありますが、中毒の原因となるものは主として金屬製及び陶磁器です。そして金屬製のものでは銅製が最も危險で、それに發生する綠青のために劇烈な中毒を起す例が多く、シユークリムや鉛中毒はこの激青に起因することが多い。銅製食器の中には銅のサビを防ぐためにシロメといふ錫メツキを施したものがありますが、このシロメには規定以上多量の鉛分を含有してゐるものがありますから、メツキを施してあつたとてなか〳〵安心はできません。また陶磁器には上繪の淡色のものはよろしいが濃々しい赤褐色や靑色などを使用してあるものは、鉛分が多量にふくまれてゐますから危險です。そこで陶磁器は上繪の淡色のものを選ぶことであり、銅製の食器は常にピカピカ光るやうにみがいて綠青を發生させぬこと、それからメツキを施してあるものは白紙でそれをこすつて見て、薄黒く色がつくやうであつたら

刑政第44巻第4号
矯正図書館

鉛分の多い證據ですからよろしくありません。

安くて榮養に——申分ない納豆

かうして頂くと更に結構

納豆といへば、普通食品の中でも餘り上等のものとはされてゐませんが、事實はそれどころか、世界に誇り得る立派な食品なのです。——といふのは、御承知の通り納豆とは、大豆を醗酵させてつくるのですが、この際大豆の中に澤山含まれてゐる大切な滋養分——蛋白質が、なほある程度までペプトン、アミノ酸等に變り、つまり食物が胃腸で消化された狀態にまでなつてゐるわけです。その外、澱分を消化するヂアスターゼも含まれ、又一面經濟上から見ても安價ですし、實に申し分のない食品といへます。普通納豆は、辛子と共に醬油をかけて召上るやうですが、それ上更にねぎの細く刻んだものに大根おろしをまぜて食べますと、味の點から、消化の點から、一そうよくなります。尙大根おろしと納豆以外、更に胡麻をすつて入れるか、胡桃をつぶして入れていたゞきますと、一層結構です。納豆とすぢこ(鮭の子)をまぜて醬油をかけていたゞいてもよいものです。次に簡單に出來る納豆料理二、三種申上げませう。

納豆汁

○材料——納豆一本、大根二寸、人參二寸、葱一本、豆腐一個、味噌三十匁、醬油四五滴、味の素匙一杯、湯五合、大根、人參は圓切り、葱は斜切り。五合の湯を沸騰させたところへ準備した大根、人參を入れ、軟く煮えた時葱を入れ、あたり鉢で納豆をすりつぶし、味噌も一しよにすつたものを次に入れ、それが溶けて煮立つたならば豆腐を切つて入れ、豆腐の浮上るのを度として火を止め、醬油と味の素で味を調へあたゝかいうちにお椀に盛つて供します。納豆のくさみの特にきらひな方には、生姜のしぼり汁か、からしを添へて供すとよろしうございます。

納豆おろしあへ

○材料——納豆一本、大根二寸、砂糖、味淋、酢、鹽、大根はおろして三杯酢をかけておきます(三杯酢は砂糖一、味淋一、酢一—一・五、鹽四分ノ一の割合でまぜたもの)納豆はどみをとりよくほぐして三杯酢をかけておいた大根おろしで和へて供します。

煮干しダシとその取り方

煮物といはず汁物といはずダシを取るために最も多く用ひられるのは鰹節ですが、これは他のだし材料にくらべて一ばん値が高い上に、品物によつては他の物を使つた方が斷然味のよい場合もあるので殊に毎日の味噌汁などにはいわしの子の煮干を用ひるのが經濟でもありおいしくもあります。

◇……◇

たゞ其用ひ方が惡いと臭みが出ていけませんから、先づ煮干をぬるま湯で洗つてこまかく裂き、これを同じくぬるま湯に前夜からつけておいて

翌日このぬるま湯の冷えた水を煮干しごと鍋に入れて煮立てますと、大へんおいしいダシがとれます。

寢小便をする子供は神經質

寢る前に强壯劑を

子供の惡い癖はいろいろあるが、寢小便の癖もお母さんにとつてはなかなか心配な癖でせう。普通子供は滿一年になると殆ど勝手に對する神經の作用が完成するから、それ以後の子供は眠つて居ない限りきつと何か聲を出すか、身振りで排便の時期を敎へるのです。しかしさういふ普通の子供でもまだ滿二歲の終頃迄は、多少寢て居る間は神經が鈍りますから、親が眠りから搖り起して排便させてやらないと褓褓の中で洩して終ひます。普通寢小便をするのは宵の口に餘り水を飮んだり水氣のものを食べるからだと云つだけ子供は神經を害ねて益々取返しのつかぬ過敏症に陷入つてゆくのですから、かう云ふ癖がつき出したら、早速信用のある神經科の醫師に診察して貰つて、特に神經を强めるやうな藥を子供の飮みよいやうに丸藥などに造つて貰つて、每晩寢るまへに飮ませると宜しい。さうすれば一種の安心の念が兒童に暗示してこの惡習慣を中止さすとも出來るとゝもに、强壯劑をつゞけて飮むことによつて神經も强壯になり、何時の間にか惡癖と同時に健康をも回復して來るゆゑ、かう云ふ子供を持たれる家庭では注意が大切です。

健康に發育した乳兒の大體の標準は次の樣です。

▲生後三週間目は、一回量を四十グラムから百グラムで水二、乳一の割合、つまり乳は全體量の三分の一で、一日の回數は六回です。

▲四週間目は一回量が百二十グラムから百三十グラムで水と乳は半々、一日に六回です。二ケ月目は一回量百三十グラムから百五十グラムで矢張り水と乳が半々で六回です。

▲三ケ月から四ケ月目は百五十グラムから百六十グラムで、矢張り乳と水が半々で、回數は五回です。五ケ月からケ月までは一回量百八十グラムで水一、乳二の割合、つまり乳は全體の三分の二で、一日の回數は五回です。

▲九ケ月からお誕生にかけては一回量は百八十グラムでも全乳で、回數は五回です。又牛乳は單に水でうすめたばかりでは養分に不足がありますから、必ず砂糖や滋養糖を加へ又水の代りにおもゆ又は穀粉のおもゆで薄めて飮ませるやうにすれば理想的です。

赤ちやんに與へる牛乳の薄め方

赤ちやんに與へる牛乳のうすめ方の分量と回數は專門の小兒科の先生の指圖により、その子供の發育狀態に應じて定めるのが最もよいのですが

練習所見學の記

(一) 陸軍衞戍刑務所 (一月十日)

(二) 東京地方專賣局 (一月三十一日)

○陸軍衞戍刑務所

M 生

一月十日(土曜)我等練習生は陸軍衞戍刑務所を見學することになつた。數日來からどんよりとした空模樣も正午頃にはからりと晴れたが肌を刺す樣な寒風が用捨もなく吹き初めた。放課後晝食もそこそこにして豫て指定された集合地市外澁谷驛前へと向つた、櫻田門から澁谷行の市營電車に運ばれて終點澁谷驛前で下車一同揃つて當日私共を御世話下さる能勢書記殿に伴はれて驛前を右折、徒歩數町にして廣漠たる代々木練兵場に隣接した、コンクリートの外塀を廻らせる陸軍衞戍刑務所に着いた、係りの御方に案内されて事務所の一室に通されて豫て設けの椅子に腰を下ろし茶菓の饗應をうけた休憩すること暫時にして所長さんからの挨拶に次で沿革收容區域種類處遇方針其他について御說明下された。それによると此の刑務所は允虎門徒刑場と稱して今の赤坂三聯隊裏にあつたのを明治二十三年に現在の地に移轉したもので收容人員は五百名であるが、今は最も少ない時期で現在人員は三十八名、收容される者は東京宇都宮仙臺弘前旭川の師團管轄區域內で陸軍刑法普通刑法治安維持法電信法等によつて處刑された者と、未決者であるとのこと、又處遇方針は嚴正な軍規と秩序によつて軍人精神を涵養し軍隊に復歸せしむるにあるので、私達の刑務所の行刑が受刑者を矯正感化し社會適應性を扶植して釋放後社會の良民に伍せしめ再び犯罪を累ねることなからしむるにあるのと、善人に立ちかへらしむると云ふ點に於ては同一で異ならない。たゞ此所の受刑者は軍規違反者であるから總てが軍事的であるとのこと、每日の日課は午前六時三十分の起床で夜は九時に就寢、其間學科一時間軍事敎練三時間作業時間五時三十分間であると。

所長さんの御話が終ると私達は數班に分れて看守長さんに案內されて更衣所舍房作業場等順次に見學した、總てが秩序整然として一糸乱れず、掃除拂拭等に至る迄行届いてゐるのには感服せざるを得なかつた、作業は軍隊需用品で印刷靴下編洗濯等で洗濯は機械作業で少數の人員でよく能率をあげ得るとのこと、就業狀態は練兵中の爲見學することが出來なかつた。建物は木造建で古いが皆質素と堅牢を主として建てられたものと思はれた。

こゝの見學を終へて歸途玉川電車にて世田ヶ谷町なる松陰神社に參詣し午後四時宿舍に着いた。

○東京地方專賣局

北海少年 K K 生

松の內の賑やかな氣分も夢の間にすぎ去り、何處ともなく靜寂な感がちまたに漂つてゐる。併し乍ら吾等の期待してゐた專賣局見學の佳き日和である。昨日から曇り勝ちで雨かと案ぜられた天候も今日は殆んど快復して南天には碧空さへ散見され何んとなく暖氣にて冬季とは想像出來得ざる變態溫度である。

午前中は學科を修習し晝食も簡單に濟まし、午後一時より三々伍々電車に分乘して出發する、中にはタクシーで飛ばす連中もあつた。忽ちにして專賣局へ到着一同門前に於て整列人員點檢をし敎育室へ入り暫時休憩してゐると事務員來り一條の工場內の情況を說明せられた、それより三班に分かれ事務員案內の下に第一刻煙草製造工場を順序に觀覽した。第一工場は地方より購買した材料を選擇し甲乙に分類し甲は卷煙草の材料とし、乙は刻煙草の材料とするものである、此處で消費する材料は主に福島、栃木、茨城千葉、神奈川、鹿兒島等より產出するもので、その內でも最も優良品の水府、鹿丸、國分、垂水の如きは鹿兒島及び茨城より產出するものであると。ここで選擇したるものは截柄濕露するもので、濕露するは材料(葉)が乾燥し過ぎてゐるを爲め機械にかけると皆粉末となりて效用なき故適當の濕氣を懸けて機械工場に送るのである。濕氣を懸ける方法は工場內を天幕にて區劃して、そこへ該材料を並列し置き、その上より機械にて濕氣を放射するのである、而して此の濕氣を與へたる葉を女工の手にて一枚宛選び之を計量器にのせ一定の束になし、これを更に砂摺機械にかけて砂及び塵埃を睜くのである。之を葉揃工場へ送り一々葉を揃へ之を截刻工場へ送る、此處は概ね男工にて動力機械で約六十餘臺の截刻機械があつて何れも忙しく脇目もせず專念に勞作してゐる姿は敬服に値するものであつた。此處で刻みたるものを略々包裏詰出來る量にて折箱に並べ之を包裏詰工場へ送る、包裏詰工場へ赴けば多數の女工が皆白衣(作業服)を着け頭には白頭巾を冠り機械にて包袋を貼るもの亦此の包袋に煙草を一々一個宛の量に衡るもの、それを自動送致臺に載せて各兩側の女工の手許へ送り、これを包裏詰するが宛然機械の如く如何に技能が熟練してをるかに驚嘆せざるを得ない、此の包裏詰したるものを更に衡に掛け一々嚴密に檢査するものであつて、而して是れを木箱詰になし各市場へ送致することになる。

次に第二工場(卷煙草製造)へ赴き觀覽すると、材料の精選したるものを刻みと同樣に截柄濕露し是を除骨し砂摺機械に掛け、又葉剝砂摺機械に掛け是を積葉コンプレッサー截斷に掛けて之を紙に卷く工場へ

送り、此處では多數の女工が此の送り來る紙刻せしものを機械に入れて紙を卷く而してその紙卷したものを直に機械によつて一定（假へバ二十本宛）の本數にて厚紙に包み出すのである。之を檢査の上封緘紙を貼る、又一方では機械を用ひず一々手にて紙卷したるものを袋に詰め封緘してゐるのも數人あり、是等の女工の手の敏速さ及び其の詰る本數の如きは一本も違はず爲すと云ふ是又驚嘆するの外なく、何れも恍惚として足を停め案內者は遠き彼方に行つたのも氣附かない。忽然として休憩の氣笛はなる、一同はたと機械の運轉をとめ休憩所目蒐けて突進する、やうやうにして吾に立歸り再び步を次の工場へ進める、此處では包裝機に依つてボール箱に詰め更に木箱に收めて地方市場へ送致するのである。此處の職工は主に女工にて約九百餘人、此の外男工は百餘人にて主に幹部及び職員の親戚知己にて上下の階級爭鬪は毫もなく極めて家族的にて團欒し克く一致協力して職業に精進し意情者は一人もなく他へ轉職するものもないとのことであつた、又此處の特長としては職工の智識の啓發及び人格養成を目的として毎日作業終了後三時間宛成人教育及び社會教育、算術、歷史作文、國語其他修養に關する講話を爲してをるとのことで、是れが講師には大學及び專門學校等の教授を招聘して其の任に充ててをるゆゑ相當效果を齎してをるものと認められつゝある由、猶同職員の語る所に依れば現在及び將來共本工場を誓し居るは其の言に違はず模範的なりと謂ふ賞讚の辭を措まざるものである。我が刑務作業に於ても其の管理方法宜敷を得れば此の行き詰れる作業經營を轉回せしめ以てよりよく敎化的價値を發揮し國家財政上の難局打開の一助となすことが出來よう、是果して誰の責ぞや？吾人は此の難局に立つて發奮努力、一致協力し以て國家に盡さむことを聯想しながら某事務員に厚く禮を述べて歸途に就いた。

（終り）

◇二月號卷頭言を讀む

高知　大西勝太郎

學說は概ね實際に適用が困難であり時には甚しく實際と離れた場合がある、乍併是を以て兩者の眞理を疑ふことは出來ない、此相違は學說は机の上で產れ實際は土の上で生れるから生じると考へてはならない。勿論學說と雖も實際と無關係に空から生じるものではなく、從來の經驗に基礎を置いたものであるのが一般的であつて、個々の事情に拘ることが出來ない事、理想に近づかしめる爲時代に先行する性質を持て居る事、此二ッの義務を負ふが故に學說は必ずしも個々の事柄に當嵌らない。それは個々の事情が各々異つた個性を有して居るからである。學說は必ずしも當代のすべてに適用し難いそれは理想に導く爲に時代に先行して居るか、若しくは時代が遲れて居るからだ。私の學說の見方はこんなものである。然るに學說は悉く右の性質を具備して居るとは限らない、他に特別の目的を有するものもある。

私は今日正木先生の二月號刑政の卷頭言を讀んだ。明日より行ふ事を今日讀んだので時代に合はないとも云へない、明日より我が刑務所で實施することなので、個性を異にするとも云へない、明全文は安全週間の企に贊成せられ（著眼の聽明なることをたたへ度い）進んで其の實行方法に對する御敎示であられた樣だ、私は識者の言葉を斯くまで私の經驗によりて覺り强く敎へられた事はかつてない、御言葉の如く微細なる注意を拂ふたため惡い結果を來した事、能力增進に急に偏したため反對の結果を見た事は私の經驗する處である「斷續的に起りつゝある刑務所の諸種の事故が……嚴格なる注意の下にさへ起りたることを例證することが出來る」と云はれて居られる。私も信ずる嚴格なる注意を以て諸種の事故を防止し得るは、最惡の場合を想像し一人に數人が付いてするときにのみ可能である。一人の戒護者が數人乃至數十人をしてすべてを安全ならしめんとするには、各個人に對し嚴格なる注意を以ては完全なることは出事るものではない。其の自ら治まるべき道理を敎へ自ら治めしめなければならないと思ふ。先生の御言葉に「官吏の根本的觀念を先づ收容者の自責心喚起に置いて貰ひ度いことである自責心厚き者に對しては全幅の信賴を拂ひそれなき者にはそれを助長することによつて安全なる週間が期待されるのである」と云はれて居られる、全幅の信賴を拂ふことは自らを治めしめる原理であり且つ全部である。先生の御言葉「平衡でないところの注意力の喚起によつて行刑の成績を擧げることはなかなかむつしい」平衡でない注意力是程戒護に有害無益なものはない、今日の行刑成績は昨日

急造したものではない、數十年間を要して造られたものである、今之を何等かに變更せんとするには矢張將來に向つて或る經路を辿らなければならない。先生の御言葉「安全週間とは刑務所事務の安全をはかることにあらずして收容者の心の安全をはかることにあらねばならない」從來收容者の心は決して安全でなかつた、其の爲に逃走自殺暴行等々の事故が起つた、何となれば刑務所は彼等收容者を敎へ導く所であり、刑務官吏は彼等を敎へ導く爲の人であることを彼等は知らなかつた、現在も未だ知らない、意識的には知つて居るが無意識的には矢張刑務所は苦役の場所であり、刑務官吏は苦役を强ひる爲めの役人であると云ふ先入觀念を離れない、故に收容者の心は常に安全でない、收容者をして刑務所が敎へ導く場所であり刑務官吏が敎へ導く爲めの存在であることを眞に知らしむるときは、彼等收容者の心に安全を得る。之を知らしめることは嚴格周到なる注意によるにあらずして全幅の信賴を拂ふことに他ならない。

此の私の尊敬する行刑實踐の原理を語る正木法學士の御說を、今回の安全週間に全國戒護官吏が悉く實踐したであらうか、おそらく彗星的權威ある行刑學者の理想論として仰ぎ見たであらう。果して然りとせば正木法學士の御說は現實に數歩を先じて居らるゝか、私は否定する、我々の頭が明治維新後に攘夷鎖國を稱へて居るの類であつて、先覺者の學說を完全に解し所長の旨を體するに到らざるものであると。

（完）

◇安全週間

福岡　仙水生

鼓に新局長閣下を迎へ、

梅花薫る昭和第六の早春時は二月十六日、機運愈々熟して、合理的行刑の第一歩は安全週間の誕生に依つて力强く踏み出だされた。是れ實に我が國行刑の劃期的進展とも觀るべく、刑務の刷新的印象と保安萬全の責務とを吾人の腦裡に深く刻み込んで行く。

堅く閉ざされた冷やかな鐵窓の蔭には、陰慘な空氣と非道德的な氣分とが漂ひ、行刑者と被行刑者との間には不調和的逆流を生じ、はては傳統的に、行刑の不可決的點として事故を史上に印さなければならなかつたことは、洵に遺憾とせざるを得ないのであつた。

鼓に於て俄然之等の弊を一掃すべく、緊張した精神と理解とに由つて兩者の調和を爲し合法的戒護の充實を期すると共に、各般の整備をなし、各機關の統制を圖り圓滑にして水漏の陷を防止すべき任務を有する安全週間の施行は、蓋し刑務の指針でなくてはならない。

惟ふに殺風景にして、溫和的裝飾に乏しい所內の各所に美々しく貼られた、淸楚な色彩と鮮明な表徵を誇る緊張ポスター、胸間佩附の安全マーク、之等は職員に收容者に如何なる感じを與へたであらうか、尠くとも融合的好奇心と、緊張した精神とを奮起せしむるに充分である。又一方に於ては安全週間をして、何物たるやを解せざる無能者と雖も、此の色彩に配合に自ら溫和精神の湧出を禁ずることは出來まい。

そこで先づ安全週間は、我々の職務失態の豫防注射であり、心機弛緩の週間的刺戟である。日常我々の渴仰して止まなかつた願望が今ここに合理的組織に由つて樹立されたのである。所謂向上の進路を照す暗夜の光明は、吾人の步行を安著へと誘つて行く、是れ安全週間の責任である。而しながら此の任務の遂行は吾人の双肩に負擔するものにして、緊張した周到なる精神に因つて實行する時に於て初めて安全週間の生命が保持されるのであらねばならぬ。

さればこの安全週間の施行に當り、體驗のナンセンス實話を語つて見よう。

▼監獄の三日規則

待ちに待たれた安全週間は十六日の午前零時を報ずるや、猛然として効力を發生した。晝夜勤務の私は自然に此の意義深い週間に對して、氣分が緊張するを感じたのである。

そこで豫ねて指示されてあつた起居肅靜、淸潔整頓について、施行の具體的腹案を練つて起床と同時に各舍房に指示を與へ、施行の適否を檢査しつゝ督勵した、其の時である、職務に經驗の淺い私は意外な言葉を耳にした、即ち「監獄の三日規則」である。

それは前科數犯を有する自稱刑務所通で、不良性を多分に帶びてゐる一收容者の妄語である。私も彼には前刑と二度目の接觸であつて、彼の性格も相當に熟知してゐたが、時恰も安全週間のスタートではないか、他の收容者の敎訓上に於ても『擔當さん監獄の三日規則ですか』と冗語交りで嘲笑的に問はれた時は鼻柱を折られた如く、妙に腹立しく思はれもし、度し難き彼を哀れんでも見た。

それは過去に於ける彼の刑務所觀であると同時に刑務所の歷史であらう。私は力の及ぶ限り彼の矛盾した觀念を打破し、彼の刑務所觀を征服感化すべき希望と決心を鞏固にした。而して彼は默々として命ずる儘に何事も爲してゐる。安全マークの偉大なる力よ。

▼モシ〳〵龜よ

未決拘留に於ける獨居拘禁無作業者を視察上の便宜と座臥の位置を統一すべく、房扉より尺度を計り白墨を以て印を付けた。それは座つた時に膝の位置となり、就寢時には頭部となる基準標である。晝間の視察上の便宜と實行の成績は豫期した以上であつたが扨て就寢時となるや基準標平行線の測定を著しく誤るものが多い。中にも視察上一番困つたのはモシモシ龜式の寢方である。頭尾が全然判明しないから困る。就中甲收容者曰く『私は蒲團を被らなければ絕對に寢られないので、夜四五回も起されると寢る間がありません。私は特に前の刑務所でも龜式寢方を許されてゐました』と歎願するこれは隨分困つた。而し彼の言ふことが奇拔である。夜間の視察には頭部を露出せしめなければ困難である、かゝる龜式は冬季に一層多いのであるまいか、今更習慣性の天性に匹敵するを覺る。されば安全週間の實行も亦良習慣への誘導であらね

ばならぬ。（六・二・二四）

◇就業に因る傷病と慰籍に就て青森R S生に共鳴す

廣島　米澤貞二

氏は本紙二月號に於て標記論述せらるる所は大體に於て贊同の意を表する所であります。

予の意見としては大正十五年三月發付の健康保險法（工場職工を被保險者とする者）に準すべき者と思ひます。依て左に同法保險給付の項を抄錄致し參考に供したいと思ひます。

一、被保險者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス。

一、被保險者死亡シタルトキハ埋葬料トシテ其報酬日額二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス。

一、被保險ノ資格ヲ喪失シタル際疾病負傷ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其給付ヲ受クルコトヲ得。

一、被保險者故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス。

一、保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其期間保險給付ヲ爲サス。

一、懲化院ニ入院セシメラレタルトキ

二、監獄留置場等ニ拘禁セラレタルトキ

三、公共團體ノ病院ニ收容セラレタルトキ

一、保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得。

一、保險者ハ詐欺其他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シ保險給付ヲ爲ササルコトヲ得。

一、國庫ハ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス。

一、被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分一ヲ負擔ス。

一、被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分三ヲ超ユルコトヲ得ス。

健康保險法では被保險者十分ノ四・五（報酬日額百分三以下）、政府一・〇の割合に費用を負擔し疾病及負傷の場合に於ては療養費（藥價手術料等）は無料で外に傷病手當金一日に付報酬日額百分ノ六十を受けるのであります。其期間は業務上の負傷では工場法により治癒に至るまで、其他の疾病は同一疾病にありて百八十日間と定められてあります。

以上は健康保險法の概要であります。

刑務所に於ける負傷手當は健康保險被保險者の半額即ち百分ノ三十を休養日數に應し作業賞與金として給與する事は最も適當なる方法と思ふ。其理由は（一）健康保險の被保險者は毎月保險料を支拂ひますが受刑者は其支拂を致しませぬ。（二）其保險料は事業主及被保險者に於て各約半額政府に於て十分一を支拂ふからであります。

其他負傷の爲め勞務不能となりたる場合には法規の定むる所により相當手當金を給するよう當事者に於て注意を拂ひまして釋放後生活の安定を得せしめるのは必要の事と思ふのであります。

附記　健康保險組合と日本醫師會と診療契約を締結せる共濟組合健康保險組合は略左の通りであります。

海軍共濟組合（海軍工廠各工場）、陸軍共濟組合（陸軍造兵廠糧秣本廠各工場各學校各師團）、專賣局共濟組合、私設各工場

尙予等は刑務所職員も健康保險組合に加入するように至る事を望む者であります。

◇少年收容者に對する映畫

北海少年　北　童

大正十二年始めて少年法が制定以來少年收容者に對する改善の手段方法が絕えず當局の苦心裡にある事は云ふ迄もないが、年に三回の刑務協會巡回映畫に對する受刑者「フアン」達の憧れは其の觀覽日に相當の日より約一ケ月前より期待して居る事は日夜接して居る吾々には實に可憐である。

彼等收容者は明暮れ自由を束縛され、寢る喰ふのみを樂しみとして居る者が多いのであるが免業日の蓄音器なぞに至つては尙更である。中にも少年收容者に到つては痛感することが多々あるのである。少年は大略入所前の多くは主として活動寫眞、買喰ひ等の犯罪原因をなし來つた者で、其の期待する事は實に涙ぐましい程である。で吾々は此の映畫慾のある少年に觀覽せしむる映畫に付ては充分なる愼重なる態度が必要であると思ふのである。余は淺學なるも一九三一年の現代に於ての行刑的映畫觀に付て愚言を述べたいと思ふのである。從來の映畫は靑少年一般に對する合同的映畫で主として慰安にのみ重きを置いた所謂る彼等收容者を感化せしむべき方面に注いだ純映畫であつたのである。この映畫熱の烈しい少年犯罪者に對する映畫に付ては其選擇の方法は容易でないと思ふのである。映畫によつて其國の文化が進むと云ふ事であるが、映畫より受くる感化も甚しく大なるものである。現時小學校などに於て常設館の活動寫眞の觀覽を禁止してゐる事も其一例である。この秋に當り少年に對する映畫は一般刑務所收容者に觀覽せしむる映畫より分離して慰安的なものでなく、士氣に富んだ樣な勇壯活潑なる映畫を選びたいのである。つまり現今少年處遇上に於て當局の力瘤をいれてゐる際傳統的に選擇され來つた形式的に敎化方面を說いた映畫で無く、實社會的に生きる樣な職業意識を喚起せしむる、海軍方面や、陸軍方面、或は航空方面の映畫を作製し、無意識の內に彼等少年の覇氣を捕へる映畫を希望したいのである。例へば『擊滅』『海國男子』『西部戰線異狀なし』其他種類は澤山ある彼等收容者は精神的に於て陰鬱なる生活を續行して居る爲勇猛心を喚る快活で、愉快なる映畫を選定

してこそ、まさに、犯罪防止としての行刑界に對する一企劃と思ふのである。完

◇累犯者の取扱に就て

鹿兒島　永夢生

出所後短期間にして更に罪を犯し入所したる場合に於て、前同一の雜居房又は工場に收容就業せしめ同一の處遇を爲すは策の得たるものにあらず。何故なれば前刑中同房又は就業せし者と朝夕起臥寢食作業を共にするの結果、彼我に惡影響を及ぼすべきは必然にして、再入者に取りては殆んど刑期の延長に外ならざると同時に、恰も我古巢に歸りたるの感あらしめ、反て刑務所生活に安んずるの狀態に陷らしめ、改善を主とする行刑の精神目的と相容れざるものあるべく、又他の收容者に取りては恰も舊知を迎へたる心理を以て寧ろ歡迎の意を表すべく、所謂收容者相思の情に依り別天地の生活を共樂せんとするの醜態を演出せしむるなきを保せず。若し如斯現象の顯出するに於ては、元來社會隔離を基調とする行刑の精神目的に背反せしむるに至り、遂に內外相通じ、收容者も社會の風潮は每に所內に泌み渡り、收容者も社會の徒黨の誰彼の動靜も亦能く之を知悉し得て、爰て全く隔離の實なきに至り、延に紀律紊亂の弊を惹起せしむるの恐れなき能はざるなり。由來累犯者の生ず所以のものは彼等をして社會生存の苦痛よりも刑務所生活の辛勞が寧ろ輕微たるを認識せしむるが爲めなり、換言せば刑務所生活は社會生活よりも樂天地たるの感あらしめ、所謂古鄉を偲ばしむるに由らずんばあらざるなり、今刑罰の性質其報行の目的を如何に縱橫論議するも、實際刑務所生活は社會生活よりも數倍の痛苦たるを感得せしめざるべからず。同時に之に依り改善の途も開くべく累犯防止の實をも擧ぐべきなり。誰れか樂を避けて苦に就くものあらんや累犯者を生ずるは元より社會政策に缺陷あるがためなるにもせよ、能く刑務所生活の苦痛辛酸を嘗め盡し、熟々其悲慘の狀況を覺りたらんには必らずや多少たりとも之れに勝る好遇の境涯を得んことを渴望すべきは蓋し自然の人情たらずんばあらざるなり、然らば則ち釋放者保護の施設實行と累犯收容者處遇方法と兩々相俟ち、步調を一にして眞誠の改善を期すべきなり、安んぞ其一を忘れ又は二つながら之れを顧みずして可ならんや。之を保護の方面に蹉躓失敗するあらんも、當行刑の方面に於て累犯防止に努め改過遷善せしむるの覺悟方策なかるべからず。

◇選句所感

編輯部選

○金澤綠峯君の梅の句は、その大景を捉へたところに、快い新味が出てゐる。とかく梅の句といふものは、その一本の花を觀、またはその一枝の花を觀て詠ひたがるもので、斯うした捉へ方の句は、餘程優れたものでなければもう吾々の感興を喚らない。皆な千遍一律になつて、陳腐常套に墮ちるところを、大きな梅林を見出し、これに配するに、しかも朝の月を以てしたところ、取材すでに大景的で清新なるが上に、配材またよろしきを得てゐると云ふべきである。梅の頃の早春の空氣は冷嚴である、その中に見える林の白梅の色は、いかにも清く引き緊つて、寂しきまでに冴えてゐる。折から空には薄れ行きつゝある月がいと幽かな光りを其處へ投げかけて、今し梅林の白く冴えた花の間にかゝつてゐる。思ひ見たゞけでも清淨の氣感がそゞろにあたりに漂つてゐるのを感ぜしめるところがある。

□

○峨房君の山吹の句は、山の溫泉の春によく

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切每月十五日限
用紙官私製葉書

天梅林や花間に沈む朝の月　金澤綠峯
地山吹に溫泉煙ゆるくかゝりけり　市谷峨房
人草の芽にころげて來たる手毬かな　咸興窓子
秀山寺の鐘撞いてみし彼岸かな　三重一風
杭立てゝ大根干したる多田かな　福岡四友
麥踏や一、二とわたり見て又はじむ　同　愛山
罷かや生簀にあげし魚光る　小田原一川
飴賣に集ふ子供や春の晝　北支ふるた
大雪の村ひそやかに灯りけり　大阪べにや
吾が車町を出でたり青嵐　西大門龍門
蒲公英を島原に摘む乙女かな　大田開石

見かける光景だ。溪を覆ふやうに咲いた山吹は、山を明るくしてのびやかな感じを與へる。斯の句の光景は、温泉宿を出て、溪川沿ひにぶらぶら歩きしても出合ふし、また湯を浴びながら、その窓の前などにも見ることが出來る。その場所はいづれでもいゝ、咲き盛つた山吹の花に温泉煙が流れからまる情景のしづかなさまは捨てがたい。試に入浴しながら、この情景を見ることを思ふ、畫の湯槽には湯が溢れて湯氣が立つてゐる、その中にゆつくり浸りながら、ふと窓を見ると、開け放つたその窓から白い湯氣が戸外に流れ出して行く、湯室の窓の先は谿川の流れで、その岸を埋めて山吹が開いてゐるのである。窓を出る湯煙はその花に絶えずからまつてゐる。見てゐると何とも云へぬ山の春の氣分に浸らせられる。

□

窓子君の草の芽の句、これもまた別種の平和な情景だ。庭先には春を忘れぬ草がすでに萠え出でゝ、暖く明るくなつた日光を顎りに吸收してゐる。緣側にはこれもまた春光を浴びながら女の子供が手毬つきに餘念なく遊んでゐる。鄙びた手毬唄に合つて毬の彈む音がポンポンと緣の板に起るのも長閑だ。そしてつきそれた手毬は時々庭に落ち、その草の芽の柔かく溶けるやうな青さの中にころげ込むのである。邪念のない聖らかな感じの來る句だ。草萠の中に色彩りの美しい手毬がころがつてゐるところは繪にもなりさうに思はれる。たしかに詩の世界である。斯うして新しき詩味を見出して行く時、俳句の取材は實に隨所にあるのだ。

□

本誌の投句數はいよ〳〵殖えて來た。然し數の多きが直に誇りにはならない。何より質のよきことである。此の上は諸君の努力によつて質のよき句を多く得たいものである。この意味から福岡の青松會の諸君の眞劍さは前から認めてゐたが、今月は非常な進歩があつてうれしかつた。一人一句の方針から愛割した句が多い。句作の態度が寫生に徹底しようとしてゐる。これは俳句の本道である。從來の俳句らしい俳句の臭味を餘程離れて新味が出て來つゝある。今一段の努力を望んでおく。

母の墓へ續く小徑や落椿　松江　磨佐緒
石を割る鑿の音遠く霞みけり　京都　果山
鍬なげてある山畑の日永かな　尾道　たまき
廬塞や富士を見る可く窓明けて　水戸　松の子
田かち田へ啼きひろがりし蛙かな　橘通　とめ女
春風や岸はなれ行く渡船　三重　章堂
昨夜の雨に木の芽の色の目立ちけり　松山　如水
春曉や浦に網打つ人の聲　新潟　銀波
板橋を浸して水の濕みけり　福岡　虎溪
麥踏や頬に冷たき山の風　同　不仙
白魚の跳ねて枡よりこぼれけり　福岡　築波
佇みて電車待つ間や春寒し　清州　夕庭
野鼠や麥踏む前に出て走る　福岡　鹿聲
白魚の目玉許りが泳ぎけり　同　叫酔
子に乳を與へつゝ麥踏みにけり　同　紫陽
白魚の目ばかり黒し鉢の中　同　可笑
故郷の味は忘れず白魚飯　三重　五鈴
富士を背に溫き一と日や麥を踏む　靜岡　一心
寒の月羅漢の顏を照しけり　秋田　寒月
山寺の晝靜かなり椿落つ　橘通　靈雪
子供等のうづくまりゐる焚火哉　元山　流星
殘雪や岩襞深き一ところ　西大門　逸子
鶯の聲に障子を開けにけり　三重　孤英
炊事する海邊や煙や冬木立　小菅　杉雨

軒を這ふ風呂の煙や五月雨　市谷　旭昇
春雪に明るき街の旗日かな　小倉　六鼠
落椿重り合へり水の底　松山　夢迷
埋火の灰白々し春の晝　飯田　一年坊
靜かなる筧の音や水ぬるむ　小菅　珀水
秘め事に頬のほてりや春の宵　仙臺　勇樹
春風や生垣もるゝ手まり唄　宮城　久光
公園の噴水高し水ぬるむ　飯田　葉椰子
春曉の苦の上飛ぶ鷗かな　甲府　桂城
傷つきし去年の鑓をいたはりぬ　三重　安紀良
朝霞御陵に近き一軒家　大阪　指月
春泥によごれし磴や永明寺　平壌　龜友
聞きし程梅なく風のすさびけり　三重　笙犀
朝東風に出船忙しき港かな　清州　一水
麗日や海を隔てゝ壹岐對島　公州　曉甫
石地藏をめぐりて草の萠え初めぬ　小菅　寛山
安宿の五目並べや五月雨　上田　千曲
大雪に窓と窓との話かな　松山　歌頭磨
大利根の川邊の草や先づ萠ゆる　前橋　美緒
荒れあとの海見ゆる畑に麥踏めり　福岡　掬汀
堀り起す土のにほひや春の雨　咸興　不鳴
野の道の石のあたりや草萠ゆる　小菅　石舟
かげろふや萠え出し草の香を罩めて　前橋　一水

昭和六年一月中入出監竝月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of January 1931

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者		41,188	2,998	3,511	40,675	41,188	37,305	△ 513	3,370
刑事被告人		4,761	3,313	2,953	5,121	4,761	4,293	360	828
勞役場留置者		481	549	603	427	481	274	△ 54	153
乳兒		7	1	2	6	7	8	△ 1	△ 2
總計	男	45,699	6,712	6,924	45,487	45,699	41,145	△ 212	4,342
	女	738	149	145	742	738	735	4	7
	計	46,437	6,861	7,069	46,229	46,437	41,880	△ 208	4,349

備考　内朝鮮人受刑者　男 1,456人　女 4人　刑事被告人　男 210人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	刑事被告人	計	國名		受刑者	刑事被告人	計
中華民國	男	112	40	152	羅馬尼亞	男	1	—	1
	女	1	—	1	伊太利	男	1	—	1
英吉利	男	—	1	1	總計	男	119	42	161
佛蘭西	男	2	—	2		女	1	—	1
露西亞	男	3	1	4					

矯正図書館

刑政第44巻第4号

昭和六年一月末在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of January 1931

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	873	—	873	— 4	— —	— 4	—	—	—	—	—	—	877	—	877
市谷 Ichigaya	87	9	96	×77 1,338	— 51	×77 1,389	50	2	52	—	1	1	1,552	63	1,615
豊多摩 Toyotama	934	—	934	— 159	— —	— 159	1	—	1	—	—	—	1,094	—	1,094
巣鴨 Sugamo	1,956	—	1,956	— —	— —	— —	2	—	2	—	—	—	1,958	—	1,958
横濱 Yokohama	571	3	574	— 138	— 3	— 141	23	—	23	—	—	—	732	6	738
千葉 Chiba	753	1	754	×2 38	— —	×2 38	5	—	5	—	—	—	798	1	799
水戸 Mito	512	1	513	— 37	— 2	— 39	8	—	8	—	—	—	557	3	560
宇都宮 Utsunomiya	493	126	619	— 14	— 1	— 15	2	—	2	—	—	—	509	127	636
前橋 Maebashi	1,362	—	1,362	×3 60	— 5	×3 65	10	—	10	—	—	—	1,435	5	1,440
静岡 Shizuoka	941	—	941	×1 101	— 2	×1 103	7	—	7	—	—	—	1,050	2	1,052
甲府 Kofu	521	—	521	×2 33	— 6	×2 39	14	—	14	—	—	—	570	6	576
長野 Nagano	703	—	703	×6 70	— 2	×6 72	4	—	4	—	—	—	783	2	785
新潟 Niigata	422	1	423	×1 32	— —	×1 32	5	—	5	—	—	—	460	1	461
京都 Kyoto	723	128	851	×8 125	×1 3	×9 128	12	1	13	—	1	1	868	134	1,002
大阪 Osaka	3,498	2	3,500	×35 547	— 14	×35 561	51	1	52	—	—	—	4,131	12	4,148
神戸 Kobe	1,387	—	1,387	×5 132	— 2	×5 134	21	—	21	—	—	—	1,545	2	1,547
奈良 Nara	642	—	642	— 34	— —	— 34	8	—	8	—	—	—	684	—	684
滋賀 Shiga	475	—	475	— 6	— 1	— 7	2	—	2	—	—	—	483	1	484
徳島 Tokushima	539	5	544	— 14	— 1	— 15	6	—	6	1	—	1	560	6	566
高松 Takamatsu	1,111	—	1,111	×3 24	— —	×3 24	3	—	3	—	—	—	1,141	—	1,141
高知 Kochi	745	11	756	×4 58	— 1	×4 59	18	—	18	—	—	—	825	12	837
名古屋 Nagoya	1,617	49	1,666	×10 232	×1 3	×11 235	7	—	7	—	—	—	1,866	53	1,919
三重 Mie	714	—	714	×10 34	— 3	×10 37	6	—	6	—	—	—	764	3	767
岐阜 Gifu	731	—	731	×1 43	— 1	1 44	8	—	8	—	—	—	783	1	784
金澤 Kanazawa	689	19	708	×6 76	— 3	×6 79	4	—	4	—	—	—	775	22	797

矯正図書館
刑政第44巻第4号

廣島 Hiroshima	1,295	78	1,473	× 9 171	— 7	× 9 178	7	1	8	—	—	—	1,582	86	1,668
山口 Yamaguchi	769	2	771	× 3 61	— 2	× 3 63	8	—	8	—	—	—	841	4	845
岡山 Okayama	979	2	981	× 1 52	— —	× 1 52	16	1	17	—	—	—	1,048	3	1,051
松江 Matsue	761	1	762	× 1 39	— 3	× 1 42	5	—	5	—	—	—	806	4	810
松山 Matsuyama	698	2	700	× 3 52	— 3	× 3 55	5	—	5	—	—	—	758	5	763
長崎 Nagasaki	757	—	757	× 5 89	— 5	× 5 94	8	—	8	—	—	—	859	5	864
三池 Miike	688	—	688	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	688	—	688
福岡 Fukuoka	1,648	45	1,693	× 7 155	3	× 7 158	20	—	20	2	—	2	1,833	48	1,880
大分 Oita	394	—	394	× 2 44	— 1	× 2 45	1	—	1	—	—	—	441	1	442
熊本 Kumamoto	799	2	801	× 1 48	— 1	× 1 49	4	—	4	—	—	—	852	3	855
鹿兒島 Kagoshima	424	24	448	× 3 58	— 1	× 3 59	2	—	2	—	—	—	487	25	512
宮崎 Miyazaki	442	—	442	×22 36	— 2	×22 38	2	—	2	—	—	—	502	2	504
沖繩 Okinawa	339	8	347	— 43	— 3	— 45	10	—	10	1	—	1	392	11	403
宮城 Miyagi	764	40	804	— 58	— —	— 58	5	—	5	—	—	—	827	40	867
福島 Fukushima	379	—	379	× 1 25	— —	× 1 25	11	1	12	—	—	—	416	1	417
山形 Yamagata	228	—	228	— 34	— —	— 34	5	—	5	—	—	—	267	—	267
秋田 Akita	426	—	426	× 1 85	— 1	× 1 86	6	—	6	—	—	—	518	1	519

青森 Aomori	277	—	277	— 22	— —	— 22	4	—	4	—	—	—	303	—	303
札幌 Sapporo	1,166	23	1,189	×14 110	— 6	×14 116	15	1	16	—	—	—	1,305	30	1,335
函館 Hakodate	444	1	449	× 1 35	— —	× 1 35	—	—	—	—	—	—	480	1	481
網走 Abashiri	537	—	537	× 1 3	— —	× 1 3	—	—	—	—	—	—	541	—	541
釧路 Kushiro	257	—	257	× 1 30	— 1	× 1 31	1	—	1	—	—	—	289	1	290
小田原（少年） Odawara (for juvenil delinquents)	327	—	327	— 2	— —	— 2	—	—	—	—	—	—	329	—	329
川越（同） Kawagoe (ditto)	291	—	291	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	291	—	291
姫路（同） Himeji (ditto)	555	—	555	— 12	— 1	— 13	—	—	—	—	—	—	567	1	568
岡崎（同） Okazaki (ditto)	211	—	211	× 5 73	— 2	× 5 75	3	—	3	—	—	—	292	2	294
岩國（同） Iwakuni ditto)	332	—	332	— 3	— —	— 3	—	—	—	—	—	—	335	—	335
久留米（同） Kurume (ditto)	355	—	355	× 1 14	— —	× 1 14	2	—	2	—	—	—	372	—	372
盛岡（同） Morioka ditto)	217	—	217	— 7	— 1	— 8	—	—	—	—	—	—	224	1	225
北海（同） Hokkai (ditto)	135	—	135	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	135	—	135
八王子（同） Hachioji (ditto)	99	—	99	× 1 6	— —	× 1 6	2	—	2	—	—	—	108	—	108
總計 Sum Total	40,092	583	40,675	× 257 4,715	× 2 147	× 259 4,862	419	8	427	4	2	6	45,487	742	46,229

矯正図書館

法學志林

第三十三卷　第三號

昭和六年三月一日發行

法律における文化及び價値……牧野英一

□　社會エネルギー論的法律論の方法的意義

英法に於ける海上運送賃の研究……小野谷操三

不法行爲に因る損害賠償請求權の時效起算點……岩澤彰二郎

犯罪の被害者に對する損害賠償問題……常盤敏太

法史瑣談……宮下嘉三郎

東京

法政大學發行

新刊批評及思潮概觀

□　婚姻の近代化

□　保安處分の社會的及び道義的意義

□　自然法思想の復活

□　法治國の現代的意義

判例　民事五件　刑事四件　行政二件

歐文

□　我邦における調停法……（牧野）

□　國際人格と國家の意思……（松原）

法學新報

第四十一卷　第四號　定價一冊　五十錢

昭和六年四月一日發行　郵稅一冊一錢五厘

論叢

合家……高柳眞三

詐欺罪に於ける損害と不法領得の意思……吉田常次郎

堪航能力擔保義務に關する一考察……小町谷操三

——商法第五九一條の解釋——

相隣權の機能に關する史的考察（二・完）……村教三

資料

伊太利の改正破產及和議法竝に希臘の和議法……齋藤常三郎

海商法の獨立性（五）……小町谷操三（譯）

新英國株式會社法論（三）……佐々穆

雜報

自動車交通事業法案　外國文獻輯報　記事

發行所　中央大學內　法學新報社

發賣所　東京神田一ツ橋　有斐閣

同神田仲猿樂町　嚴松堂

末弘嚴太郎博士責任編輯

法律時報

第三卷　四月號　第四號

口繪　小菅刑務所の內外

卷頭言

行刑法改正の基本問題……小野清一郎

行刑六十年の足跡……正木亮

敎育刑と監獄勞働……木村龜二

判決宣言倫理と刑務委員會……大森洪太

刑罰改良の方向……塚崎直義

小菅刑務所訪問記……刑務所現業員の優遇……太田秀穗

立入禁止の刑法的效力……英國での見聞二……山室軍平

衆議院本會議の議事手續（中）……保安處分の特質……武田精宏

有閑法學（十六）……末弘嚴太郎

法律時觀……

新刊批評……

「春木先生還曆祝賀紀念論文集」……廣濱嘉雄

判例要旨・法律相談・法律時報・新法令・文獻月報

定價五〇錢

東京和丸ノ內ビルヂング　日本評論社　電話丸ノ內一三一一番　振替東京一六三番

法律新報

第貳百四拾九號

昭和六年三月十五日發行　（毎月三回五の日發行）

〔法律新報〕裁判所の事務閉止（下）

〔論　說〕

一判例に對する私見（法政大學教授横井二郎）▲廢戸主制度に就て（辯護士角田幸吉）▲法典編纂所感（生田信三）

〔海外事情〕

捜査寓話　科學と犯罪（六一・安東禾村生）▲獨逸判例ⅱ鐵路上の日除けと不法行爲（法學士永見茂）

〔雜　報〕

大審院事實審理決定竝判決▲區裁判所事務停止問題▲大阪辯護士會臨時總會▲自動車交通事業法案▲蚊涙錄（三〇・辯護士森觀）▲少年審判所取扱少年數▲陸軍大臣指定辯護士▲酒談（五・辯護士秋山高三郎氏談）

〔判　例〕例により大審院以下各裁判所の判例滿載

發行所　東京丸の内仲通三號館

法律新報社　定價一部金二十錢・送料五厘

編輯餘錄

◇　ハワード・リーグは相不變死刑廢止に向つていそがしい事業を續けて居る。その仕事は漸くイギリスの一部を動かしたらしい。久しくねむつて居るわが國に於けるこれに關する思想は相不變動きさうにないが、とにかく新聞記者は創作的にわが之に關する思想を動かさうとして居る。

◇　時や乘ずべし、外部にそんな機運が起る以上本誌は之を默するわけには行かない。尾後貢君のアメリカものの紹介は時々その好讀物ではあるまいか。

◇　編輯と直接關係の深い正木君が此の中旬から流感に倒れて未だ病床にうなつて居るので卷頭言が特に遲れたし、また懲罰問題はうまく今月中に間にあふかどうか問題だ。

◇　病中うなりながらかいた卷頭言にめんじて今月號の不出來は特にゆるしていただきたい。今月中には全快の筈だから五月號からは括目すべき編輯を試みたい。

◇　懸賞論文は目下審査中。刑務所に大々的の新陳代謝が行はれた。之れからの行刑が見ものだ。

昭和六・三・二三日

――あき雄――

廣告料　五號活字半段一行　金一圓
一等二頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。

定價表

一冊（稅共）　金二十五錢
六冊（稅共）　金一圓五十錢
十二冊（稅共）　金三圓

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年四月七日印刷納本
昭和六年四月十日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　佳江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三六四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三六四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第44巻第4号

矯正図書館

44e Année nº 4 Avril 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shioṅo

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A.— La peine disciplinaire au point de vue de la politique criminelle.

Ogonuki, S.— De la peine de mort aux Etats-Unis d'Amérique du Nord.

Quelques pages des journaux de B. Freudenthal de ses visites en Angleterre et aux Etats-Unis en 1927.

Mouvement des idées à l'étranger :

F. Tannenbaum, The Community that Osborne has built.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio